

第九十六回国会
衆議院

社会労働委員会議録第六号

昭和五十七年四月八日(木曜日)
午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 唐沢俊二郎君

理事 今井 勇君

理事 丹羽 雄哉君

理事 金子 みつ君

理事 平石磨作太郎君

浦野 休興君

小沢 辰男君

金子 岩三君

木野 晴夫君

白川 勝彦君

戸沢 政方君

長野 祐也君

浜田卓二郎君

山下 徳夫君

川本 敏美君

梅野 榮二君

塩田 晋君

小沢 和秋君

柿澤 弘治君

出席國務大臣

厚生 大臣 森下 元晴君

出席府政委員

外務大臣官房審議官 藤井 宏昭君

厚生大臣官房総務審議官 正木 馨君

厚生省環境衛生局長 柳 孝悌君

厚生省医務局長 大谷 藤郎君

厚生省業務局長 持永 和見君

厚生省社会局長 金田 一郎君

委員外の出席者

内閣総理大臣官房参事官

大蔵省主計局主計官

社会労働委員会調査室長

幸田 正孝君

大和田 潔君

山口新一郎君

北村 和男君

小林 功典君

小西 亘君

篠沢 恭助君

河村 次郎君

委員の移動

四月七日

池端 清一君

補欠選任

上田 哲君

同日

池端 清一君

補欠選任

上田 哲君

同日

池端 清一君

補欠選任

上田 哲君

同日

池端 清一君

補欠選任

上田 哲君

同日

池端 清一君

補欠選任

本日の会議に付した案件

理事の補欠選任

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)

国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)

厚生関係の基本施策に関する件

○唐沢委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑は去る一日終局いたしました。

この際、森井忠良君外三名から、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び日本共産党四派共同提案に係る修正案が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。森井忠良君。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する修正案

(本号末尾に掲載)

○森井委員 ただいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び日本共産党を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の要旨は、昭和五十七年度における障害年金、遺族年金及び留守家族手当等の額の引き上げ

の実施時期を、昭和五十七年五月から同年四月に繰り上げること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○唐沢委員長 以上で修正案の趣旨説明は終わりました。

この際、本修正案について、国会法第五十七条の三の規定により、内閣の意見を聴取いたします。森下厚生大臣。

○森下國務大臣 ただいまの日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び日本共産党提出の修正案については、政府としては反対でございます。

○唐沢委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に付するものでありますが、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、森井忠良君外三名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○唐沢委員長 起立少数。よって、本修正案は否決いたしました。

次に、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○唐沢委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○唐沢委員長 この際、大石千八君外六名から、

自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党、新自由クラブ・民主連合及び柿澤弘治君共同提案に係る本案に附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。提出者より趣旨の説明を求めます。大石千八君。

○大石委員 私、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党、新自由クラブ・民主連合及び柿澤弘治君を代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)
政府は、次の事項につき、格段の努力を払うべきである。

一 国民の生活水準の向上等に見合つて、今後とも援護の水準を引き上げ、公平な援護措置が行われるよう努めること。

なお、戦没者遺族等の高齢化の現状及び生活の実態にかんがみ、一層の優遇措置を講ずるとともに、援護の水準の引上げに伴つて被用者医療保険における被扶養者の取り扱いが不利にならないよう配慮すること。

二 給付改善の実施時期については、従来の経緯を踏まえ、適切な措置を講ずること。

三 第二次大戦末期における閣議決定に基づく国民義勇隊及び国民義勇戦隊の組織及び活動状況等について明確にするとともに、公平適切な措置をとり得るよう検討すること。

四 満洲開拓青年義勇隊開拓団については、国境及び満鉄警備等に関する事実を調査するため、関係者と連絡を密にし、一層資料の収集に努め、問題解決のため努力すること。

五 戦没者遺族等の高齢化が進んでいる現状にかんがみ、これら遺族の心情に十分に配慮し、海外旧戦域における遺骨収集、慰霊巡拝等については、更に積極的に推進すること。

六 生存未帰還者の調査については、引き続き関係方面との連絡を密にし、調査及び帰還の促進に万全を期すること。

七 中国残留日本人孤児の肉親調査を今後とも積極的に推進するとともに、帰国を希望する孤児の受入れについて、関係各省及び地方自治体が一体となつて必要な措置を講ずること。

また、中国からの引揚者が一日も早く日本社会に復帰できるよう、その対策に遺憾なきを期すること。

八 かつて日本国籍を有していた旧軍人軍属等及び旧国家総動員法による被徴用者等に係る戦後処理のなお未解決な諸問題については、人道的な見地に立ち、早急に、関係各省が一体となつて必要な措置を講ずるよう検討すること。

九 原子爆弾による放射能、爆風、熱線等の傷害作用に起因する傷害、疾病を有する者に対する障害年金の支給及び死亡者の遺族に対する弔慰金、遺族年金等の支給に当たっては、現行援護法の適用につき遺憾なきを期すること。

十 法律の内容について必要な広報等に努める等更にその周知徹底を図るとともに、相談体制の強化、裁定等の事務の迅速化に更に努めること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○唐沢委員長 以上で趣旨説明は終わりました。採決いたします。

大石千八君外六名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○唐沢委員長 起立総員。よつて、本動議のとおり本案に附帯決議を付することに決しました。

○唐沢委員長 お諮りいたします。

本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○唐沢委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

(報告書は附録に掲載)

○唐沢委員長 この際、厚生大臣から発言を求められておりますので、これを許します。森下厚生大臣。

○森下国務大臣 ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして努力いたす所存でございます。

○唐沢委員長 次に、厚生関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。森井忠良君。

○森井委員 三月十八日に私から質問をいたしました国民健康保険の十一月予算の件について、検討されたことと思ひますけれども、その結果をお聞きをいたしたいと存じます。

第一は、国庫補助と保険者の会計年度区分が異なるのはおかしいのではないかと、第二は、国保組合の五十七年度予算編成について組合の事務運営に支障がないようにされたいということ、以上の二点について検討結果をお答えいただきたいと存じます。

○篠沢説明員 ただいまの第一の点につきまして私からお答えをさせていただきます。

今回の措置は、法的なこととはちがくいたしまして、行政として必ずしも適当な姿であるとは申しにくいと存じます。そこで、国保事業については国と地方公共団体の会計年度区分が合致して

いることが望ましいので、今回厚生省におきまして発足いたしました国保問題懇談会における国保制度のあり方についての検討等を踏まえまして、今後できるだけ早く合致させるよう努力してまいりたいと存じます。

○大和田政府委員 第二の問題でございます昭和五十七年度の国保予算につきましては、行政庁の指導の変更によりまして保険者に御迷惑をおかけいたしましたことが、国民健康保険組合の予算認可に当たりましては、国保組合の事業運営に支障が生じないよう特例措置を講じまして、弾力的に対処をしていくこととしております。

○森井委員 次に、私はいわゆる第二薬局の問題についてお尋ねをいたしたいと存じます。

いわゆる第二薬局につきましては、たしか昨年の三月、本委員会におきまして私から問題提起をいたしました。そのときには大和田保険局長、それから当時の山崎薬務局長、さらに園田厚生大臣からそれぞれ御答弁がございました。重複は避けさせていただきますけれども、いづれにいたしましても第二薬局はいらぬ問題がある。たとえば医師の所得の分散につながるのか、あるいはまた医薬分業の趣旨に照らしましても、昭和五十年の薬務局長通知、機能的、構造的、経済的に独立をしていないというふうな問題、あるいはまた患者から見ますとよい負担を強いられる、あるいはまた薬局選択の自由が侵される、あるいはまた処方方の公開にもとらぬいろいろ問題が提起をされて、いま申し上げました厚生大臣を初め関係の局長も問題点については十分認識をされたわけでございます。

その後一年たちました。率直なところ、いままで厚生省が具体的に、そういう問題のある第二薬局、社会的に非難の強い第二薬局について依然として何ら措置をなされていないということについては、私はきわめて遺憾でございます。その後、今日までの時点で新たに調査をなさったのか、あるいはまた具体的に強力な行政指導等をなさったのか、まず事実関係についてお伺いをしたいと存

じます。

○持永政府委員 第二薬局につきましては、先生御案内のとおり五十五年十二月に調査をいたしておりましたが、五十五年十二月の調査以後特設の調査はいたしておりません。

私もといたしましては、第二薬局についていろいろ御指摘のような問題があることは十分承知いたしておりますが、薬事法の上からは、薬局の独立性というような形で、許可の申請に際しましてはできるだけその独立性を保つような薬局の開設を指導するという形で指導強化を図ってまいつたところでございまして、全国の担当課長会議その他で、繰り返しこの問題については触れておるところでございします。

結果と申しては何でございしますけれども、第二薬局の開設の状況を見ますと、昭和五十六年におきましては前年に比べましてかなり開設の件数が減っている、こういうような状況にあるわけでございます。こういう意味合いで、そういうことを申し上げるのもあれでございしますが、指導強化の効果はある程度上がっているのじゃないかというふうな感じはいたしております。

○森井委員 去年問題を指摘をいたしまして一年経過しておりますが、いま特設の調査は、していらつしやらないということなのですね。特設でなくともよろしゅうございしますが、その後ふえているのか減っているのか、数字をつかんでおる範囲で明らかにしてください。

○持永政府委員 前回、五十五年の十二月の調査で把握いたしましたいわゆる第二薬局の数は、先生御承知と思いますが、千七件でございします。この許可件数を経年的に見てみますと、昭和五十四年、五十五年、たとえば五十四年が二百五十六、五十五年が三百三十九ということ、きわめて多い許可件数でございします。こういう問題もございまして、私どもの方も、先ほど申し上げましたように、申請許可に当たりましての指導を強化してまいつたわけでございますが、五十六年におきましては、各ブロックの幹事県を通じて照会した

数字でございしますけれども、五十五年の三百三十九に対して百二十四ということで、かなり減っている状況でございします。

○森井委員 それにしても、あれだけ去年問題になりながらまだ百二十幾つもふえてきておるというのはどういふわけですか。それが第一点。

第二薬局の定義についてはいろいろございしますが、少なくとも千七という数字を把握なさつたときの仮定義が一応あるわけでございます。さらにその前にさかのほれば、先ほど申し上げました昭和五十年の薬務局長通達でも一応の規制はできることになっておるわけでございますが、依然としてふえておる。これはどういふ理由なのか。本来の調剤薬局というのとはふえてくれなければ困るけれども、そうではなくて第二薬局は一件もふえてはいかぬということなのに、なぜ百二十四もふえたのかということが一つ。

それからもう一つ問題なのは、これも明らかにしていただきたいのですけれども、健康保険法の第四十三条ノ三で三年に一回更新をするのでしよう。三年に一回更新をする、逆に言えば、いまある第二薬局は三年たてば一応その保険薬局の指定は消滅するのです。ほうつておけばこれは、消滅する六カ月前から何か問題を提起しない限りは自動的に継続するのですけれども、少なくとも法的には三年間で一応切れるというのがたてまえなのです。なぜ切れないのですか。しかもいまあなたがおつしやつたように、千七のうちで約六割に当たる六百くらいは五十四年と五十五年、つまり医師優遇税制がわずかではありますけれども正をされたときに、急にふえたのです。

そして、申し上げるまでもありませんけれども医師は処方せん料がかせげる。単価は五点上がつて五十五点になって五百五十円、これはほうつておいても医師の手に入るのです。薬局の方は調剤料なり薬価差益なりというものが入るのです。そういうことを別にいたしましたし、処方せん料だけでも大きな額でしょう。いま調剤薬局から上がってくるレセプトは、大ざっぱに言うところ

七千万枚ということになると思いますが、そのうち三分の一、二千万枚強は第二薬局からなのです。いつか申し上げましたが、計算してごらんさい、これだけで百億以上の金がむだになつていふじゃないですか。なぜいままでのものを取り消さないのか。もう更新の時期が来ている、五十四年でしたら五十七年ですから、こんな重大なことをなぜほうつておくのか。私も言いたくはありません。少し肩に力が入つて困るから僕もリラックスして話をしたいと思いますが、せめてこれだけはやつてほしいということでは私はずつましい発言を去年しているのです。

ですから、なぜまだふえておるのかという理由と、二つ目は中央社会保険医療協議会に諮つて更新の時期に淘汰をするということができないのか、明らかにしてください。

○持永政府委員 先生お尋ねの件の前段の問題にお答えを申し上げたいと思ひます。

いわゆる第二薬局として私どもが調査いたしました定義は、これも御案内のとおり特定の医療機関に隣接して設立された薬局ということ、それから薬局の開設者が特定医療機関の開設者あるいはその配偶者あるいはその親族といったような二つの条件を見まして第二薬局という概念づけをいたし、それによつて調査したものでございします。

それで、薬事法に言いますいわゆる薬局の開設というものは、薬事法の上では保健衛生の上からの衛生法規としての規制をいたしておるわけでございます。これも御案内のとおり薬局の構造設備でございますとか、あるいは開設者の資格事由でございますとか、あるいは管理者としての薬剤師の設置、そういう点での規制をいたしておるわけでございますが、いま申し上げました第二薬局というのは確かに医療機関からの構造的、機能的、経済的な独立性という点からいろいろ問題があるということで、開設許可に際しましてはそういう意味での独立性を確保するような指導をいたしておるわけでございます。

ただ、何せ薬事法の規制というのはいろいろ制約があるわけでございます。そういう意味合いで、私どもとして開設許可が出たものについてさらに保健衛生上の観点からの制約という面での指導はいたしておりますけれども、ある程度の限界があるというふうなことであらうと考えられるわけでございます。

○大和田政府委員 第二の問題につきまして私からお答えをいたします。

すでに更新の時期が来つたものもあるものがあるじゃないか、来ているものもあるじゃないか、これをどういふふうにしていくのか、そのときに更新を拒否するというのができないのか、こういうようなお話だと思ひますが、実は、個々具体的な問題といたしましては個々具体的な問題として各県を指導しておるわけでありまして、先ほど薬務局長も申し上げましたが、保険サイドにおきましても全国の保険課長会議であるとか、そういうふうな会議があります都度、かなり具体的にそのようなものにつきましての指導をしておるわけでございます。

ただ、更新の拒否ということになりますと、いわゆる第二薬局の中で独立性が担保されていない、あるいは開放性が担保されていないといったようなものを具体的に把握をいたしまして、これを拒否していくということがやはり必要でございします。これはそのような指導を個々にやつておるわけでございますが、ただ、これにつきましてはもつと総合的に詰めて、そして私どもといたしましては早急に各県に対して指導通達を出していきたい、こういうふうな考えをしております。それによりましてただいま申し上げた独立性が担保されてない、開放性が担保されてない、あるいは保険薬局としての運営が妥当に欠く、たとえば処方せんを個々の患者に渡さないで医療機関から薬局へ渡してしまうといったようなケースがありましたら、それはやはり適正な運営ではない。これは指導監督を強化することによりまして適正化を図っていくというふうなことにいたしまして各県を指導していきたい、指導通達を出してそういう

ようなことにしたいというふうな考えでございまして、現在早急に検討を急いでおるところでございます。

○森井委員 保険局長は第二の問題しかお答えになりませんが、私は第一の問題こそあなたがお答えになるべきだと思うのです。言われたように業務局は、一定の基準がそろえば薬事法上業務の認可というのはいくらでもなぬかまわらない。しかし保険局は、業務局が認可をした薬局を無条件で保険局と認める必要はない。これは去年の私の質問に対しても明確にお答えになつていらつしやいます。だから保険局上問題があれば、特に第二薬局と明らかに見られるものについては指定をする必要はない。いままでも実績があるでしよう。つまり業務局が認可をした薬局について、第二薬局だからという理由で保険局としてなかった例があるはずでございます。わずかなのはありますが、すでにそういった前進の面が幾つかある。これはぜひあなたの口から明らかにしていただきたい。それが一つ。

二つ目は、いま保険局と指定をしている第二薬局について、あなたはなかなかむずかしいとおっしゃるが、行ってみなさい、ちゃんと敷地があつて、病院の入り口と薬局の入り口は違ふけれども、調べてみたら開設者は同じ医師であつたり医師の奥さんであつたり、そういう明確な山ほどあるじゃないですか。とりあえずわかる分だけでも数えていってごらんない。全国、これは明確です。ぱしりと写真を撮つてこれが第二薬局だなどという典型的なものが山ほどあります。それすらあなたはいまも更新の拒否をしつとになさつていない。そういった直ちに目につくものについては取り消す必要があるんじゃないですか。

○大和田政府委員 実績の問題でございますが、つまり薬局については保険局として指定をしなければならぬ実績というのはいまもありません、先生おっしゃいましたように、個々の問題といたしましてこれは保険局として指定するのは適当でない

というものは実は幾つかございます。ただ、私どもは集計はしておりません。各県からの情報として上がつてまいりますのは聞いておりますけれども集計をしておりませんので、その点はひとつ御容赦いただきたいと思いますが、先生おっしゃいましたように具体的にそれはあるということでございます。

それで第二番目の御質問でございます。たとえば保険局として公道に面していない、つまり先ほど申しましたいわゆる開放性がない、だからどこからでも自由に選択ができるといったような状態にないというの、確かに保険局としては不適当でございます。そこで、先ほど申しましたように、これらの問題を含めましてこれをどのよう

に規制していくかという問題につきまして私どもは早速に詰めておるところでございますので、しばらく時間をおかしただきたい、このように思うわけであります。

○森井委員 繰り返すようですが、園田厚生大臣は、いま私持つておられますから、原稿なしで話しているのですから表現上は定かには申し上げられませんけれども、こんな社会的に問題があるものを放置してはならぬ、もう猶予ならぬ、強力な指導もするが、指導で支障があるのなら法律を改正してもやりたと言われたのです。その意味ではあなたの答弁はどうもなまぬい気がしてならぬのです。いままでの第二薬局というのは全部居座つておるでしよう。一つも取り消したのはいない。ちよつと確認しておきますが、取り消したのはいないのです。

○大和田政府委員 最近におきます例といたしましては、先ほど申しましたように、第二薬局が適正な運営を欠く、たとえば患者に処方せんを渡さないで医療機関から薬局の方へ処方せんが行つてしまふというものは、これは薬局として不適当である、そういったようなことで第二薬局を取り消した例はございます。しかし、いまのところはそれほど多くはございませんけれども、それはそれと多くはございませんけれども、それはそれとおっしゃいます、そ

れは新たな申請についてはそうかもしれませんが、具体的な数字を挙げますと、去年の三月に発表した千七という数字が出ておる。第二薬局は千七あります。その千七については取り消したものはないのでしやう。

○大和田政府委員 それはごく少数でございますが、私いま申ししたのはその中の第二薬局でございます。

○森井委員 では、その点については努力の跡を認めますが、先ほど申し上げましたように、一見すぐわかる第二薬局がまだ国内にうようよしておる。これについては局長通達を出しておつしやい

ましたけれども、中身については後でまた御質問申し上げますが、とりあえず地方社会保険医療協議会に諮つて、都道府県知事の直接の仕事になりますけれども、いずれにしても更新を拒否する方向で局長通達もお出しになるのですか。

○大和田政府委員 具体的にどういう場合にどういふケースでやるかという問題につきましては、いま詰めておりますが、その方向といたしましては、先ほど来申し上げておりますように、独立性に欠ける、開放性に欠ける、それから保険局としての運営に適正を欠くといったようなものにつきましては、これを指定をしないあるいは更新の際には更新をしないという方向で指導していくというつもりで、私ども検討しておるわけでございます。

○森井委員 第二薬局というものの定義については、これは確かにむずかしいことはわかります。先ほど言いましたように、見ればすぐわかるものもありまふ。それから、それ以外にもあなた方がとりあえず仮定義をなさつて千七というのをお調べになつた、そのときの仮定義が一つ重要な参考でしやう。

それから、私はこの際申し上げておきますが、いまごろはファクシミリの時代で、電送して患者が行く前に、この患者が行くからこれだけの薬を出せというふうなことを事前に指令ができるような仕組みになつておるのです。ファクシミリに

よる電送で、事実上医療機関とそして薬局というものが従属関係にある、薬局が従属関係にあるというふうなものもございまして。

そのほかいろいろありますけれども、できるだけ現実的に即して、そういった意味では定義はシビアになさつてお決めになるおつもりなのか、お伺いしておきたいと思ひます。

○大和田政府委員 まだ具体的なところまでは申し上げられないわけでございますが、やはり問題といたしましては、先生おっしゃいましたように、たとえば医療機関の開設者の配偶者あるいは親戚がやつておるといふだけでは、これはなかなかただいま申しましたようないわゆる取り締まりの対象にはなりにくい。やはりそこで薬局としての独立性なり開放性なりが欠けておる、運営が適正でないといったようなものをつかんでいかなければならぬ、こういうことでございまして。これはやはり権利を制限するわけでございますので、慎重にやつていかなければならぬというところにむずかしさもあるわけでございます。いま慎重にそういう意味では検討を深めておるというふうな段階でございます。

○森井委員 もう一つ問題提起をしておきたいのですけれども、たとえばある国立大病院のようになかなか歴史のあるものもある。しかし、私は冷静に考えますと、これも事実上同じ建物で処方せん料なり調剤料というものが余分に出ておるわけですから、これも直さなければならぬ。しかし、歴史的な経過もあつて、特にあなたの方官僚はなかなかそういったものについては直さなかつたというきわめて悪い弊害があるわけですが、たとえばそういったものについては、これは第二薬局退治の一つの方法だと思ふのですが、保険点数で、幾ら薬局をつくつても点数は院内処方と変わりませんよというふうな、いわゆる保険点数で抑えるという方法だつてあると思ふのです。これも検討されますか。

○大和田政府委員 私は、一つの考え方であるというふうな考えでおるわけでございます。ただ、

ただいま先生おつしやいましたようなことをしますには、やはり告示で、ある保険薬局に対してはこれだけの点数、ある保険薬局に対してはこれだけの点数ということを明確に決めていかなければならぬ。告示で決めますには、決められる対象である保険薬局、これは第二薬局の定義は何かというのを明確にしていかなければならないというむずかしさが実はあるわけでございまして、そういったようなことからいたしますと、検討はいたしますが、なかなか簡単ではないというふうに考えておるわけであります。

○森井委員 ぜひ検討していただきたいと思ひますし、しなかつたらまたもう一回質問させていただきます。

そこで、局長通達はいつごろをめどに考えていますか。

○大和田政府委員 早急にいま詰めておりますので、もう少ししばらく時間をおかし願ひたいと思ひます。具体的に、たとえば四月いづいばいどうとかいうふうなことはなかなかまだ申し上げられませんが、できるだけ早くこれを完成をさせていきたいというふうに考えております。

○森井委員 最後に大臣にお伺ひいたしますが、お聞きのとおりでございます。なかなか役所の人はやらないのですよ。関係団体との協議だとかなんとか言ひましてね。いま担当課長会議等は開きましたか、あとは何もしてない。しかし、釈迦に説法になりますから申し上げませんが、まず医療費のむだを省く、これは時の問題ですから、その最たるものの一つに私は例示をさせていたいただきました。そういう意味で、第二薬局の問題は、ぜひ大臣が直接号令をかけていただきまして、一日も早く正常な姿に戻るよう、大臣として政治生命をかけた御努力をいただきたいと思うのです。いかがでしょうか。

○森下国務大臣 この第二薬局の問題は、ただ業務行政だけの問題ではなく、やはり保険医療全般にかかわる問題でございまして、医療費全般の中で薬価の占める割合が三五%とかまた三八%、

非常に高額になっておることは事実でございまして。特に高齢化社会を迎えるに当たり、この点私ども非常に心配をしております。

そういう中で、このいわゆる第二薬局と言われるもののいろいろと悪い面についてたびたび国会でも取り上げられておりますし、特に森井議員は歴代大臣にも質問されまして、前向きな答弁をいただいております。私も実は聞いております。なお、先般も長野議員からもこの問題について御質問を受けました。

そういうことで、医療分業の基本は何であるかというこの原点に返ればこれはおのずからよくわかるわけでございまして、当然この第二薬局のよう制度をこのまま放置しておくべきでないというところで、局長答弁もございしましたように、いろいろ指導等をやつて、できるだけ早くチェックをしていこうというような方針は持つておるわけでございまして、私もこの点は従来以上にひとつ熱心にやつていきたい。そして本当の医療分業の实が上がるようにやりたいし、また診療側にとつても、いわゆる診療の収入というものは薬によつてもうけるのだという非常に疑惑を与えるような傾向もあると思ひます。これはやはり診療側にとつても、医師の立場にとつても、余りよくないことだと実は思つております。そうでないのだというために、私はこの第二薬局のような紛らわしい存在はだんだん少なくしていくべきである。諸外国でもやつておりますように、本当に医療分業によつて独立性、そして開放性のある薬局がたくさんできまして、国民医療の向上に尽くすということが私どもの目標でございまして、ただ大臣答弁で、その場過ごして過ごすようなことは今後私もいたしたくないということ、全力を挙げてやることを申し上げて、御答弁いたします。

○唐沢委員長 次に、川本敏君。

○川本委員 私は、中国残留孤児の処遇の問題について少しお聞きしたいと思ひます。

まず最初に、援護局長にお聞きしたいのですが、中国残留孤児と言われるのは、どのぐらいの

数の人がまだ向こうに残つておるのか、現在まで里帰りされた人はどのぐらいおられるのか、すでも帰国されておる方の数はどのぐらいおられるのか、この辺の実態がもしわかりましたら、ひとつ。

○北村政府委員 お尋ねの中国残留日本人孤児の概況でございまして、本人から調査依頼のありましたものが千四百八名に上つております。このうちこれまで身元が判明いたしましたものが五百三十八名でございまして、それを差し引きしました八百七十名の孤児につきまして現在調査を行つておるわけでございまして、それで、この五百三十八名判明いたしましたうち、すでに日本に永住帰国いたしましたものが六十五名、一時帰国をいたしましたものが二百三十七名という数字になっております。

このほかにまだ本人から名のりの出ていないいわゆる潜在孤児がどのぐらいいるかという問題は、なかなかむずかしい問題でございまして、詳細が不明でございまして。

○川本委員 いろいろな情報を集めますと、残留孤児の数は三千人とも五千人とも言われておるわけですが。この間から、厚生省が肉親捜しのため六十人の孤児を呼び寄せて、大変御苦労いたした、社会的にも大きなセンセーションを巻き起こした、こういう形で、この問題がその後国民の間にもだんだんと理解されてきておる。私は、この中国残留孤児は戦争犠牲者じゃないかと思ひます。

これはいつも申し上げるのですが、ちょうど戦争が終りました当時、私は、旧満州じやないのですけれども、内蒙古におつたわけですが、八月十五日に戦争が終わつて、以来大体三千キロないし四千キロのところを四カ月も五カ月もかけて歩き続けて、ようやく北京に到着したのがもう正月であつた。その間一日も家の中に寝たことはない。毎日野宿ですよ。食べる物は何にもない。よくやくありついたとしても、飯ごうのふたに半分ぐらいのものをメリケン粉を練つただんごを入れ

て塩味をつけたもの、ようやくそれで飢えをしのできたわけですから、毎日のように、夜寝て朝起きると死人が出ておつたわけですよ。小さい五歳から六歳くらい、小学校へ行くくらいから下の子供は毎日死んでいったわけですよ。五十歳過ぎの人もたくさん亡くなりましたよ。栄養失調ですから。毎日のように、朝起きて、そういう亡くなつた人の死体を処理して、茶毘に付して、その骨をとつて、そして肉親または肉親が死んでしまつておらぬ人はだれかがその骨を提げて、そしてまた歩く。歩いて、その晩寝たら、翌日また死んでおるわけですよ。そんなことを四カ月も五カ月も繰り返して私たちは帰つてきたわけですよ。けれども、旧満州はもつとひどかつたと思ひます。

ソビエト軍が入つてきておりますし、そこへ開拓団とか旧満鉄とかというところへたくさんの方がおられたわけで、まして向こうの地理もわからない、言葉もわからない、そういう人たちがたくさんおつたわけですから、その混乱の中で多くの人が犠牲になっておるわけですよ。私は、この犠牲になつた人たちの中でも、開拓団の人や、いわゆる満鉄におられた人たちでも、恐らくいま戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用も受けていないと思ひます。戦後、いわゆる軍に協力して行動しなかつた場合は開拓団といえどもこの法律は適用されないわけなんです。

戦後の混乱した中で亡くなつた人は、私は、ほとんどこれは戦争犠牲者であると思ひます。まして、その人たちが、もうこのまま連れて歩いたら子供が死んでしまふ、だから子供を預けたければしょうがない、その子供を中国人に預けたら、あるいは養子としてもらつてもらつたり、これはだれが責めることができるのか、殺すわけにはいかぬのですから。そういう中でいま中国残留孤児の問題が出てきておるわけですよ。私はこれは、親が預けたということは国が預けたということに通じらうと思ひます。日本政府が見捨てたのです。だからこれは戦争犠牲者だと私は思ひます。この点について、大臣は、戦争

犠牲者だと思えますか。

○森下国務大臣 一言で言えば、そのとおりでございます。

いま川本議員、内蒙古と言われましたが、恐らく大同か包頭あたりから引き揚げられたと思います。私は張家口におったものですから非常に運よく八月の二十二日には実は北京に帰りました。張家口だけ先に帰って、京包線がとれたというところで大同から奥の人はずいぶん苦労されて、山西の太原を回ってお帰りになったというところは実は聞いておりまして、実は感無量の思いであります。幸い張家口の場合は、在留邦人四万全部私どもと一緒に天津なり北京に帰りました。ずいぶん恨まれますし、荷物を全部張家口の駅へ積まして、体一つで帰ったわけで、孤児は出なかったのですが、いろいろと非難はございましたけれども、旧満州に比べるとはるかによかったです。

そういうことで、同じような体験をしておりますから、いまの経済的に繁栄しております日本の国情から考えました場合、また、三十七年間の日本の歩みから考えまして、戦後は終わったということを昭和四十二年に言っておりますけれども、まだまだ終わっておらないし、いまおっしゃいましたような問題も戦後処理の問題である、国の責任である、このように思っております。

○川本委員 そこで、肉親のところへ一時帰国をして、そしてもう一度中国に戻られた方が、今度はもう望郷の念に燃えるということ、しんぼうがでないということ、何とかして早く帰らしてやりたい、こういうことで、泣くように手紙が来るものですか、こちらにおる肉親が、貧乏だけれども、兄弟親類集まってお金を工面して、そして旅費を工面して送って、そして帰ってきたら自費帰国になるわけですね。その自費帰国者については引き揚げ者としての処遇をしておるのかどうか。この点についてはどうでしょうか。

○北村政府委員 国費をもって旅費その他の費用を支弁いたしますのは、原則として、本人あるいは引き受けの身元がお金がないということを前提

にしているわけでございます。いまお話しのようなケースにつきましては、五十四年度から再帰国につきましても、実情が、旅費その他の経費を支弁できないというケースにつきましては、国費をもって一時帰国を認めております。

○川本委員 これは戦後、いま大臣もおっしゃいましたが、私は大同から太原経由石家荘回りで帰ったわけですが、全部歩いたのですよ。鉄道線路伝いに歩いたのですよ。ところが、引き揚げ者援護については戦後何の法律もなかったわけですね、引き揚げ者援護法という法律はなかったわけですから。だから未帰還者留守家族等援護法を準用するような形で、通達によって戦後大量の引き揚げ者がある都度処理されてきた問題ではなからうかと思うわけです。だから旅費とか帰還手当についてはわずかな金額しか支給されていなかったわけですが、特に最近私のところへ手紙が参りました、東京の方ですけれども。

自費帰国で帰ってきたら引き揚げ者証ももらえないというわけですね。引き揚げ者の証明書がもらえないから、公営住宅に入ってもらいたいと言つても優先的には取り扱ってもらえない。一年間くらい待ちなさい、こう言われたそうです。あるいは職業訓練所に入りたいたいというところを思つても、何の証明書もないので、取り扱いは戦後ずっと日本の国内に住んでおる日本人と全く何ら変わらない。私はこれじゃおかしいと思うのですよ。自費帰国であつてもあるいは国の援護によつて帰国した人たちであつても、その人たちの処遇の悪さといつたら、これはもう戦争犠牲者として考えていない。全く戦争犠牲者という処遇をしていないんじゃないかと思うのです。

その点どうですか、援護局長。

○北村政府委員 実務上の問題といたしまして、残留孤児を含めまして中国から引き揚げてまいりますときには、当然北京の日本大使館に出頭していろいろと手続をするわけでございます。私ども事前によく連絡をさせていただきますので、その際帰国についての経費負担ができないというような場合

合には、このような国費負担制度があるということとを十分周知徹底するようにいたしております。

親元さんの方で、いや、それには及ばないというケースで自費でお帰りになるケースがあるようにございまして、その実情につきましても、私ども全体について詳細には存じておりません。ですが、帰られてから旅費その他の費用支弁には事欠かないけれども、あるいは職業訓練でありますとか、いまお話にはございませんでしたけれども、日本語を習うとか公営住宅に入りたいたとか、そういう御希望のある向きはあるかと思ひます。

いまお尋ねの公営住宅の優先入居の問題につきましても、どうしても順番は国費で帰られた方が先になりますけれども、建設省が担当しておりますこの問題につきましても、これまでも自費で永住帰国された方々については、各自自治体の協力を得て住宅を確保できるように私どもの方からいろいろとお願ひを申し上げている次第でございます。

○川本委員 帰ってきたつて言葉もわからないし、仕事も全然変わるわけですし、気候、風土も変わるわけですから、私はこれは大変なことだと思つたわけです。それにしてもはるかな帰還手当だけで、語学の問題についても、現在は日本語のカルテットを渡すだけでしよう。ポランティアで訪問指導したりいろいろやっておるようですが、私も、私はそれは見せかけだけで中身が伴わないと思う。商社とか大使館とか領事館とかに行つてはいるわが国の在外邦人の子弟が日本へ帰つてきて日本の高等学校、大学へ進学する際には、文部省は特別の措置をしておるじゃないですか。日本語を勉強したり、あるいは日本の学校になじむような教育程度にするために特別に集団で入学をさせたりして特別の措置を講じておるのに、それは金もうけで行つておるのですよ、仕事で行つておるのですよ。そういう恵まれた人たちにでも国はそれだけの措置をしておるのに、戦争犠牲者である中国残留孤児、あるいはその人が子弟を連れて帰つてきた場合に、その子供の教育にカセット

を一本渡す、これじゃ余りにもばかにしておるんじゃないですか。

私は、何かの施設を国がつくって、希望者は、希望者でなければいけませんけれども、少なくとも一カ年くらいはそこへ入つてもらつて、そして語学の勉強と職業訓練をあわせて行つて、日本の国内の生活に適応するような訓練機関を設けるといふような温かい配慮があつてもいいんじゃないか、こう思うわけです。

その点、そういうことは全然考えていないのかどうか。最近厚生大臣の私的諮問機関何かで検討委員会的なものを設置されたようだけれども、そういう中でそのような問題も討議されるのかどうか、ひとつ大臣お答えいただきたいと思うのです。

○森下国務大臣 孤児が日本に帰りまして言葉がでないと大変孤独になるというわけでございます。同じ血が流れておりまして言葉が通じないというところは生活上また生存上大変な問題でございますから、一日も早く言葉を覚えていただくことが日本の風俗、習慣になじんでいくわけでございます。カセットテープをただ渡すだけというだけでは実はないと私は思うのです。もっと適切な施設をつくつて、ちゃんと教育、その後には職業訓練と、こういう順序でなじんでいってもらいたい。そのために、いまちょっとお話がありました残留日本人孤児問題懇談会が先般発足いたしましたし、私もお願いをいたしましたわけでございますが、その中にはポランタリーの方も入っておりますし、また同時に、長らく大陸で生活をされて、向こうの実情等をよく知っておる方もお入りになっております。ただ懇談会をつくつて時を稼ぐということでは決してございせんので、孤児の心情等もそういう方々からいろいろ聞いて行政に生かしたい。

たとえば孤児といひましても一番若い人が三十七歳でございます、中には四十歳、もっと以上の人もおつて、子供はもちろんお孫さんもおられますし、また養父母の問題もございまして、非常に

複雑な事情も実はございますから、そういう点も考えまして、日本に帰られる方、また一時だけと
ききお帰りになる方、また養父母等を御一緒に
伴って日本にお帰りになる方、いろんなケースが
出てまいりますから、かなり慎重に配慮もしなけ
ればなりません。ただ一人お帰りになるというだ
けではございませんので、その点一般の引き揚げ
者の方と孤児の問題とは少しく内容が違うわけ
でございます。そういう懇談会をつくりまして、
御趣旨の方で万端漏れなきようにやつていき
たい、このように思っております。

○川本委員 帰ってこられた孤児もいまおつしや
つたように三十五歳以上、四十歳過ぎておる方
もおるわけですから年金の問題もあるわけですが、
これは私、きょう午後の年金のところで一緒に質
問したいと思っております。

そこで、この間、四月一日に、前の中国の駐日
大使で符浩さんという外務次官の方が日本へ来ら
れたときに、石野厚生事務次官とお会いになつ
て、いろいろ中国残留孤児の問題について厚生省
としては感謝の意を表したり協力を依頼したりし
たというのを新聞で拝見いたしました。そのと
きに符浩外務次官が言っておられるのは、養父
母の扶養の問題とか、ごく限られた一部の帰国者
ではあるけれども、妻や子供と縁を切っている
というような問題で新しい悲劇が中国側に生まれ
つある、こういうことをおっしゃってつたよう
に新聞で拝見したわけです。

私は、子供をいままでわが子のようにして育て
ていたいた養父母というものはもう産みの親よ
り育ての親、親の恩は山よりも高い、そういうこ
とでどのような感謝の意を表してもあらわし切れ
ないと思うのです。ところが、その養父母ももう、
日本の父母が死んでいって肉親捜しがなかなか
ずかしくなるのと同じように、向こうの養父母も
年老いていっておるわけですから、その人たちを
見捨てて、日本の親、日本の国がすべてだ、自分
さえよかつたらええわで帰ってくるというの、こ
れまたどうかと思うわけです。国際的な問題と

しても、人道的立場から、そんなことはできな
いんじゃないかと私は思う。そういう中で、
養父母の問題と子供の問題、そういう義理と人情
のしがらみで帰らなくとも帰れない人たちがまた
おるんじゃないかと思うわけですが、この
辺では大変大きな問題をこれから生み出してく
るおそれがあると思う。そういう中で、養父母に
対する問題がやはりきつと解決されない限り、見
捨てて帰るというふうなことは、日本人として断
じてすべきじゃない。日本政府としてもそのよう
なことをさせるべきでない。

そのようなことは十分本人に納得いくように話
をすると同時に、中国政府との了解をいただく
て、すべてのものがうまくいくようにすることが
まず大切だと私は思うわけですが、その点につ
いて大臣、どのようにお考えですか。

○森下国務大臣 そのとおりでございます。仮
にお一人だけ帰つた場合には、結局、子供がある、
また養父母がある場合には、今度は日本人と中国
の配偶者の方との間の子供はまた向こうで孤児に
なつてしまふというふうな複雑な事情もございま
すし、その点、養父母の方やいろいろとお世話
になつた方々と十分よく相談、また同時に、中国
政府ともよく相談して対処しなければ、ただ日本
に帰つてくれればいい、受け入れたらいいという
だけの単純な問題でない、このように思っており
ます。非常に人間関係がむずかしい問題でござい
まして、そういうことをよくわきまえながら孤児問
題に対処してまいりたいと思つております。

○川本委員 養父母がおつたりいろいろな関係で
どうしても帰つてこれないような方がおる場合
には、やはりこれは戦争犠牲者ですから、そう
いふ立場で考えた場合、中国におつて日本へ帰つ
てこなくても日本とのつながりが持てるような措
置を何らかの形でつくり上げてやる。そういう形
でいつても帰りたいときは帰れる、往来はできる、
そういう往来する場合の旅費ぐらひは政府がめん
どうするよというふうな、そういう形のものをつ
くつていかなければこういう問題は解決しないと

私は思いますので、その辺については温かい配慮
をお願い申し上げたいと思つたわけです。

そこで、また新聞の話になるわけですが、
四月三日の新聞を見ますと、戦後中国や旧満
州で親や兄弟と生き別れたり死に別れたりした
が、一緒に同行しておつた人たちに連れられて帰
つてきたといふ孤児が三千人ぐらゐおられる。
その三千人の方々が、今度は日本へ帰つてきて福
祉施設を転々として、そしてようやく成人になつ
ておるわけです。中国に残つた方はいま厚生省が
肉親捜しをしてくれておる。ところが、そのとき
一緒に行動しておつた周囲の人に連れられて、手
を引つ張られてあるいは背負うてもらうて日本の
国まで連れて帰つてもうた者は、そのまま福祉
施設へ入れたまま肉親捜しもせずにはつたか
らになつておる。こういうことが報道されてお
りました。それはあるでしょう。私たちの団でも
つたのですから、それはあると私は思います。そ
ういう人たちは帰つてきて日本に戦後適応して生
活しておるんだからということと肉親捜しをして
やらないというのは、これはちよつと非情だと私
は思つたわけです。

ひとつそういう方々の希望を入れて、厚生省
は、希望者があれば肉親捜しをやるというふうな
努力をしてみたいと思つたのですが、局長、ど
うですか。

○北村政府委員 お話しのございましたように、
終戦後の混乱で日本人に連れられて引き揚げてき
た孤児もおりますし、それから日本国内で空襲な
どで親と死に別れて新橋のガード下で靴磨きをし
ていたようないわゆる戦災孤児もたくさんいるわ
けでございます。お話しのようなケースにつきま
しては、私も私どもといまして、お申し出があれ
ば、厚生省ですでに持つておりますいろいろな資
料によつて該当する肉親を捜し出す作業のお手伝
いは十分やるつもりでございます。現在ももうす
でに二件ほど、中国残留孤児の問題に発見されたと
申しますか、お申し出がございまして、その御本
人の情報を頼りにうちの方ですでに作業を開始し

たしております。

○川本委員 こういうような状況を見ると、まだ
まだ戦後は終わつていないという感を私は深くす
るわけです。

総理府からお見えいただいておりますね。そこ
で、この間戦没者追悼・平和祈念の日ということ
について答申がございましたね。あれはまだ閣議
決定されてないのですか。

○小西説明員 まだ閣議決定はいたしてござい
ません。

○川本委員 八月十五日を戦没者追悼・平和祈念
の日ということに大体閣議決定される予定で
すか。

○小西説明員 懇談会の報告書の趣旨を尊重して
まいりたいというふうに考えております。

○川本委員 新聞なんかで見ますと、いまごろに
なつて戦没者追悼・平和祈念の日というものを設
けるといふのは、一部の政党の靖国公式参拝がね
らいだといふ盛んに報道されておるわけです。私
もその点については、いまごろになつてそういう
日を指定すると言ふほど日本の平和が脅かされて
おるのかどうか、いまごろになつてなせ平和祈念
の日といふものを戦没者追悼とあわせてやらなけ
ればいけないのか、これは一つのデモンストレー
ション以外の何物でもないわけですよ。

この間、大阪の箕面町の忠魂碑の違憲訴訟の判決
がありました。忠魂碑もそうだけれども、戦死
したという者は大体私たちと同じ年代の人たちが
多いのですよ、特攻隊とかあるいは学徒動員だ
とかでね。そういう戦死をした人々は、本当に純
粋に国のために日本の国土を守り国民を守るため
にということと身を犠牲にしたことにおいては、私
は間違いないと思う。だから、そういう人たちの
純粋な気持ちにこたえるためには、政府が、国が、
戦死者や遺族のためにできるだけ手厚い措置を講
ずることは当然である。幾ら手厚くしてもその人
たちの霊に報いることはできない。ところが、戦
没者追悼・平和祈念の日というふうなことで、金
も出さずに精神的なことをごまかしても、

戦没者の霊やあるいは遺族は浮かばれませんよ。手を合わせて拝んでももうたぐらうで浮かばれるものと違ふ。ところがこういうことを利用して、靖国神社への閣僚の公式参拝をいかにも正当化しようというような魂胆だけしか私はこの中にうかがうことはできない。もつと中身がなければいけないと思う。

厚生大臣、八月十五日には靖国神社へ公式参拝されますか。

○森下国務大臣 私は、ちょうど九段の宿舎でお世話になっている関係上……(川本委員「近いかい行くのか」と呼ぶ)いや、近いというわけではございませんが、非常にいい場所に住まわしていただいておりますのでよくお参りをさせていただきます。肩を怒らしてお参りするということは、特にいま考えておりません。実は春の大祭とか秋の大祭、また夏の慰霊祭、いつも私はお参りさせていただきまして、あなたの方の大変な犠牲の上にいまの日本の繁栄もあるし、また大変御苦労をかけましたという謙虚な気持ちで亡き戦友に対してお参りをさせていただきます。また、遺族の方が大ぜいおいでになったときには奥殿まで御一緒に実は参拝をさせてもらっておりますから、とりたてて一年に一遍、八月十五日だけ公式参拝という名のお参りをしたらいというふうには実は考えておりませんので、非常に弾力的な考えでございます。

○川本委員 毎年八月十五日には厚生大臣の主催で武徳殿で戦没者追悼式をやっておりますね。あれは宗教的な色彩がなく、無宗教的な形でやっております。私は、戦没者の慰霊というものはそういう形で、仮にキリスト教徒であっても仏教徒であってもあるいはイスラム教徒であっても、本当にお参りができるような戦没者追悼式でなければいけないと思う。そういう点、箕面市の忠魂碑の違憲判決が出たのは、そこに宗教性を帯びておったからだということじゃなかろうかと私は思うわけですが、ひとつこれから国や政府、自治体その他がそういう本心に心から、私が申し

上げたように純粋な気持ちで国のために殉じた人たちの慰霊をやるというのなら無宗教で、本心に心の問題ですから、心をどのようにあらわすかということ指導してもらわなければいけない。それと同時にその中身を、やはりこれは金の問題ですから、もつとその人たちに報いるに金をもつてしなければいけぬ、生活を安定させなければいけない。その方を忘れて、そういうことだけを表面やろうとするのは、これは将来を問うものだと私は思いますので、この際、厚生大臣に申し上げておきたいと思うわけです。

そこで、去る二月二十六日に東京地方裁判所民事第二十六部で判決がありました元台湾兵の訴訟問題についてありますが、この判決文を読みますと、

原告ら台湾人は、過ぐる大戦において、同じく日本国民として軍人又は軍属の職務に従事し、記認定の戦死傷を負うに至つたところ、戦後平和条約の発効により自己の意思にかかわらず日本国籍を喪失し、その際の日華平和条約三条では、日本国に對する住民の請求権処理を両国政府間の特別取極の主題とする旨の合意をみたにもかかわらず、昭和四十七年の日中共同声明によつて日華平和条約の失効を招来した結果、現在なお何らの補償を与えられないこと、前記死傷がもたらす労働能力喪失の故に経済上、社会生活上甚だしく難渋を強いられることが窺われるのであつて、原告らの右事情を考慮し、当裁判所としても同情を禁じ得ないものがある。

しかしながら、以上のことから直ちに原告らの本件請求を法律上裏付ける根拠とはなし得ないのである。ただし、三権分立の建前上、裁判所の司法的判断は、本質的に謙抑的性質のものであり、それは憲法を頂点とする実定法の解釈という枠を超えてはあり得ず、かかる問題は、その事柄の性質上、国の国際的外交処理にないし立法政策事項に委ねられるべきものであるからである。

このように書かれておるわけです。外務省はお見えたいたしておりますね。外務省、この判決どうですか。私は、この判決文は、今日までの歴史的経過を見ると、憲法の解釈等について若干の問題はあるにしても、まあそういうものかなと思うのですけれども、外交的に将来これは処理できるのですかね。現在の日本と台湾との関係を考え、日中間の関係を考えると、これは外交的なルートで将来処理することができると問題だと思いませんか。

○藤井(宏)政府委員 ただいまの判決文にも引用されております経緯がございまして、日中国交正常化の結果、台湾との間で日本政府が特別取り決めを結ぶことが不可能になった次第でございまして。したがって、通常な意味で外交的に今後本件を処理していくということには、きわめて大きな制約がございまして、不可能ということが言えるかと存じます。

○川本委員 そうすると、私もこれはやはり立法政策の問題だと思つておるわけです。こういう立法政策の問題というだけでは、ここでは元台湾兵の人たちが訴訟を起こしてございますけれども、朝鮮半島出身の人にもたくさんこれと同じような問題があるわけです。これは日韓地位協定によつて一応両国間の政治的取り決めがあつたわけですから、台湾とは若干状況が違ふと思つておるわけですが、しかしやはりよく似た問題ではあると思つておるわけです。そのほかにも、いまだに未解決の問題としては韓太残留者の問題があつて、これもいま訴訟中と聞いておるわけです。

こういうふうに考えてきますと、まだまだ戦後未処理の問題、未解決の問題がたくさん残つておると思つておるわけですが、いま、社会党でもそうだけれども、自民党や各政党が、こういう台湾人の元軍人軍属の処遇の問題について議員立法でもどうだろうというようなことで、いろいろ動きをしておられるようですね。厚生大臣は、これはどうしたらいいと思つておるのか。

○森下国務大臣 非常に情的には同情いたしてお

りますが、法的には、いまの法律のもとでは非常にむづかしい問題でございまして、特に日本と台湾との国交関係、また中国との関係、そういうことを考えました場合に、私は扱いが非常にむづかしい感じが実はしております。いろいろ議員立法の動きがございまして、私も実は個人的な資格で署名はしておりますけれども、なかなかむづかしい問題だな。しかし、裁判の判決でも、同情はできるといふようなことも書いてございまして、また、先ほどの附帯決議の中の第八項でも「旧軍人軍属等及び旧国家総動員法による被徴用者等」という言葉もいたしております。朝鮮にも該当者がおいでになるだろうと思つて、台湾の元日本軍人も含めて何とかしなければいけない、してあげたいという気持ちはございまして。

ただ、私といたしましては、いま厚生省ができる具体案というものは持つておりません。

○川本委員 先ほど来ずっと私が指摘してきまして、まあ、いわゆる戦後未処理と思はれる問題はまだまだたくさん残されておるわけですよ。そういう中で昨年末の十二月二十七日に、いま大臣にちよつとお手元にお渡ししましたが、自民党と政府、総務長官や大蔵大臣の間で戦後処理問題に関する合意文書が取り交わされた、これは御承知のとおりであります。これは厚生大臣、署名に加わっていないんですね。これは、厚生大臣は戦後処理の問題には関係ないということ、厚生省は除外されたんですか。軽視されたんですか。発言権がないわけですか。

○森下国務大臣 結果的には、戦後処理問題として五百万円調査費が実はついておる、これに関連してくるわけですが、私は先ほどから申し上げておりますように、戦後処理問題については、やはり川本議員と同じように多くの戦友を亡くしてありますし、またいろいろ戦争の悲劇というものを目の当たりに見て、戦後処理の問題については同じように人一倍熱心な気持ちは持つております。そういうことで、私の名前入つておると思つたものが入つていないものですから、いろいろ事情が

あつて遠慮されたかどうか知りませんが、私個人的な立場における気持ちはこれと同じでございます。

○川本委員 その合意文書の中には、戦傷病者戦没者遺族等援護法とかということで、厚生省所管の法律の名前が書いてあるわけですよ。そういうことで、私は本来から言えば厚生省が一枚かまなければ、このような検討委員会ですかというものを設置するための調査検討をして五百万円総理府に予算がついたというわけですが、その点については厚生省がこれに対してはほとんど発言をしてもらわなければ困ると私は思っております。

先ほどから大臣お話しのように、いわゆる戦後未処理の問題はたくさんあります。先ほど来私が申し上げてきたほかにも、この前私はここでも質問したんですけれども、ソ連に抑留された旧軍人軍属等の問題があります。酷寒零下五十度、骨まで凍るような酷寒の地で、いわゆる捕虜としての重労働に従事させられた日本の元軍人軍属、その人たちの中では六万人を超える多数の死傷者が出ているわけですから、この人たちのその権利というものは、ヘーグ条約の陸戦法規とかあるいはジュネーブ条約これははっきりと規定をされておるところでありますけれども、残念ながら日本は日ソ共同宣言第六項の第二文において、国家の財産と化体をしてその請求権を放棄してしまっている。放棄をした段階で日本の国家の賠償財産のような形で化体をして処理されたんじゃないかと思うのです。

同じように戦後シベリアに捕虜を抑留されたドイツの場合どうか。敗戦国でありながら、ドイツは三年目にソビエトに乗り込んで、調査をして、そしてドイツ兵の捕虜を帰国させる措置を強引に講じたわけではなしに、さらにその人たちに對する戦時捕虜賠償法という法律を制定して、その間の、いわゆる捕虜の期間の抑留中の重労働に服した分についての賠償を国家がやっております。

ところが、わが国はそれを国家の賠償財産に化体をしてしまつて、国がそれで権利放棄をしておきながら、今日までそのことは全然知らぬ顔をして、何らの制度もつくっていない。これはいまだ裁判中の問題ですけれどもね。裁判中の問題ですけれども、裁判中だからおいていいという性質のものではない。これも私は早期に政府みずからが解決しなければならぬ責任があると思うわけです。

そのほかにも、この人たちの抑留期間の今度は軍人恩給とかに計算する場合のいわゆる戦地加算の問題があるわけですが、総理府恩給局はお見えじゃないですね。——恩給局来ていないからいいですけれども、この抑留期間中の計算方法にも問題がある。酷寒零下五十度、そんな酷寒の地で重労働に食べる物も与えられずに服した人たちに對して、戦争が終わつて抑留期間中だということと戦地加算が少くないということでは、これは納得できない。まして実役三年以下の人はだめなんですから、軍人恩給ももらえないんですから、私はその辺については是正も必要だと思つておるわけです。

（委員長退席、今井委員長代理着席）

現在の軍人恩給について全般に通じて言えることとすけれども、戦争で命がけで国家のために働いたということにおいては、十年おつた兵隊さんも、二年おつた弾の下ばかりくぐつておつた兵隊さんも変わらぬと思う。命がけで働いた。そのことに報いるに、実役三年、最低九年、これじゃ、それ以下の人は何も役に立たなかつたのかということになつちゃうわけですから、これに對してもやつぱり公正な処遇というものが必要だと思ふ。きよの戦傷病者戦没者遺族等援護法の附帯決議に先ほど大臣言われましたが、先ほど来言つてまいりました中国残留孤児の問題とか、あるいは原爆被災者の問題とか、あるいは戦時災害を受けられた方々の問題とか、あるいはそういう元台湾の軍人軍属を初めとする方々の問題とか、樺太の問題とか、教え上げると切りがないほど、戦後未処

理の問題はたくさんある。

ところが、今度総理府が五百万円を調査検討委員会を設置してやるうとしておるのは、実は前の原爆基本問題懇談会のように、いわゆる民意であるという名をかせてこれを葬り去ろう、これらの戦後の未処理の問題を昭和四十二年の閣議決定でこれで打ち切つた、もう見直す必要はないんだという形の検討委員会にしようという意図であると、私たちは、多くの国民は思つておるわけです。これは総理府でやるわけですが、厚生大臣、戦後未処理の問題が今日たくさんあるという実情を踏まえて、閣議には出られるわけですから、ひとつここの検討委員会ではそのような厚爆基本問題懇談会のような結論を出さずに、やはり前向きで、こういういろいろなもの、もろもろの問題を解決するという姿勢に立つてやっていただかなければいけない、こう私は考へておるわけですが、その点について厚生大臣はどのように思われますか。

○森下國務大臣 戦後処理の問題についてのいろいろな資料は厚生省にほとんどございまして、これを保管させていただいております。総理府所管でございまして、そういう資料等については厚生省が相談を受けたり、また資料の提出を求められたり、そういうことで、おっしゃる通りに厚生省はまさにこの戦後処理の問題には大変深い関係がございまして、厚生大臣としてもびしっとした考え方を持たなくては行けない、このように実は思つております。先般の戦後処理問題に関する政府・与党合意、これには名前が出ておりませんが、予算の問題がございまして総理府総務長官が代表したようなところで、この中にわれわれは入つておる、実はこういうように理解しております。戦後処理の問題については厚生省といたしましても積極的に、また私も、戦中派という世代といたしましてそういう一つの覚悟を持つて、政治家として、川本委員も同じだと思ひますけれども、いわゆる世代的な一つの責任を感じておる、使命感を持つて政治活動をやつておる部門もかな

り多うございますから、その点においてはまさに意見は一致しておるはずでございますので、一生懸命にやらせていただきます。

○川本委員 念を押すようで悪いのですが、昨年の通常国会で、ソ連抑留者の人々から衆議院、参議院両院に請願書が出されました。その請願書は衆議院も参議院も、両方とも採択されたわけです。ところが、その採択された請願書に基づいて、当然ソ連抑留者の実態調査というものが五十七年度の予算に計上されるべきが至当だと思ふのですが、十二月の閣議ではこれは取り上げられなかつたわけですが、これと別個に、自民党の方からもこの実態調査費の予算要求が出されたのですけれども、これも同じ理由で取り上げられなかつたというふうな経過があります。私は、これは全く国会を軽視するものではないかと思つておるわけです。

政府は、四十二年の閣議了解事項に基づいて、今日でもなおかつ、四十二年以降は最高裁の判決にあるように戦後処理の問題——これは引き揚げ者の問題で最高裁が判決を出しておるわけですが、戦後は終わつた。そしてその中で受忍の限度を超えないものについては、過ぐる大戦における痛みはひとしく分かち合はなければならぬ、こういうような趣旨を書かれておるわけです。

そこで、問題は受忍の限度を超えるものかどうかということにしろられてくると私は思ふわけですが。先ほど来申し上げてきました中国残留孤児の問題や、あるいは台湾人元軍人軍属の問題や、あるいはソ連抑留者の問題や、樺太の人たちの問題、こういう問題一つ一つを見ますと、これはひとしく国民が分かち合はなければならぬ程度の痛みの問題じゃない、これは受忍の限度を超えておる問題だと私は思ふわけです。

だから、この点については、そもそもこの調査検討費が総理府の方につけられて、厚生省は、先ほど来私が指摘するように厚生大臣の署名もない。厚生省がそのうち外に置かれておるということとは残念だと思つたのですけれども、森下厚生大

臣は戦中派として、私たちと同じ世代の人としての立場から積極的に、この問題については、厚生省の所管しておる仕事の中でも戦後未処理の問題はまだこんなにたくさんありますよ、それをここで、民間有識者という名前で、これをもう見直しをしない、民意をかりてこれを否定しよう、こういうような意図でつくられる調査検討委員会であれば困る、こういうことを断固として押していたかなければいけないと思いますし、それに関連して、今度はその検討委員会の民間人のメンバーの顔ぶれにもよると思う、結論の出るのには、これは総理府総務長官が一人で決めることになるのかどうか私はわかりませんが、少なくとも国民の総意を反映できるような立場から言いましたならば、原爆被害者の代表も入れなければいけない、あるいはソ連抑留者の代表も入れなければいけない、そういう中ですべての国民の各界各層を網羅した、そして関係者を網羅したような調査検討委員会を設置させるために、総理府に対して厚生省も要求すべきところはほとんどと要求をしてもらうのが、厚生省が本来持つておる仕事の役割、国民の負託にこたえるゆえんのものではないかと私は思うわけです。

勇敢な御努力をひとつお願いしたいと思うのですけれども、もう一度大臣にお聞きしたいと思うのです。

○森下国務大臣 こちらからも積極的に働きかけますが、恐らくこの会の方から厚生省に対して人材を紹介せよというふうなお話もあるかと思えます。いままでのいろいろな御意見の御趣旨を踏まえまして、厚生省が主役であるという気持ちで関係の方々をこのメンバーに加えていただくように私の方からもお願いをいたしたいということを申し上げます。

○川本委員 終わります。

○今井委員長代理 次に、内閣提出、国民年金法

等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。永井孝信君。

○永井委員 年金の質問に入る前に一つだけ、別の問題でありますけれども、申し上げておきたいことがございます。

それは実は、私の出身地でありますけれども、市の市街地の中にいわゆるラブホテルの建設計画が出てまいりまして、地元で住宅地にそういうものを建設されては困るということから反対運動が起きまして、当該の自治体の市長あるいは議会挙げて反対に立ち上がるということが起きてきたのであります。それは兵庫県の高砂市でありますけれども、その高砂市では昨年の十二月に実はそういうラブホテルの建設を規制する市の条例をつけたわけですね。そうして市長を先頭にいたしまして地元の人たち、三千二百人の周囲の住民の署名を集めて、その建設を許可しないように、営業を認可しないようにということで保健所あるいは県当局にも申し入れをしてきているのです。そうしてことしの三月十五日であります、市長が先頭に立ちまして地元の人たちあるいは県議員、市会議員あるいは教育委員会の関係者などが集まって、千二百人集まったそうでありますけれども、建設反対の住民集会を開いているのです。ところが、そのことも承知しておきながら、その翌日に保健所がその営業を認可してしまつたという問題が起きてまして、一体保健行政はどこを向いておるのかということが地元の新聞でこのように大きく取り上げられたわけでありまして。

私はきょうも朝、連絡をとってみますと、大変なことになって、これはえらいことをしたということになったのでしようね、市長を初めとして、保健行政を進めるために保健所運営協議会というものがつくられているわけでありまして、ここには市長が会長として入って、もちろん教育委員会あるいは薬剤師会、医師会あるいは労働基準監督署、関係団体のほか自治会や商工会議所、あらゆる人たちがこの保健所の運営協議会に入っているわけでありまして、いわばその保健行政を円滑に推進するために一生懸命協力してきているのに、市長の意向や市条例あるいは地域の住民の反対の意思も無視をして一方的に無断で認可をすることは許せないということから、その保健所の運営協議会から総引き揚げをするということを通告する騒ぎにまで実は発展をしていったわけでありまして、これは大変だということから、どうやらきのうの晩に県当局がその認可したものを取り消す措置をとるということを記者会見で発表したようでありまして、その経緯について厚生省はお聞きになつていただけますか。

○神政府委員 ただいまのお話につきましては、本日、先生から御質問があるという段階で私も初めて承知をしたわけでございます、その事情については現在調査中でございます。

○永井委員 行政にとつて地域の実情を真剣に考慮すること、あるいは住民運動などが起きたときは、それは住民運動の中にもいろいろあると思えます。思いますが、住民運動などが起きてきたときにはその原因はどこにあるのかということなども十分に調査をして、その運動自体も重く見ていくという姿勢がなければいかぬ、私はこう思うわけですね。

したがって、保健所にとつた措置というのは、法律に基づいた申請書類の手續に不備がないということからこれは許可をしたというふうに、この新聞を見ましても保健所が言っているわけでありまして、しかし法律に基づいたといつても、だからといって地域住民の意思や自治体の意向を無視して何でもそのとおりやつてしまふということであつてはならぬと私は思うのです。

この関係について、保健所そのものは県の監督下にあるわけでありけれども、やはり保健行政で、単にこれはラブホテルの問題でありますけれども、保健所が扱うべき地域のニーズにこたえる行政は非常に幅広いものがあるわけでありまして、保健所がこういう一つの問題の処理を誤る

と地域住民や自治体からも保健所に対する信頼感が失われてしまふ、これでは厚生行政を円滑に全国的に推進することは不可能になってくる、私はこう思いますので、この問題についてはひとつ厚生省の方でさらに御調査もいただいて、これからそういうことが二度と起きないように、類似したことが起きないように対処してもらわなければいかぬと思います。

一応きょうのこの段階ではこれ以上この問題については私は触れませんが、大臣、厚生行政の統帥でありますので、大臣からのこの種のことについて起こさせないような決意だけ言つてくれませんか。

○森下国務大臣 この問題は風俗営業等に絡む問題でございます、保健所は保健所という小さなサイドから恐らくこういう間違いがあつたような感じが実はいたします。詳細についてはまだ私も報告を受けておらないわけでございますが、かつて私も風俗営業のことで、十五年ぐらい前に総理官邸の前にトルコぶろがでるというようにないことがございまして、地方行政委員会の中に小委員会をつくりまして、風俗営業調査小委員会というので実は私も選ばれてまして、トルコぶろとかヌードスタジオというところには実は調査に行つたことがございます。そういうことでいろいろ審議をいたしまして、やはり保健の問題と風俗営業の問題は違ふんだ、教育の問題にも関係あるんだ、総合的な判断でこういう種類のものは認可、許可する。全国にこういうところがあることは事実でございますけれども、いろいろ周囲の環境等、民意の動向等を考えながらこれはやるべき問題である。事実でございましてあらえらい申しわけない話でございまして、なお十分調査をいたしまして指導をしたい、このように思っております。

○永井委員 それでは年金問題について質問をしていきたいと思うのでありますが、私の手元に持っているのはきのうの毎日新聞でありますけれども、新聞の報道を見ますと、高齢化が進んで今世紀末には日本は深刻な事態に陥る、こういう見出

して実は記事が出てゐるわけでありませう。これはすでにいまでも何回も高齢化社会を迎えることで議論されてゐるわけでありませう、ILOでこの問題が取り上げられた。私は、やはり世界的に日本の高齢化社会というものが注目され、一体これに対する日本の福祉行政というものがどういふふうに向いていくだろうということでも世界的な関心を持つてゐるのではないかと実は考えてゐるわけでありませう。

ちよつと御紹介しておきますと、私たちの調べた数字とは若干違ふわけでありませうが、このILOの指摘した内容を見ますと、六十五歳以上の高齢者の人口が日本では現在八・九%、欧州諸国の平均二・三%、北米の一・〇・六%、ソ連の一・〇%に比べると、現在では高齢化の進行はそれほどでもない、しかし西暦二〇〇〇年には約一四%、二〇二〇年には二〇%と、これから四十年足らずの間にきわめて急激に高齢化社会が到来をする、こう言つてILOが指摘してゐるわけでありませう。そしてそのことから他の先進諸国を上回る深刻な経済ショックに見舞われるであらうということまで実は指摘してゐるわけでありませう。これはいままで私たちの指摘してきたことと数字的には若干の違ひはあつても同じでありませうし、厚生省が試算をしてゐる今後の展望についても大差はないと私は見てゐるわけでありませうが、そういう関係から見ても、国民年金あるいは厚生年金あるいは共済年金いろいろありますけれども、年金の将来展望というものは一体どうなつていくのだらうということを、これは厚生省だけではなく政府だけではなく、私たちもまたみづからの問題としてい

ま深刻に考へてゐるわけですね。
ちなみに厚生年金で申し上げますと、現在三十兆円近い積立金を持つてゐる。そしてなお五年ごとに仮に二%ずつ保険料を引き上げていったとしても、十七年後には積立金はマインナスに転落をする、こういう推定数字が出てくるわけですね。国民年金にしても同じことでありまして、昭和五十五年の価格にして毎年三百五十

円プラス、これは一年おくれであります、物価スライド分、これで保険料の引き上げを行つていく。そういったにしても、この年金制度が後代負担としていま現に被保険者として掛けてゐる人たち、これに与える影響というものはきわめて大きいと思ふのです。厚生省が五十三年の十二月にまとめた被保険者の基礎調査でも、どれくらいで保険料が納められるか、厚生省自身がこういう調査をなさつてゐるわけですね。それを見ましても、当時の価格、五十三年の価格で四千万円か五千万円と答えた人が圧倒的に多い、こういう答えが実は出てゐるわけですね。現在の五十七年度の国民年金の保険料は五千二百二十円ですか、厚生省の試算によると七十五年には五十五年価格で一万一千五百円になると推定をされてゐる。

一体これで年金の将来展望が持てるのか。負担能力というものはその時点になると働いてゐる立場からするとおはるかに超えてしまつて、いわゆる破産界、弓がなつて折れるように、折れる瞬間までは耐えられつゝ折れてしまつて、もう少くとも限度を超えて折れてしまつて、もうそれは二度と戻らない、これを破産界と言ふやうでありますけれども、その破産界に到達してしまつて、これについて政府はどのように政策的展望を持っておられるのか、初めにひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○山口(新政府委員) 年金制度は国民の一人一人にとりましても非常に長い期間にかわりのある制度でございます。それだけに制度そのものに対する信頼感というのが最も重要であらうと思つております。そういう意味におきまして、先生いまおっしゃいましたような二十一世紀には非常にきつ高齡化時代を迎えるわけでございますけれども、そういう時代において多くのお年寄りの生活の保障の問題というのは現在よりもさらに重要な問題になつてゐると思ひますが、そういう時代にこの年金制度が健全にかつ安定的に機能をするということが必要であらうと思つております。こういう基本的な考え方のもとに今後の年金制度の間

題に取り組んでまいりたいというのが、私どもの考え方でございます。

○永井委員 いずれにいたしましても、この年金制度の安定ということを考へていきます場合に、やはりその最大の敵というのは私はインフレだと思ふのです。これについては認識一致でございますか。

○山口(新政府委員) その点はおっしゃるとおりだと思ひます。現在でも、大分鎮静はしておりますが、年々物価が上がつておるわけでございますから、そういう意味で年金の実質価値の維持ということが一番重要な問題であるといふふうに考へております。

○永井委員 そうすると、この金融財政政策は政府全体の大きな責任の問題だらうと思ひますし、もちろん立法府である国会もその責任の一端を負わなくては行けない、私はこう思ふのであります。インフレが最大の敵だということに認識が一致するとなら、物価の安定ということに最大の限の努力を払つていかなくてはならない、これは私は当然なことだと思ふのであります。そして、働いてゐる人たちの実質賃金あるいは年金をもらふ人の年金価値の低下を防ぐ責任というものを当然負わなくては行けない、私はこう思ふのであります。が、厚生大臣はどうでございましょうか。

○森下(国務大臣) 同じ考へでございませう。ただ、その問題と、年金の問題は給付と負担の関連性、特に給付を受ける方の人口割合、また生産年齢、いわゆる掛金を掛ける方々の人口割合、こういう問題も同時に起こると私は思ふのです。いわゆるインフレ問題に次いで大事なものは、人口の年齢別の適正配置。しかしこれはなかなか政治政策ではできる問題ではございませんし、これをいかに政策的にコントロールしていくかということも同時に大事な問題であらうか、このように思つております。

○永井委員 これらの問題をこれから将来に向けていろいろな施策をとつていくときは、もちろん政策上の問題として位置づけていかなければいけ

ないわけでありませうが、たとえば現在厚生年金で言えば三十兆円近い積立金を持つてゐる。この積立金を、実際後代負担ということに求められてゐるわけでありませうから、これからの年金の維持のためには、そうしていきましても、実際に働く人々、いわゆる保険料を掛けてゐる人々の負担をできるだけ軽くして、総体的に軽くしていくということ考へるためには、ある意味でその積立金を政策的に活用できないだらうか。たとえばの話、勤労者の住宅ローンの金利引き下げのためにその資金を活用するとか、あるいはいまばらばらに土地が上がつておるわけですね。

大臣、ちよつとこれは余談になりますけれども、この間国会図書館で調べてみたら、いまから百年前の明治十五年の銀座の五丁目の土地が坪二十円なんですよ。それが昭和五十二年で同じところの土地が千七百四十五万円ですか、そういうところにはいま上がつてゐるわけですね。実に九十万倍に土地の値段が上がつてゐるわけですね。大変なことなんですよ。そうしてそのほかの物価で見ると、たとえば一番わかりやすいものでいいますと、葉書は当時一銭、これがいま四十円なんですよ、四千百倍。こう考へていくと、他の物価と比べて土地だけがばらばらに上がつてゐるのです。だから、勤労者が住宅をなかなか建てるのができない。土地が上がつたためにばらばらに建てる人も一部にはいるのでしようね、土地成金と言はれるような人が長者番付に出てくるのですから。しかし、事ほどさういふ土地は庶民の手の届かないものになつてゐる。だから、マイホームの夢を見た人たちがすれば、家を建てるためあるいは土地を取得するために大変な負担を負わなくては行けない。そういうことになつてくると、冒頭に申し上げましたように、これから将来に向けて年金の制度を維持していこうとすれば、破産界になつてゐるほど負担が耐えられなくなつてくる。そうすると、現在積み立てゐる積立金などを使って土地の価格の抑制措置をとるとか、幾つかの政策的なものがあると私は思ふので

すね。

これは厚生大臣の直接の所管ではないと思うのですけれども、これだけILOにまで日本の将来の問題について御心配をいただいて、こういう指摘がなされて新聞にも記事になるような状態でありますから、そうすると厚生大臣としてやはり非常に言いにくい、むずかしいことかもしれぬけれども、関係の各大臣の協力も得てそういう資金の活用などを考えて、現に保険料を負担する者の感覚的な負担の軽減、この程度なら掛けられるという状況をつくり出すように大臣として御努力を願いたいと思うのですが、どうでございましょう。

○森下国務大臣 やはり年金に将来を託している方は、低負担、高福祉ということが一番の理想的な姿であると考えておることは事実でございませう。この掛金をいかに運用してそういう成熟化した場合にその価値を保つかということも、これは年金財政上非常にむずかしい、しかも大事な問題でございまして、御指摘のとおりでございませう。ただ預かった金をそのままじつと持つておればよいという問題ではございませぬし、その点は厚生省も十分、理財的な問題であろうと思うのですが、目減りしないように、むしろ逆に積極的にそれがふえるような考え方を常に頭に持つておることも必要である。

ILOで、先ほど永井議員からお話ございましたが、恐らく世界じゅうから日本の将来は年金問題でどうなるのであろうかと、多少激励の意味もあるのだらうと思いますが、お手並み拝見というような気持ちもあると思いますから、私も必ずばらしい年金制度が日本でできるように全力を挙げていきたい。いま御注意いただきましたように、インフレの問題とか、それからILOで心配していただいているような高齢化時代に備えて年金対策をどうしていくかという問題につきまして、一生懸命にやらしていただきます。

○永井委員 そこで、少し細かい問題になるのですが、お聞きをしていきたいと思うのであります。

国民年金の保険料について免除規定がありますけれども、法定免除者と申請免除者と、現在の保険料の免除者数は大まかに言ってどれくらいいるのか、割合としてどのくらいあるのか、お答えいただけますか。

○小林(功)政府委員 昭和五十五年の末におきまして数字を申し上げますと、免除者総数は二百三十三万人でございませう。内訳は、法定免除が八十三万六千人、申請免除が百四十九万三千人でありませう。率で申し上げますと、免除率は一・八%、内訳を申し上げますと、法定免除が四・二%、申請免除が七・六%でございませう。

○永井委員 この保険料は、いまのところは昭和六十年までは引き上げのことが決まっておりますけれども、昭和六十年で引き上げがとまるわけじゃないのですから、この年金制度を維持していくためにはずっとこれから上がっていくわけですね。そうすると、私の素人考えかもしれませんが、けれども、保険料を引き上げることによって免除者が当然ふえてくると思うのですが、その見通しはどうなんでしょうか。

○小林(功)政府委員 保険料免除の動きでございませうけれども、経済情勢等の動きあるいは被保険者の所得の状況の動き、こういったものにかんがり大きく左右されると思いますので、保険料の引き上げがどの程度影響するかという点は、ちよつと正確には申し上げられないと思ひます。

○永井委員 いまは正確に言えないということでありませうけれども、現在の保険料でも免除申請をしなればいけない人がいる。保険料が上がつてくる、これは常識的には当然納めることのできな人々がふえてくると思はれてはいけないうるのです。私はそう思うのであります。いま答えることができないというのでありますから、それは後ほどまたわかればお知らせをいただきたいと思ひます。

もう一つは、この免除者以外に保険料が納められないで滞納している人、これもずいぶんあると私は思うのですが、その実態はどうでございませうか。

○小林(功)政府委員 滞納状況でございませうが、滞納者の人数、頭数という面で申し上げますと、第一線の市町村あるいは社会保険事務所ではどの方が滞納しているか、これはつかんでおるわけですが、それを全国的に統計でとっておりません。ただ数字がつかめますのは滞納の月数、これはつかんでおります。これを申し上げますと、ここ数年來大体三%が保険料が納まっていないという率でございませう。

○永井委員 そこで私は一つ問題が出てくると思ひますが、この法定免除者あるいは申請免除者はその期間中三分の一の受給権を持つわけですね。また仮に十年後においてこれを戻入するといひますか追納するといひたらいいのでしょうか、十年分をさかのぼって納める場合、これは全部、満額給付の対象になつていくという、いまの法律の中身ではそうなつていくわけですね、これは間違ひでございませうか。

○山口(新)政府委員 おつしやるとおりでございませう。

○永井委員 そうすると、心ならずも後で納めようと思つて納められなかつた滞納者は、二年で時効になつてしまふと私は聞いてゐるわけですね。そうすると、時効になつたらその間の分はもちろん無資格になつてしまふわけですね。法律はいろいろ不備な点、全部完璧でない、これはもう当然かもしれませんが、たとえば自主納付制であるために結果的にそのことが、いま言ったような状態から納められないということ、あるいは自主届け出制であるために届け出をしなかつたということなどもあつて、無年金者が結果的にずいぶん出てくるんではないか、そのことを私は心配しておるわけですね。

もう一つは、一方任意加入の配偶者については空期間が認められてゐるわけですね。実際の加入は何年であつても一応年金は支給される、こういう矛盾も持つておるわけですね。滞納者は、法的手続によらないから、納めるものを納めていない

のだからそれはもうやむを得ないのだということ、これはもう法律のたまえから言つて切り捨てる、これは本當の福祉じゃないと私は思ひます。納めたんだだけでも納められないという者も出てくる。したがつて、保険料の滞納を少なくするための具体策もやはり政府の責任において考へていつてやらなくては行けないんでないか、こう思ひますが、これはどうでございませう。

○山口(新)政府委員 保険料滞納者に対する措置ということではございませうけれども、やはり社会保険の方式をとつておりますと、まじめにきちつと保険料を納められるという方とのバランスという問題があるかと思ひます。保険料を提出してその反対給付として年金が支給されるということではございませうから、それなりに国民一人一人にも、後で権利は出るのですが、それに対する保険料納付という義務があるわけではございませう。その義務違反をした者をどうするかという議論にならうかと思ひます。

(今井委員長代理退席、委員長着席)

現在の国民年金の仕組みですと二十から六十歳まで四十年でございませうが、その中で二十五年の資格期間というのを要求されてゐるわけではございませう。そういう意味で四十年のうち十五年は緩和期間があるわけではございませうので、そのぐらいのゆとりを持つてゐる仕組みでございませうから、普通の方ならばそれなりの提出は可能ではないかという考え方をしております。当初つくりましたときには当然高齢者がおきまして、本来の二十五年という資格期間を満たすのはむずかしいだらうというところもございまして、中高年者につきましては二十五年の資格期間を十年ないし二十四年に短縮をするという措置をとつておるわけではございませう。そこら辺がやはり制度の仕組みとしては一応の限界ではないかというのがたまたまの考え方ではございませう。

○永井委員 それで一つ、とはいふものの、納めたくても納められない人もあることも事実です。

し、あるいは、じゃ申請免除の適用を受けるために手続をとればいいじゃないかということがあっても、いろんな理由があつてその手続をとりたくないという人もいるだろうし、たくさんの方が対象ですから千差万別でいろんな理由があると思うのでありますが、しかし少なくとも滞納者を少なくする、そしてこの年金の本来の趣旨が国民一人一人に及ぶようにしていくということは私は政治にとつて大切なことだと思います。

そうすると、この滞納者をなくするための幾つかの改善ができないだろうか。たとえばいま納付は三ヶ月方式になっておるわけですね。三ヶ月ごとに納めるから、十分に収入のある人から見れば、保険料大したことないじゃないか、こういう判断をしても、滞納するような人にとつてみれば大変な金額なんですから、そうしていくとこの納付方式を変えて、少なくとも払いやすいように一ヶ月単位にするとか、あるいは国民保険を掛けている人なら、国民保険は自治体ですね、年金は国ですから、事務上の手続としてはなかなか同じようにいかないということはあるかと思ひます。思ひますけれども、国保と年金を同時に納める方法をとるとかいろいろな幾つかの、滞納をしなくて済むような、納めやすいような方策を少しは考へてやることも必要なんではないかという気がするのです。

そうしてもう一つは無年金者、これは現実には数が幾らであらうとも出てくることは間違いないと思うのです。そうすると、この無年金者を少なくするために、たとえばいま局長は、二十から六十まで納めるとして四十年間納められる、二十五年で資格ができるのだから、言へば十五年間の余裕がある。確かに数字で見ればそれとおなじです。しかし、十五年の余裕があつてもなおかつ無年金者になる人が出てくるだろう。そうすると、この資格取得年数をいさ少し短縮するようなことができないかとか、あるいは六十歳になつて、いままでも制度が発足してから期間が短いものですから、その間の特例で期限を短縮されておる

ものは別にして、これからの話になつてきますけれども、あとわずか一年かあるいは二年納めれば二十五年に到達する、それがたまたま自分の家の都合、自分の収入の都合などから心ならずも滞納して二年の時効が過ぎて結局それが無効になつてしまつた。そのためにあと二年足らぬ、しかしおれはいま六十歳超えなければならぬ、あと二年間納めることができるというようなきときは、その掛金の納入について弾力性を持たせるとかいろいろなことを考へて、無年金者をなくしていくということも私は福祉行政にとつて大切なことだと思ふのですが、これらについてどうお考えになりますか。

○山口(新)政府委員 その点は私も同感でございます。年金制度はそもそも、なるべく老後のためにきちつと権利を持っていたらだののが本来の目的でございます。先ほどお話ございましたように、制度発足当初と比べて保険料の月額も相当大きくなつてまいりました。そういう意味では三ヶ月納付をさらに工夫をするというやうな問題につきましましては、社会保険庁の方ともよく相談をしてみたいと思ひます。

また納付期限の六十歳という問題につきましても、次の大改正の際には、なるべく納付が確保できるといふやうな方策の一つとしてどの程度まで年金制度の筋論から取り組めるか、やや問題もあるかと思ひますが、積極的にいろいろと研究をしてみたいと思ひます。

○永井委員 もう一つは、現在労働省の方が六十歳の定年制をしつとて、昭和六十年を目標にして六十歳、数字が非常にこんがらかつてややこしいのでありますが、そういうことで努力をするといふことを繰り返して国会で答弁してきています。私どももこの定年制の延長問題について、わが党から法律案を提出したりして、いままでもこの委員会でもいろいろなことをやつてきています。ところが現実には六十歳の定年制がしかれているところはまだ少ないわけですよ。数を申し上げればいろいろ数字を指摘することができるとありますが、たとえば百人以

上の企業で見ますと、六十歳の定年制に曲がりなにも到達しているところは五〇%少ししかないのです。半分はまだ定年制をそこまで延ばしてない。そういうときに年金の受給と連動しないではないかという問題が依然として残されているわけですね。国民年金にしてもそうでありまして、厚生年金にしてもそうでありまして、とりわけ受給年限の問題については、聞くところによると第二臨調の方でもいろいろ議論されているといふように私たちには仄聞をするわけでありまして、定年と年金の受給が連動していない現状の中で、なおかつ受給年限を繰り下げるというやうなことがあつたのでは老後の生活は十分でない、こう思ひますので、この関係について政府はどのような考へを持ていらつしやるか、お答えいただけますか。

○山口(新)政府委員 開始年齢の問題でございますけれども、やはり年金制度も経済社会のいろいろな仕組みの中の一つでございますから、その中の役割りを考へまして機能を果たさなければいけないわけでございます。年金制度単独で完結するわけではございませんから、そういう意味では、実際に現役で働いておられる期間と年金をもらう期間とがつながっていくというのが本来であるかと思つております。

わが国の今後の人口構造を見ますと、二十一世紀になりまして生産年齢人口というのはどうしても広がらざるを得ないと思ひます。その時代には恐らく定年年齢もさらに検討される問題にならうかと思ひますが、そういう問題と並行して年金の開始年齢も当然に議論されなければいけません。そういう考へ方でもございまして、年金制度だけが雇用の問題と離れて単独でひとり歩きをするといふことはいかかという考へ方でもござい

ます。

○永井委員 それではその次に入っていきますが、国民年金と厚生年金の関係についてちよつと申し上げてみたいと思ひます。

五人未満の零細企業がずいぶんありますね。き

この夕刊にも出ておりましたけれども、この春闘を控えて賃上げをするところではない、社長がみづからハンダごてを握つて仕事を一生懸命がんばつてゐる。もちろん大企業から下請、孫請という関係があつて大変だ。これは厚生省に直接関係することではないのですけれども、そういう記事もきのう出ておりました。そういう町工場と言われておる五人未満の零細企業、こういうところには現在厚生年金は適用されていないわけですね。したがつて、せめてこの五人未満の零細企業の労働者にも、もちろん事業主もそうでありまして、厚生年金の適用を行うことができないか、何とかしてくれないかという要望がずいぶんあるのですよ。

これについて、厚生年金の場合に五人未満の従業員を抱えている事業主が事業主側の負担分をなかなか負担し切れないということがもし障害になつているとするならば、その打開はやはり考へてやらなければいかぬ。私はこれも政治だと思ひます。それが直接的でなくとも援助の仕方はいろいろあると思ひます。厚生省が所管するそのエリアで援助できないことであつても、たとえば通産省で援助の方策をとることができるとか、大蔵省が直接考へるとか中小企業庁が考へるとか、いろいろな援助の方策があると思ひます。

これはもちろん厚生省の権限外かもしれせん。しかし、五人未満の零細企業に対しても厚生年金を適用してもらいたいという強い要望があるという現実を踏まえて、厚生省はそのことについてこれからどういふやうに考へていくかとされてゐるか、その考へ方があつたらお聞かせ願ひたい、大臣に繰り返して恐縮ですが、もし将来何とかしていききたいという厚生省の方針があるとするなら、大臣として他のところにも働きかけてもらわなければいかぬということを私は考へるわけでありまして、お答えいただけますか。

○小林(功)政府委員 先生も御承知と思ひますが、いわゆる五人未満事業所等につきましましてはいろいろな問題がございします。たとえば事業所とか

従業員の変動がかなり著しい、あるいは賃金体系が不明確であるといった点、それからいまおっしゃいましたように事業主の経済的な負担が大変だといったいろいろな理由がございまして、現在の法律のもとにおきましては強制適用から外しております。ただ、任意包括適用の制度がございまして、私どもとしましては御希望があれば積極的にこれを適用していくという方針でいままでもやっておりますので、これはこれからも続けてまいりたいと思います。

○森下國務大臣　社会保障、また社会福祉の考え方は平等であり、あまねくこれを享受しなければいけないという基本的な考え方を持っておりますけれども、そういうふうな中小企業の方の中でせっかくの年金制度の恩典に浴し得ないというような部門が間々ございます。数も五十六年の九月末で五人未満で二十五万カ所、百八十六万、これは決して少ない数ではございませんし、そういう零細企業こそお救い申し上げなくてはいけない。個人個人の福祉も大事でございますが、そういう事業体全般の福祉という言葉に適用しておるかどうかわかりませんが、これでこ入れと申しますか、いろいろと助成に努めるのは当然でございます。御指摘のように通産省関係のこともございますし、また労働省関係等各省にまたがっております問題でもございます。関係各省ともよく連絡調整いたしまして、厚生省としてもそういう方々が救われるように前向きで取り組んでいきたいと思っております。

○永井委員　大臣の前向きにという決意を伺ったわけでありまして、そういう大臣の姿勢を評価してむしろ積極的に後押しするぐらいの気持ちで私たちもいろいろなことに当たっていきたいと思いますので、ぜひひとつ積極的な取り組みをお願いしておきたいと思います。

次に、この給付内容の問題について若干申し上げてみたいと思うのですが、いま公的年金制度というのは八種類あるわけです。そして年金受給権を得ても、それぞれの制度の違いから給付

水準に大きな格差があるわけですね。現在年金受給者総数は千二百万と言われておるのでありますが、そのうち大多数を占める国民年金の六十五歳以上を対象とする老齢年金給付額は、拠出年金で一件当たり月平均二万二千三百五十円ですが、福祉年金が七十歳で二万五千百円。厚生年金で言いますと、厚生年金は受給者の総数の五分の一弱だと思いますが、夫婦世帯を含めて全平均で一件当たり十万八千円、モデル年金では三十年間加入の夫婦で、もちろんこれは平均報酬を得ている人を対象の話でありますが、五十六年度で十四万五千円です。もちろん高負担高給付という原則がありますから保険料を掛けてきた中身の違いはあつたといたしましても、八つの公的年金でかなり大きな格差がある。これは国民全部に年金を適用できるようにという趣旨からいくとやはり問題があると思うのですね。制度の違いがそれぞれ多岐にわたつておつてもこれは問題があると私は思うのです。

そこへ持つてきてもう一つ世間一般で言われておるのは、共済と比較をして官民格差がある、公務員や国鉄共済は非常にいいけれども厚生年金や国民年金は悪いということ、官民格差なんという言葉も聞かれるのでありますが、実際は果たしてそうなっているのだろうか、むしろ官民格差というよりも、本来、現状の中で民民格差というものはかなり大きなものがあるというふうには言わざるを得ないと思うのです。

それはどういふことかというところ、例の企業年金の問題があります。この企業年金は、昭和五十五年で、株式の一部上場の企業の七十%以上が持つてゐる、二部に上場してゐる企業では六〇%以上、加入者の総数は一千百万人、こう言われてゐるわけですね。この年金基金令の一条によれば、千人以上の事業所が対象となつてゐる。もちろん、この法律の第百十条で複数で設立するところも認められてゐますけれども、現実的に、中小零細企業が、それぞれ企業の中身も違ふのに、こう法律百十条で定められてゐるからといつて簡単に設

立てることができるような状況にないことも、これまた事実ですね。もちろん、法に基づいて一定の金額を掛金として納入はしていくわけですが、企業年金を持つているところと持つていないところ、これが結果的に——企業年金プラス厚生年金、あるいはいろいろなことで併給制度もあるわけですから、そういうことをやっていくと月三十万円年金だつて夢じゃない、こうまで言われておるわけですね。

しかし、そうなつていくと、八つの公的年金の間の格差もさることながら、民間の中における民
 民格差というものもやはり大きな政治問題ではな
 いかと私は考えるのですが、これについての認識
 はどうでございましょうか。

○山口(新政府委員) 老後の生活を支える三本柱というところで、公的年金、企業年金、さらに個人の努力というものが言われておりますけれども、そういう中で中核はやはり公的年金であろうかと思えます。そういう意味で、公的年金を極力各制度のバランスをとって維持していくことがまず第一だと思います。

二番目に、いまお話がありました企業年金でございしますが、ただ現実には、わが国の場合に、あらゆる意味で企業間の格差があることはもう否定できない事実だと思えます。また、企業間の力が同じでございしても、企業年金という仕組みをとるところと、年金をとりませんで退職金をとるところと、年金をとるわけと、いろいろなところがあるわけと、そういう意味で一概にはなかなか言えない部門があるかと思いますが、私どもといたしましては、せつかく四十年改正をつくりました厚生年金基金の仕組みでございしますので、よりその趣旨が生かされますように、今後とも育成のための努力をさせていただきます。

○永井委員、そういう御答弁をいただくわけでありますが、この企業年金の問題で一番大きな問題というのは、冒頭から申し上げているように、異常な高齢化社会を迎えようとしているときに、年金の将来展望を持つにしても財政事情がなかなか

それを許さない。納入金と給付金をいまの状態で維持していこうと思えばなかなかその展望が開けない、その実情は痛いほど私たちにもわかるわけですよ。それだけにこの財政事情の厳しさというもの、少なくとも企業年金に依存するということがあつてはならぬと思うのですね。

いま局長は、むしろ公的年金が主流でなければいかぬと、そのとおりなんです。しかし現実には、いま私が指摘しましたように、企業年金法に基づいて一千百万人の人が企業年金に事実上加入している。そうすると、これから行財政を改革していくといういまの政府の姿勢がありますから、そういう議論の中で、何かこの企業年金に依存をしないということと動きが出てくるのではないかと、いうこともちまたで言われているわけです。それらを私たちが知っているだけに、あえてこの問題を提起しているわけです。

もう一つは、その企業年金はもちろん法に基づいて行われているのでありますから、それはそれでいいのでありますが、私が民営格差と言つていいことを基本的に申し上げてみますと、もちろん大企業あり、中小企業あり、零細企業がある。いまちようど春闘で賃上げ闘争の真つ最中です。大企業が一定の相場をつくることもあるし、それに付随して賃上げを決めていくところもある、それを受けて中小企業が決めていく。しかし、中小企業が現実にはいまの時点で賃上げが決まるかといつたら、決まらないほど後ろへずれていくのですよ。まして零細企業になったら、町工場の話にやありませんけれども、賃上げどころではないといふところもあるのです。

ところが働く側にすれば、新しく就職しようとする場合に、どうしてもいろいろな意味で、福利厚生施設も含めて、中小零細よりも大企業の方が充実していることは事実なんだから、だれしもいいところへ入りたい。だから大卒者でも、就職試験のときには、大変な競争をして並んでまで面接を受けるというようなことをやるわけですね、会社訪問でも。しかし、だれしもが大企業に入ら

ことはできないのです。むしろ全体から見れば、中小零細企業で働く者が多いわけですね。ところが、大企業に入つたために、企業年金もある、具体的に言えば、賃金だつて中小零細よりもよしい、こういうことになつてくる。そうすると、求めて中小零細企業に就職するわけじゃない。これは一般的な話です。

そうすると、憲法二十五条に保障されているように、健康にして文化的な生活を営む権利をだれしもが持っている。持っているのだけれども、いまの社会構造からいって、それが満たされるようなところに仕事、雇用を求めることができないという状況の中で、片方には企業年金があり、片方では企業年金をつけないという状態が生まれてくる、これは大きな矛盾ではないのか。

だから、いま局長が言われたように、公的年金を主流に置くことは当然であります。当然の話だけれども、企業年金を設立したくてもできない、法的には複数で設立できるのだから、そういう道はありますよと言つてしまえばそれまでだけれども、現実にはそれはならない。

そういう中でこの民権格差という問題を考えるときに、年金の問題全体の取り扱いとして、たとえば年金行政の一元化ということも本当に本腰を入れて考えるべきじゃないのか、こう思うのでございますが、どうでございますか。

○山口(新政府委員) 年金行政の一元化という問題になりますと、主として公的年金の問題になるのかと思つてございませう。企業年金の問題につきましても、どうしても各企業の自主性というものを否定するわけにはまいらないと思ひます。

先生が先ほど数をおっしゃいましたけれども、私どもの方で所管しております厚生年金基金で申し上げますと、五十六年三月末現在でございませうが、基金に加入しておりますのが五百九十六万人で、約六百万人でございます。そのうち総合で設立しているものの関係者が二百七十二万人でございます。大企業は大体単独でつくつておるわけござい

ますが、総合になりますと中小企業が集まつてつくつておりますので、その意味では、約半数の方が総合設立の関係者でございませうから、中小企業の方も企業年金に対して相当意欲が出てきてゐるんじゃないかというふうに見られると思ひます。

○永井委員 企業年金の設立の数あるいはその加入者の数が、私どもの調査とちよつと数字が食い違つていますけれども、その数字の食い違いはあつたとしても、私の申し上げていることについては、数字によつて左右されるものじゃありませんから、そのとおりに受けとめていただきたいと思います。

しかし、この企業年金というものはむしろこれからいろいろの意味で発展していくでしようけれども、繰り返して恐縮であります。その企業年金を設立できないような実情にあるところの労働者は、やはりいつまでもそのしわ寄せを政治の欠陥といひますか政策の薄さといひますか、表現はうまく言えないのでありますが、そういうことが結果としてあらゆる面でも中小零細企業に及んでくる。これはやはり政治の場で何とかしてくれという叫びが出てきて当然だと私は思うのです。だから、この法律があるからその法律に基づいて処置をしているというのじゃなくて、年金全般を見直すということも当然やつていかなければならぬことだ、高齢化社会を迎えるに当たつて、これは当然通つていかなければならぬ道筋だと私は思つてゐるのです。そういう立場でぜひ受けとめてもらいたい。

さらにもう一つ、ついでのことにつけ加えておきますが、たとえば障害者年金にしても、大きな矛盾があります。先天性の障害者は福祉年金が適用される。労災とか交通事故とかいろいろあることで途中で障害者になられた方は障害年金でスライドがある。これだつて、いま国際障害者年二二年目に入つてゐるわけだけれども、障害者の方にすれば、あるいは障害者を抱えている家族の方にすれば、何で私のところが福祉年金だけでしんばうしなくてはいいけないのかという問題だつて、端

的に言つてあるのですよ。

そうすると、これからの年金のあり方というものは、マクロの立場で再検討するものとミクロの立場で再検討するものと、この両方を、どちらも手を抜くことなく対応してもらわなければいけない、私はこういう考えを持つわけでありませうが、結果的にそれがどういふ答えになるか、それはこれから作業にかかってくるのでしよ。しかし、むしろいま問われているのは、政府がこの年金制度について、そういう問題も含めて、どこまで積極的にそれと取り組んでいこうとする姿勢があるかということが一番問題だと私は思うのです。

そういうことで、時間もなくなつてまいりましたので、最後に大臣の方から、そういう年金行政全般の、私がいろいろ申し上げましたけれども、これは氷山の一角でありまして、社会の実情を見ればもつとつと大きな矛盾点もあるだろうし、もつと救ひの手を待っている人もあるだろうし、年金だけがうまくいつてゐることはほつておけつてゐるから年金は少くしんほうしてくれというこにもならぬだろう。やはり全体がそうなつていかなければならぬので、そういう総合的な立場で、年金行政のこれからの方針、あるいは政策のこれからの立て方などについて、最後に大臣から御答弁をいただきたいと思ひます。

○森下(国務大臣) 行政は国民の信頼の上に立たなくてはなりません。そのためには朝令暮改ではいけません。政治不信感を与えるわけではございませう。しかし、この年金問題については二十年後、四十年後の長期にわたる問題でございまして、また人口問題、いわゆる高齢化社会を控へまして年金をいかにしていくか、これは先ほど、ILOでもいろいろ話題になつたという話もございまして、また年金加入者がひとしく自分の胸のうちに口に出して話題にするぐらい、きょうの問題また将来の問題、ともに非常に大事な問題である。先ほど申しましたように、社会保障制度は、お互い

に助け合つていこう、また国がいかにこれにかかわり合つていくかという、公的な介入という問題、自由経済の中で将来の生活の保障をどうするとか非常にむずかしい宿題、問題を抱えておるわけでございます。この問題はやはりいろいろ審議機関とか、また国会でも御審議をいただいております。またプロジェクトチームをつくつていろいろ検討しておりますけれども、やはり基本問題につきましましては見直しの必要もある。遅滞なくこの時代に合つたように、環境に合つたような方向づけをすることも、また年金加入者の安心感を買うし、また老後に対する一つの夢も持てるのだということを踏まえまして、非常にむずかしい問題でございませうけれども、自信を持ってやつてまいりたい。自信を持つことがまた行政に対する信頼度を高めるゆゑである、このように思つておる次第であります。

○永井委員 時間が参りましたので終わります。どうもありがとうございました。

○唐沢委員 本会議散会後、直ちに再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後一時四十分休憩

午後二時三十四分開議

○唐沢委員 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、理事の補欠選任の件についてお諮りいたします。

本日、理事丹羽雄哉君の委員異動に伴い、現在理事が一名欠員となつております。これより、理事の補欠選任を行いたいと存じますが、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○唐沢委員長 御異議なしと認めます。それでは、理事に丹羽雄哉君を指名いたします。

○**唐沢委員長** 国民年金法等の一部を改正する法律案に対する質疑を続行いたします。平石磨作太郎君。

○平石委員 国民年金法の一部改正につきまして御質問申し上げます。

まず今回の年金法改正は、いわゆる物価スライド、年金額の引き上げ、これが従来からいいますと一カ月おくれた引き上げの改正案でございます。私どもといたしましても、受給しておられる方々の現在の生活の状態を考えてみたときに、支給が従来に比較して一カ月もおくれるということは大変なし寄せがこの方々にかかってくる、こういう立場から反対をするわけでございます。

国民年金は、公的年金として国民の信頼を得ているわけであります。それはなぜ信頼を得ておるかとお申しますと、やはり物価スライドを行つておるといふことが国民の信頼を得ておる大きな特色であります。したがつて、現在のように諸物価の高騰、さらに大きくはインフレといったような時

期におきまして、物価スライドが行われ実質的な支給の年金水準を維持していく、こういう制度であるがゆえに、公的年金として国民に対して支給が一月もおくれる、物価が四・五％上がったから四・五％上げる、あるいは六％上がったから六％スライドしていくということが一〇〇％実施されるならば、実施月もやはり同じようにやらないと、そのパーセントは維持されません。したがって、一カ月おくれるということは、そのパーセントの十二分の一はダウンしておることになるわけです。

そういう意味から言いましても、私は、物価スライドということはあくまでも従来どおりにやるべきである、こういう考え方を持っておるわけですが、大臣のお答えをいただきたいと思います。

○森下国務大臣　一カ月物価スライドがおくられた、それで大変不満であるというお話でございますが、ゼロシリングという、昨年八月に出され

ました財政難の大蔵原案に對しまして、私ども全力を挙げてその回復に努力をしたわけでございます。そういうことで、このスライドの問題は特例措置を適用いたしまして、五%以下でも、四・五%ということでスライドをさせていただくわけですが、いまおつしやいましたように、一カ月おくれ、七月、八月からというようなことになったことは、一〇%の目的は達しなかつたかも知れませんが、申し上げましたように、諸情勢の折、ごしんぼう願いたいということであつたわけでございます。この点はひとつ御理解願いたい。

いろいろ社会保障関係、昭和四十八年を元年にいたしまして急成長したことは事実でございますけれども、その後の財政事情で足踏みをしたり、またときにはストップしなければいけない段階も将来あるかも知れない、また以前のように大成長に伴って福祉行政も飛躍増進する場合もあるかも知れないというような、ちょうど過渡的な時期に当たりましてそういう結果になったわけでございます。

将来は別にいたしまして、問題は、年金制度に
対する加入者の不安がなくなるように、また年金
に対する期待度が減らないようにすることが私ども
の目的でございます。一月おくれたこと
につきましては御了解を得たい、こういうふう
に思っております。

○平石委員　今年の一月二日、これは年頭の記者会見だと思うのですが、大臣がこの中で言われておることがあります。それは五十九年度に次期財政再計算が予定されるが、年金水準を維持するたため物価スライド制を存続させる、これは当然のことだ、ただ高齢者を支える現役世代の将来の負担の適正化のため、一つは年金加入期間の長い人、それからもう一つは共稼ぎ世帯、これは給付水準を下げる予定だ、こういう発言がございます。

つては、これはそれぞれ保険料を掛け、国が支給額に對する三分の一を支出されておるわけですから。そして、ゼロシーリングといういまの御答弁がございましたが、そのゼロシーリングという形で即これへそういったスライドを落しときにやならぬというような、それが理屈として出てくるかどうか、ちよつと私は疑問に思います。大臣のこのお言葉にありますように、やはり物価スライドは維持します、そして物価スライドを維持するということは、即一〇〇％維持するという形でないと、いま私が前段の質問に申し上げたように、最初は実施時期を六カ月落とそうと考えておった。六カ月落としますと、これは四・五％が二・二五になつてしまうわけです。こころあたりを大臣はこの発言の中でやはり考えておったのかどうかという点。

それからもう一つ、この年金加入期間の長い人、これは当然、これから先は厚生年金にしろ国民年金にしろ非常に長い加入期間が出てまいります。ただし、国民年金につきましては六十歳までです。二十歳から掛ければ四十年掛けることになれます。二十歳から掛けることで、それからこの共済なのですが、そういうことで、それからこの共済ぎ世帯の給付水準を下げるということは、物価スライドはやりませんということなのか。現在の現行支給しておるものをダウンさせるのかどうか。この二点、お答えをいただきたい。

○森下國務大臣　この財政事情の非常に悪いときに、私どもが余り長期の見通しについて悲觀的なことを言うことはよくないと実は思うのです。といつて、余り樂觀的なことを申し上げることもいけませんし、ILO等からも、日本の高齢化時代に備えて日本の年金制度はどうなっていくであろうかというような御心配というか御忠告というか、非常に關心を、國際的にも実は見詰められておるようでございます。今後この年金行政をどうやっていくかということが、私どもに對する大きな宿題にもなつておるように思つております。

公明党さんそうですが、各党でもこの年金の基本的な考え方、将来構想についての案もいろいろ

るあるようでございます。審議会等でも、基本年金制度をやつて、その上に応能と申しますか応益と申しますか、そういうものを加味する、その上にまた企業年金を加味するとか、いろいろお考えがあるようでございます。いまはまさに年金に對する見直しの準備段階でもあるような感じもいたします。

臨調でも、もう年金を一本化せいという、少し極端な意見かもわかりませんが、将来は、やはり福祉というのは、社会保障制度は平等でないといけないという平等論、平等主義もございいますから、そういうものも生かさなくてはいいなというように、多少の言い過ぎもあつたかも知れませんが、とにかくスライドだけは、これはやはり物価に見合つてやるのが当然である。もちろん特例もいまの段階において、は認めてもらわざるを得ない。ということは、公的年金の場合は私的な年金また民間年金と違ひまして、やはり物価につれてそれだけ上げていこうというのが何よりの魅力でございます。民間の保険等を見ましても、やはりインフレのためにずいぶん目減りをしていて、これに対する国民の不信任が出ておることは事実でございます。この点だけは、絶対にインフレによる目減りはしませんというところが年金行政に対する国民の信頼である。私はこういうような考え方を持っております。

それから、夫婦共稼ぎの場合は、共稼ぎでお一人入っておられる方もございます。それから一人だけ入って、奥さんの方は違う種類のものに入ったり、私的年金に入ったり、いろいろございまして、これもでこぼこがあるわけです。そういう点の見直しをしていこうという意味が切り下げというふうにとられたのじゃないかと思ひまして、目直しということはやるべきである、でこぼこ、格差がございますから。そういう意味で私は申し上げたつもりでございます。

○平石委員　追及はいたしません、国民年金の場合は個人加入ですから、夫婦がともに入ってや

るわけですね。だから、自営業をやられて、御夫婦が一緒に散髪屋さんをやって一緒に働いておる。そしてだんなさんもお入る、奥さんもお入る、こういうような形で国民年金の場合は入っておるのですから、共働きが一概に云々という形はちよつと誤解を招くおそれがありますので、いま大臣がおっしゃったように、ひとつ慎重に発言をいたしたい、こう思うわけです。

それから、先ほども申し上げた、四・五%あるいは六%物価が動いたからこれへスライドするということが、実施時期がおくれますと、その物価スライドの率がダウンになるわけです。したがって、実施時期は大変大切だということですね。この意味で私申し上げておるわけですから、同じ四・五%上げるといふのであれば、おくれるということとは四・五%のスライドではないということになりますので、こちらあたりを、将来実施時期についてはやはり直近でやるのだ、あるいはおくらすということなしにやっていくんだというようなお考えを捨てたのかどうか、今後は来年はもとどおりへ戻しますという形なのか、もう一回答えをいただきます。

○森下国務大臣 もとの線に戻したいと思ひます。

○平石委員 それでは、これはこれで終わらしていただきます。
次に、婦人の年金の問題です。特に妻の年金権の問題は、従来当委員会におきましてもだんだん質疑がございました。そのように、妻の年金という点につきましては、いろいろ制度の上から非常に困難な面も一方にはある、私はこういう感じがいたします。だが、国が公的年金として一応制度をしておる以上は、日本国民である以上、あるいは男であるが女であるが、やはりひとしくこの制度の恩恵に浴し、あるいは制度を利用していく、こういう権利はあるのだ。したがって妻の場合に、厚生年金を考へてみますと、厚生年金は世帯主が世帯単位で加入している、こうなりますと、その妻は扶養家族として、その世帯の一

員として入っておる、こういう形になるわけですね。独自に奥さんが入るといふことは、これは制度の上からは許されておられません。

もう一つ国民年金の方を見てみますと、国民年金はお互いに強制加入でありますけれども、厚生年金加入の人の奥さんについては、これは任意加入という制度で拾い上げておるわけです。それで原則的に考へてみますと、こういう妻は両制度からは一応、拒否と言つたら言葉がひどいのですけれども、制度利用がストレートにできなくなる。特別の計らいを持たないと、この方々は年金制度の利用ができないわけです。

これはそうなんですかどうか、一言お答えをいただきます。

○山口(新)政府委員 主としては、被用者の妻の年金の扱いの問題でございます。

御案内のように、現行の国民年金法の七条の第三項におきまして、原則は適用除外になつておるわけでございます。しかしながら、その第三項でいう被用者の妻等についての「適用関係については、国民年金制度と被用者年金各法その他の法令による年金制度との関連を考慮して、すみやかに検討が加えられたうえ、別に法律をもつて処理されるべきものとする。」という規定が当初から置かれております。すでに二十一年になるわけでございますが、このための解決が行われていない。そのために、現在の状況は任意加入というところで被用者の妻の約七割ないし八割の方が現実には入っておられます。

しかしながら、これはあくまでも任意でございます。年金の制度の上では不安定な形になつてゐるのは御指摘のとおりでございます。この点につきましては、私も、次の改正の機会には基本的な問題として現在七条の三項に置かれております規定の趣旨に沿ひまして、できれば何らかの形で年金制度上の解決を図りたいということで、現在鋭意知恵をしぼつておる段階でございます。

○平石委員 これは、いま局長お答えいただいたように基本的にそういう問題があるわけですね。

だから、二十一年たつても妻の年金の問題、いわゆる制度上の問題については明快な解決がつかない。したがつて、私が前段申し上げましたように、国民である以上は両性どちらでもとにかく制度利用ができるようなことを制度の上では考へるべきである。

そして、いま行われておる任意加入、それから受給について空期間。問題になるのは、離婚が非常に多くなつてきた。私は、離婚が多くなつてきたことを考へてみますと、一緒にずっと夫婦生活をして、そして五十歳を過ぎた、五十歳を過ぎて夫婦が別れたといった場合は、もう国民年金に加入いたしましたも十年、あるいは五十五歳で別れますと五年しかない。だから、夫婦の間は空期間で救済はいたしますといつても、これは受給資格の要件だけであつて、年金額にはね返りがない。そうすると、わずかに五カ年ぐらゐ保険料を掛けて年金ももらったところでスズメの涙ということに終わつてしまふわけです。ここに問題がある。

私は厚生省の資料をちよつとここで見させていただきますと、離婚の割合というものが昭和二十五年からずっとこの資料に出ております。これを見てみますと、毎年毎年離婚率はずつと上がつてきて、近年特に上がつてきておるわけですね。そして五十三年は、この資料は五十三年が最後ですが、これで見ましても十三万二千四百六十六人、五十五年は十四万九千二百八十八人と思ひます。

このように急激に離婚者が多くなつてくる。そして、この離婚者は、二十五年当時既に夫婦が別れて、さあこれから保険に加入いたしましたしやうかと考へて、最低ぎりぎり考へた場合に三十五歳。三十五歳以上になりますと、もう一〇〇%の制度の恩恵に浴していることはできなくなつてきます。四十歳になつて別れたといつたような方を二十五年で見ますと、いわゆる離婚者の中で一八・三%あるのです。そういう三十五歳以上四十歳、六十歳といったような方々のパーセントは一八・三%あります。五十三年を見ますと、これが何と三二・八%になつております。このよう

に急激にふえておるわけです。昭和五十三年の数字を申しますと、十三万二千四百六十六人の全離婚者のうちで三十五歳以上の方々が、勘定してみますと四万三千三百四十四人になります。それで五十歳から五十四歳までの離婚のパーセントは二・四%になる。それから五十五歳から五十九歳が一%あります。一%おるといふことは、十三万の方から一万三千人、五十五歳から五十九歳までの方が別れておるといふことです。こうなつてきますと、この方々は無年金者に落ち込んでくるわけです。

この前、無年金、いわゆる加入していないという方に特別納付という形で過去三回行つてまいりました。そして無年金者の解消のために手続はとつて、まだ完全ではありませんけれども、国はそういう制度をとつて一応の救済を図りました。ところが一方で、こういう形に、高齢化してきてから離婚していくということになりますと、これは無年金者に落ち込んで、無年金者がどんどん出てくるという形になつておるわけです。ここに私は、離婚件数が多くなればなるほど妻の年金権の問題が大きな問題としてクローズアップされてきておると考へるわけです。

そういう意味でここで取り上げておるわけなんです、この妻の年金権がこういう形で、もともとの基本的な利用権がありませんから、別れた場合は、無年金者ができるというよりも、もともと無年金になるようになっておる。ここは何とかならないものだろうか、ひとつお答えをいただきます。

○山口(新)政府委員 現在の国民年金ができました当時は、それほどの離婚の問題を意識してなかつたと思うのでございます。いま先生から数字でお示しがありましたように、昨今の状況はやはり相当配慮をする必要がある現象になつてきてゐるわけでございます。また、仮に数が少ない状況におきましても、そういうことによりまして一人でも年金による保障に欠けるといふことが起きますこと自体、元来余り好ましいことではないわけ

ございます。

そういう意味で、制度的に何らかの工夫をしてみるという事は私も必要であろうというふうな認識をされている状況でございます。

○平石委員 いま厚生省は、審議会の年金保険部会ですか、見直しが行われるということの中で審議中のようですが、この中の研究テーマを見てみますと、女性の年金権の問題が出ております。恐らくここで討議がなされておられると思うのですが、その中身はどういう状況ですか。差し支えなかつたら、ひとつお聞かせをいただきたいと思うのです。

○山口(新)政府委員 現在、検討項目を順次一項目ずつ具体的に資料をもとに検討しておられる状況でございます。まだ婦人の年金権のところまで立ち至っておりません。問題意識として聞いておりますのは、いまお話のありました権利に欠ける場合、また一応権利はついても、先ほどもちよつとお話しございました空期間が多いために余り実がつかない。また逆に今度は、国民年金ができました当時には余り予想されませんでしたけれども、被用者の共働き、これによりまして、厚生年金にしましても共済組合にしましても、被用者の年金がそれぞれに出るということになりますと、今度はそれ自体が果たしてそのままの給付でよろしいのかという逆の問題も含めまして、いずれ詰めたい検討をしたいということでございます。

○平石委員 まだそれについては検討に入っていない、順次やっておりますが、ここで諸外国の例を見てみますと、やはりドイツにしろイギリスにしろ、日本と同じように夫婦で生活しておるわけですから、そこで別れたといったような場合に救済がとられております。私はそういったものも一つの参考にしたらどうかと思うわけです。そこで、ベルギーなんか見てみますと、夫の年金受給額の二分の一を離婚妻に分与する、これも一つの考え方じゃないかという気がするのです。離婚の理由に、妻の責任で離婚するのか、夫の責任で離婚するのか、いろいろ問題もありま

よう。ありましようが、全く無年金者になってしまふ、あるいは年金をもらつても年金額においてはスズメの涙というようなことでは、これは余りにも不合理でございますので、やはり日本でも離婚をした場合は財産分与をするという制度があるわけですから、そういう財産分与をする場合なんかをいろいろ聞いてみますと、あるいは慰謝料とかいったような形で妻に渡す場合でも、調停が成立しても余りそう実行されてないようなことも一部では聞きます。現実にはかいたもちだ、こういうことを聞くのですが、これは明らかではありません。明らかではありませんが、そういうような制度があるんですから。

妻が働いて一緒に財産形成に寄与した、そして夫の生活を助けてきたのには半分力があるはずですから、したがって、別れるときはその空期間分をさかのぼって夫が保険料を納める。空期間分はわかるわけですから、その分はさかのぼって夫がまづ納めておく、こういう形にでも、さかのぼって取り扱いができるような方途を特別に制度の上でつくつてもらつたら、妻は安心して別れるとは言わぬ――まあ別れることを私は奨励するつもりはないんですけれども、別れるを得なくなつたときに、さあ年を迎えた、無年金になるというときに、せめて国民年金なら国民年金、厚生年金なら厚生年金の空期間に対して夫が、厚生年金にはないですけれども、国民年金では、別れた妻が、私は国民年金に加入いたします、こうするときは、じゃ空期間は主人の方から取る、こうすれば安心ができるんじゃないかと思うのです。

そういう特例といったものを、やはりいま審議をしておられる年金権の問題についての審議の中ではひとつ参考にしていただきたい。そして諸外国のそういう事例等ももちろん研究しておられると思うのですけれども、ここにイギリス、アメリカいろいろありますけれども、もう時間の関係で申し上げませんが、日本のいまの夫婦が別れるときの処理の問題は、そういう形において処理してはいいかがか、私はこう考えるわけですが、ひ

とつ所見を承りたい。

○山口(新)政府委員 この問題の解決の仕方といましては、いろいろなことが考えられると思ひます。ただいまの先生のお考えもぜひ厚生年金部会の委員の方に御紹介をいたしまして、参考にさせていただきたい、かように存じます。

○平石委員 ひとつそういうことで――婦人の年金権の問題は長い間の問題で、片がつかない。そしていま非常に厳しい状況を迎えて、しかも離婚が多くなつてきた。高齢化で、そして長生きするというような状況になってきますと、制度設置の当時から言いますと、様相は変わつてきたわけですから、そういった新しい時代に対応できるようにひとつよろしくお願い申し上げて、この問題はおきたいと思ひます。

それから次に、海外の滞在者、この問題についてお聞きしたいのですが、これもまことに不合理な話だと思ひますが、五十七年三月二日の新聞で私は見たのです。

夫の海外勤務に同行したS子さん(四五)。任地で夫を急病で亡くし、失意のうちに帰国した。国民年金に加入していたため、当然、母子年金がもらえるものと思ひ、受給申請した。ところが、役所の回答は「海外に移り住んだ時点で、国民年金の資格を喪失しています」と。こういうお答えなんです。

この人はどういふことかと言いますと、奥さんが四十七年の五月に国民年金に任意加入したわけなんです。そして四十九年の七月に夫とともにインドネシアに四年間という約束で海外出張、保険会社といわゆる転勤で行つたわけなんです。四年したら日本へ戻つてくるというところで、四十九年の七月に転勤をした。ところが、現地へ参りまして、五十年の九月に旦那さんが敗血症で急死をしたわけなんです。わずか一年で亡くなつた。そこで、仕方がないので奥さんはすぐ引き揚げてこられた。そして五十年の十一月にある会社へ奥さんは就職をしたわけなんです。厚生年金のある会社へ就職をした。そしていままで国民年金に加入しておりました

ので、ここで厚生年金に切りかえをしたわけなんです。そのときに、あなたは国民年金に加入しておられたんだからそれは母子年金がもらえますよ、小さいお子さんがおるんですから、こう言われて、その際にそのことがわかつたので、直ちに役所へ行つた。ところが、いま読み上げましたように、国民年金の資格を喪失しておる、こう言われた。

そしてこの方は海外へ渡航するときに、固定資産も持つておつた関係で納税代理人をつくつて、いわゆる納税はしておつたわけなんです。その際その代理人に対して、私は国民年金にも加入しておるので国民年金の保険料も一緒に払つてくださいうというところをお願いをして、ずっと掛けてあつたわけなんです。保険料を納めた。そして四十九年の七月に海外へ出て、五十年の九月に旦那さんが亡くなつて戻つてくるまで、保険料はずつと掛けておつた。ところが、いま言つたように、海外へ出た瞬間においてもうあなたは国民年金の対象者ではありません、脱退しています、喪失しております、こういう形になってきたので、役所の方は、四十九年の七月から五十年の十月までの保険料はお返ししましょう、こんなことを言うておるわけなんです。

もちろんこの資格要件の中には、日本国内に住所を有する、そして二十歳以上六十歳未満の日本国民は国民年金の被保険者とする、こういうこと。それから、九条に、資格の喪失として「日本国内に住所を有しなくなつたとき。」こうなつております。ここで、この方が日本国から住所が海外へ移つたということで、資格喪失になつておるわけなんです。保険料は掛けてあつた。

いられる方が非常に多いわけです。こういうように新しい時代に入ってきた段階でどうかという気がするわけです。まことにお気の毒である。ひとつ見解をお伺いしたい。

○山口(新政府委員) ただいまの具体的な事例につきましては、私どもも御同情は禁じ得ないわけですが、先生からもお話がありましたように、現行法ではいかんともしたい。

今後の問題でございしますが、いまお話がございましたように、確かに三十年代に比しまして、海外への渡航がふえておりますし、また交流も非常に活発になっておるわけでございます。そういう意味で、ただいまの御指摘のような問題以外にもいろいろ事例があるかと思ひます。そういう問題に対応するためには、どこまでが年金制度上解決できる問題であるかということも制度論として詰めるが、できるだけ年金の権利が生かされるような方向で検討をしてみたいというふうに考えております。

○平石委員 いまのように検討していただくということですから、それでいいのですが、この事例の場合は、やはり年を限つて出ていくのです。転勤で行つても、本社にまた復帰があるのだから、もちろん年限を切つて出ていくわけです。そういう形で、海外へ永住をしない、移民をしないということがばつたりする人たちは、しばらくの間は資格喪失でなしに、資格を一応停止なら停止—もうあなたはだめだ、こう言われると、これはもう年金権も何もない、資格がないのですから。資格要件から外されて、国民年金の制度の対象外ですよ、ここまでやるというのはちよつと残酷のような気がします。日本国民ですから、日本国籍があるのですから。

住所要件、いわゆる居住要件というものをつくつたには、それなりの当時の考え方があつたと思ひます。だが、いま考えてみますと、余りにも強い居住要件、居住要件を、国際化してきた今日、余り強くやることはどうか、ここにひつかかるわけです、日本国籍を持つておるのですから。そ

して、もうあなたは年金制度の対象外の人間になりました、これはちよつと残酷過ぎると思うのです。だから、その間は、一応永住をしない、移民をしないという限りは、やはりしばらく停止をするか、そして戻つてくればそのまま引き継いでいくか。あるいは税の納税代理人をつくるように、私は四、五年海外へ行つてきます、その間は、この方を代理として保険料を払つていきますので、よろしく頼みます、こういう便法をとつてやる必要がある。

裁判管轄その他の場合は、海外の者は東京都に住所があるというように法律にあるのですけれども、この場合も、永住をしない者は、国籍がある以上はどこかに住居がある。住居要件はどうでも、必要であるものならば日本国のどこかにあるんだという形にみなしてつておくとかいうようなことをして、代理人に保険料を払うとかいうような何らかの方法をとつていただければ、こういう形にはならないんじゃないか。住居がなかったがために対象外にせられるというのは、ちよつと残酷過ぎるような気がするわけです。

これはひとつ大臣からもお願いいたします。○森下(閣下大臣) ただいまお話聞いた範囲内では、まことに御気の毒な話でございまして、社会保障制度は特に法の解釈を善意にしなければいけない、また運用しなければいけない、このように思つております。この例はまさに何か、この落とし穴的な、盲点になるような感じがするわけでございます。

といつて、この例をいまここでどうするかということは私から言えませんが、こういう隘路、落とし穴がないように、社会保障制度に当たる行政といつたしましては注意しなければいけないし、また、立法の趣旨はそこにあると思ひます。そういう点で善処していきたいと思つてございします。

○平石委員 いろいろ情勢は変わつておりますので、幾つか出しましたが、そういうことでひとつ検討をしていただきたい、こう思つております。

そこから、年金財政の問題でございします。国民年金も非常に厳しい財政情勢になつておるようでございます。厚生年金も同じくそういう状況が生まれておるわけですね。これはやはり高齢化というものの入り口に立つて、いま日本の社会保障というものが、いわゆる年金社会といひますか、だんだんとそういう形になつてき出した。もちろんこれが大きな柱になつてくるわけですが、この資料等を見てまいりまして、社会保障給付費の中で年金の占める位置が非常に高くなつてきている。したがつて、これから先の年金をどう維持していくか。私にもあちこちからよく電話もあるし、話を聞かされるわけですが、いま払つてどうだろうかと、この年金をそのまま払うよりも、みずから貯金をしておいた方がむしろ安心ができるかも知れぬ、先でもらえないものを掛けておるような気がしてならぬという不安があるわけですね。これだけの高齢化社会に入つてまいりますと、果たして公的年金として、将来自分の老後の生活の一つの糧になるのかどうかという不安がそこに出てくるのは、これまた当然のことです。

そのような状況が出てきておるわけですから、私は特に国民年金に限つて言うていきますが、この財政問題については、これから先、非常に大きくあらわれて出てくる。そこで、いま国民年金の会計の中で、免除の数ほどのようになっておりますか、お聞かせをいただきたい。

○小林(功)政府委員 昭和五十五年度末の数字で申し上げますが、免除者数が二百三十三万人でございします。内訳は、法定免除が八十三万六千人、申請免除が百四十九万三千人です。率で申し上げますと免除率は一一・八%、法定免除が四・二%、申請免除が七・六%になつております。

○平石委員 いま部長さんお答えいただいたように、それだけたくさん免除が出てきている。しかも、この数字を見ても非常に申請免除が多くなつてきている。この状況はやはりいろいろな面でこういう形が出てくると思つておりますが、もちろん生活の問題、経済の問題等も出てきます。

だが、一番端的に考えられることはやはり保険料の問題。年金会計を維持しようとするれば保険料を上げなくてはならぬ。いま国民年金は定額保険料でやつて定額給付。定額保険料なるがゆゑに、やはりその中には低所得者も含まれております。あるいはお金のない人、所得の上がらない人も含まれておる。そうしますと、なるべくそういう方々が保険料の掛けやすくなるためには保険料を努めて抑えていく、これはやむを得ないことなんです。そのように何とか抑え込んで、保険料が上からないようにして、その人たちに掛けやすいようにしていこうという一方で考えがある。それをしていきますと、一方給付の方は上がらなくなつてくる。ここに私は国民年金の会計の大きなむずかしいところがあるかと思つたのです。

この定額保険料ということが、社会保障の一つの側面である所得の再配分機能、これを果たしてないわけですね。所得の高い人も同じ金額、低い人も同じ金額、給付も同じような給付がなされるんですから、そこには所得再配分機能は全然働いておりません。これはまあやむを得ないことなんです。

そうなりますと、今後の年金会計を考えたときに、いろいろこれからの厚生省の資料もいただいております。それから受給者と被保険者の率、これなんかを考えてみたときに、私は定額の保険料あるいは定額の云々というようにことが妥当なのかどうか、ここらもやはり検討の一つの問題になるんじゃないかという感じがするわけなんです。

この国民年金の被保険者を見てみましても、ほとんど八十五年ごろまで動きはありません。むしろ被保険者数は八十五年では落ちております。ダウンしておる。伸びはないんです。ところが受給者を見てみますと、これは二・八五倍にふえてくるわけですね。給付費はどのようにふえるかといひますと、三・七一倍になる、こういう状況が厚生省の資料の中で出ております。こういう状況をなめたときに、とてもじゃないが今後の会計維持

ということについては大変なことになってくる。そして、厚生省のこの資料の中に、大体昭和八十五年、百年までの定額保険料の推計がございまして、この推計を見ましても一万円台へ上がっていくというのが目の前です。そして昭和八十五年を見ましても一萬四千六百五十円という形で、ざっと一萬五千元ぐらいの保険料になるわけですから、一人で一萬五千元ですから、これはなかなか大変なこととす。

果たしてこのような保険料の支払いができるかどうか。負担の限界、そして会計を維持していくところの限界、こころはどのようにお考えになっておられるのか、お聞かせをいただきたい。

○山口(新)政府委員 負担の限界というお話でございすけれども、要するに年金制度は負担と給付とのバランスの問題が一番大きな要素としてあるわけでございます。そういう意味で、給付水準が現役の保険料を負担する方々の生活水準とバランスのとれるようなところに設定されておれば、負担としてもそう極端に無理のない負担で済む道理でございます。そういう見地から現在の仕組みを、単に負担だけでありまして給付との絡みで妥当な線としてどういうものが考えられるかというところで、やはり見直しをしてみることがまず大きな問題としてあるかと思ひます。

いま先生、国民年金のお話があったわけでございますが、これはわが国の人口構造の将来を考えますと、ひとり国民年金だけではありまして、ほかの公的年金につきましても、多少の相違はありましても似たような要素があるわけでございます。そういう意味で、年金制度全般につきましてもやはりこれまでのあり方を一応見直して、給付と負担を老齢年金をもらう世代と現役の世代との関係でどう見るといふことから見直してみることがある、その上で負担の問題を考えたいということでございます。

○平石委員 いま局長のお答えいただいたことが私も妥当だと思ひます。個々の八つの年金の財政を一つ一つ丹念に見て

みますと、もうほとんど破産状態に入りつつあるわけですね。一番最たるものがやっぱり国鉄共済、共済の中で、そういう形になってきつつある段階であるから、八つそのものを、あるいは国民年金なら国民年金だけの会計で云々してもこれは始めからぬことになってきておる。しかも厚生省所管のこの厚生年金を見ましても、これはもう昭和八十五年が来たら一切パアです。パアと言つたらちよつと言ひ方はひどいですが、パアと言つたらちよつと云ふ方はいよいよ状況に入つてくるわけですね。

こうしてきますと、これは私は、いま局長おつしやつたように、それぞれの制度での見直しでなしに制度を通じた一つの見直しをする必要があると思ひます。ここに、やはり私どもが先年提案をいたしております基本年金あるいは二階建て年金、このことにつきましても、社会保障制度審議会等それぞれ機関からも提言がなされております。それでこの社会保障制度審議会から五十二年に出され、年金制度基本構想懇談会、ここからも厚生大臣に対して出されておる。そして現在社会保障長期展望懇談会、これは有沢先生が会長。いまここでのいろいろと厚生大臣は意見を聞いておるわけですが、局長答弁にありましたように、やはり一つの基本年金あるいは基礎年金、いろいろ名前をつけられておりますが、過日、臨調からも、この基礎年金へ三段階で統合するといふことが三十一日の新聞に出ておつた。

こういふような形で、あちこちからいろいろな団体からあるいは臨調からあるいは政党からそれぞれ、このままではだめだぞ、基礎年金なり共通したものは共通して、ここにいろいろ動きが出てきておるわけですね。まさにこれに対応するようにはいまの長期展望懇談会も、内容、中身はそのことではなからうかというふうな気がするわけですが、厚生大臣、まさに国民的合意はできたと言つても過言ではない、そういう意味でいつごろをめぐりにいま局長答弁にありましたような作業がなされて提案されるものか、見直しをお聞かせいただ

きたい。

○森下国務大臣 年金制度の根本的な見直し、検討につきましては、いまおる御意見を述べられまして、私の方も大変参考になりましたし教えられた点が非常に多かったわけでありまして。

そこで、今後の年金体系のあり方につきましまして、各制度を一元化することが究極的には望ましい方向でございまして、その際、公明党や社会保障制度審議会、また長期展望懇談会、そういうところからも提言されておりますいわゆる基本年金構想も、検討に値するありがたい提言であると考えておりますし、臨調からも三段階統合という大方針が出されております。そういうことで年金については見直していこうというふうなことをやっております。恐らくこの次の見直しはかなりの画期的な根本的な改革がなされるべきである、またすべきである、このように私も実は考えております。

ただ、過去の沿革とか今日の財政状況等もございまして、それぞれの年金の歴史もございまして、直ちに一元化するということは検討すべき点が多いわけでございますので、各省庁等責任を持つて制度間の不均衡の是正を進めながら、臨調初めいろいろ御示唆、またそれぞれから答申が出た構想を提出いただいております。そういうものを参考とさせていただきます、制度全体の均衡ある発展を図ることに努めてまいりたい。

いつまでということになりますと、私のいまの感じではできるだけ早急にそうすべきである。いわゆる時を稼ぐという策を弄するようなことではないわけですね、こういう感じでおまして、厚生省だけの問題でございまして各関係省庁とも相談をして前向きに取り組んでまいりたい、このように思つておるわけでありまして。

○平石委員 ここに五十四年から六十年にかけての経済社会七カ年計画があるわけですね。この七カ年計画はもちろんな経済計画でありますので経企庁がつくつたものでございすけれども、閣議決定がなされている。その中にはいろいろな面につ

ての計画があるわけですね、いわゆる社会保障関係が出ております。「具体的施策」という中の「年金部門」の記載を見ましても「我が国の人口構造の高齢化と年金制度の成熟化に対応して、制度の長期的な均衡と安定を目指す必要がある。このため、給付水準、給付体系、支給開始年齢、婦人の年金及び費用負担のあり方、業務処理体制の整備、企業年金の位置づけ等について総合的、体系的な見直しを行い、合理的な理由のない制度間の不均衡を是正し、今後避けられない費用負担の増大に対し財政の安定を図るよう、年金制度全般にわたる計画的に制度の改革を進める。」という項があるわけですね。

そして「勤労者が職業生活から所得保障のある安定した老後生活へ円滑に移行していけるような条件を整える必要がある。」と結んでおります。これは七カ年計画で五十四年から六十年を終点としておるわけですね。

ここにあるように制度の全般的な見直しと格差の是正と改革を六十年までに行うのかどうか。もう一回。

○山口(新)政府委員 五十五年改正でもこの七カ年計画の中にあります一部をやつたわけでございますけれども、次の再計算期が六十年でございす。私も事務当局といたしましては、それより前に改正をやりたいと考えておまして、できればその時点で、先ほど来御議論をいただいておりますいろいろな問題を含めまして、将来に向かつての基本的な改革ができるように改正案をまとめたいという腹づもりでございます。

○平石委員 財政再計算といふのは国民年金等についてやるのでしようけれども、いま私が問題にしておるのは、大臣のお答えにありましたように基本年金、そういうことを目途にお話をしておるわけですね。だから、個々の制度の財政再計算といふことではございせん。もちろんそれもやるでしようけれども、この閣議決定の七カ年計画の中に記載がなされておる以上は、やはり六十年ごろまでには、少なくともこれだけの世論にもなつて

おるし、国民の不安にこたえる意味からも、整理統合といったことを段階的に進めることに手をつけたいといふかぬのじやないかというような気がするわけです。

この七カ年計画の社会保障負担についても議論をしたいわけですが、このことについてはまた次の機会に譲らせていただいて、これで質問を終わりたいと思います。

大臣、いま言ったように制度が発足してかれこれ二十年、三十年という時を経て情勢は非常に変わってきた。だから、個々のものを見ましても、いま幾つか事例を挙げましたようにまことに不合理な面も出てきております。そういう意味で早く見直しを行って、そして個々の制度についてはこういう失権せられて泣かなければならないような人を救い上げ、制度全体としてはこれからの年金化社会に十分対応できる制度改革を目指してがんばってほしいと思うわけですが、最後に所見を伺って終わらせてもらいます。

○森下国務大臣 昭和四十八年、福祉元年ということで社会保障、社会福祉の面で飛躍的に前進しよう、ちょうどまだ高度経済成長の余韻も残っておりまして、また内需を拡大することにも社会保障、社会福祉予算がふえることが寄与してきた、そういう面でも健康と暮らしというだけの問題じゃなしに、個人個人の福祉を通じて幸せを求める。かつてスウェーデンが昭和の初期に福祉予算をふやすことによって世界経済危機の中から一番先に立ち直ったという話を聞いておりまして、貢献した感じは持っております。

と、いつて今後そうつながっていくかどうかは別でございますけれども、昭和四十八年度から始まった福祉政策は飛躍的にかんりのスピードで進んだわけですが、いまここで足踏みしかけておることも事実でございます。これは、高齢化社会にそろそろ入っている。ただいま御指摘になったような問題も含めまして、ここで一つの転換を図ろう、見直しをしよう。そして悔いを千載に残さな

いように、いろいろ、御指摘の婦人の年金権の問題を含めまして、格差の是正等、思い切った根本的な改革をすることによって負担と給付の公平な、国民の信頼を得ていこう。こうしたければ年金財政も本当に危機に瀕するような感じもいたしておりますので、勇気を持ってこの問題に取り組んでいきたいということを申し上げて、御答弁を終わらせていただきます。

○平石委員 どうもありがとうございます。

○唐沢委員長 次に、川本敏美君。

○川本委員 年金の問題について私も若干の質問をいたしたいと思っております。

私は、森下厚生大臣というのは歴史上に残る人物になる可能性があると思うのです。これは非常に運のいい人です。今度日本医師会の武見会長もわかりましたし、新しい歴史の変わり目を迎えておるわけですから、将来は総理大臣もやつてもらわねばならぬ大臣ですけれども、ひとつ年金問題については格段の御努力をお願いしたいと思うわけですが。

先ほど各委員が御指摘をされておりますように、わが国の年金財政は大変な曲がり角をいま迎えておると思うわけです。現在すでに六十五歳以上の人口は一千百万人近くで、大抵国民の中に占める比率が九割ぐらいになっておる。ところが、これが二十一世紀の初め、紀元二〇〇〇年、昭和五十年、昭和五十五年です、そのころの年になるりますと一九〇六万人、大体一四・二六％という老人比率になって、ピークに達する紀元二〇二〇年には二千六百六十六万人、一八・八一％。ヨーロッパのスウェーデンとかフランスとかいう先進諸国がそういう一四％から一五％台になって高齢化社会を迎えるまでの間に要した年限から見ますと、三倍ぐらいの急テンポでわが国の高齢化社会が到来しようとしておるわけですが、これは大変な時期を迎えておると思うわけです。

そういう中でわが国の年金制度は、先ほど来お話しのようにいま大まかに分けて八つの年金制度に分離しておるわけですが、まずその中

で、先ほどもお話ありました国鉄共済というのは一番財政的にも大変な時期でございまして、昭和五十一年度初めて赤字を出して、掛金率は毎年引き上げてやつと収支の均衡を保っておる。現在国鉄の職員負担は千分の七十四ですが、これはずば抜けて高い負担だと私は思うわけです。仮に、三十五万人体制ということ最近よく言われておりますけれども、国鉄が三十五万人体制を実施したとしたら、昭和六十年度には一人の現職が一・一六人の年金生活者を養わなければいけません。これはもう不可能です。財政的に破綻を来すことは明らかだと私は思うわけです。

他の制度について見ますと、現在収支相償っているものの、制度の成熟化とともに財政は年々悪化するばかりだと思っております。御承知のように電電の共済は十一年後、一九九三年、昭和六十八年、収支がマイナスに転落をする。専売の共済も四年後、昭和六十六年にはマイナスに転落をする。国家公務員、これも大体十年後ぐらいにはマイナス、郵政も昭和六十五年にはマイナス三百六十五億円、地方公務員については十年後、マイナスになるところが非常に多いと思うわけです。厚生年金は現在、先ほどもお話ありましたように約三十兆円近い積立金がありますけれども、これもいまの保険料率のままでいくと大体昭和六十六年、一九九一年にはマイナスに転落する。ともかくその辺のところでの年金制度もみんな収支の均衡が破れてくるわけです。厚生年金は、いまの予定では、保険料率が昭和七十五年、紀元二〇〇〇年には大体二・〇％近いものになるんじゃないか、千分の二百ぐらいになるんじゃないかというふう言われておまして、それがさらに昭和九十五年、この年になりますと、計算上は千分の三百五十ぐらいになるという事は、この前の私の質問のときにも御答弁をいただきました。

国民年金はこの間、三月三十一日までは一人の保険料は月四千五百円。いままでの年金の計画でいきますと、毎年三百五十円ずつふやすという計画だったのですけれども、ことしの四月一日から

はそこに物価スライドがついて五千二百二十円という掛金になりました。先ほどお話がありましたように五十五年ペースで考えていっても昭和七十五年、紀元二〇〇〇年には月の掛金が一万一千五百円ぐらい。ところが、ことしから変わってきおるのですから、このときになるともっと変わってくると思うわけです。そして大体紀元二〇〇〇年になりますと、国民年金だけの計算が、当初の率、五十五年ペースで計算しても国庫の負担額は大体六兆一千六百三十六億という計算になっておったと思うわけです。先ほどからもお話がありましたが、インフレになればなるほどこの計算は変わってくるわけですから、インフレほど恐ろしいものはないと思うわけです。

そこで、先ほどもお話がありました保険料の負担の限界というものの、給付との見合いの問題がありますけれども、私はこの問題については課税最低限を切り込むような保険料負担というものはできないんじゃないかと思うわけです。老人保健法案も関係してきますけれども、社会保険料負担というものが最終的にどのくらいまで認められるのか、こういうことについては厚生省としては確固とした一つの考えを持っておらなければいけないと思うのですけれども、諸外国の負担状況はどうなっているか。

○山口(新)政府委員 ただいまの保険料の負担の問題でございまして、負担というものはやはり本人の所得の状況との見合いもあるわけでございますし、また他の社会保険料や租税との関連もあるかと思いますが、諸外国の場合を参考までに申し上げます。

これは国によって制度がいろいろ差異がございますので、一番日本に形の似ている西ドイツの場合で申し上げますと、現在労使合わせまして一八・五％、これを折半負担しております。ただ、西欧ではいわゆるボーナスがございせんために、保険料も総賃金にかかっております。そういう意味で、日本の厚生年金のように標準報酬の形で保険料をいただいておりますが、そういう

形の料率に置きかえたと、ただいまの一・八・五%といいますが、約二・四%程度というような数字になろうかと思ひます。

○川本委員 二・四%、現在は一・八・五%ですね。これは労使折半ですから大体九・二五%ずつ。これは現在のフランスの四・八%、イギリスの六・七五%、アメリカの五・三五%、いろいろの制度は若干違ひますが、そういうところから見ると西ドイツが負担が一番高額ですね。それがいまおっしゃったように仮に二・四%、日本流に計算すると二・四%ということですね、それが一つの限界だとすれば、大体ここ四十年足らずの間にわが国においても一つの限界がやってくるということとは間違ひないと思ひます。

そうなりますと、国鉄共済もそうですけれども、現在労使折半という形の保険料負担をしていますけれども、共済なんかの場合には若干違ひますね、負担割合が違ふところもある。あるいは政府管掌の健康保険料の負担なんかも労使で違ふ健康組合等もあるわけですね。労使の負担割合も将来の問題としてはやはり考えなければいけません。いやないかと私は思ひますが、その点についてはどう考えていますか。

○山口(新)政府委員 この問題は古くかつ新しい問題でございまして、労働側からは常に負担割合を事業主に重くというような意見が出来ますし、事業主側の方は現状でいいじゃないかというようなことでございまして、いままで折半ということとずつとてございまして、企業内のいろいろな福祉関係全部込みにして恐らくは判断される問題だと思ひますが、諸外国でも負担割合はまちまちでございまして、そういう意味では、私も現在の段階では、特に社会保険審議会の中で労使の話し合いが決着しない限りはこれを変えるのはなかなかむずかしいんじゃないかという判断をいたしてあります。

○川本委員 参考までにちよつとお聞きしたいのですが、最近の合計特殊出生率、ここ四、五年間の特殊出生率はどうなつてきていますか。

○正木政府委員 出生率の御質問でございしますが、先生御案内のように昨年の十一月に人口問題研究所から日本の将来人口の新推計が公表されております。これで合計特殊出生率、つまり一人の女子が一生の間に産むと推計される平均子供数でございまして、これを見ますと、昭和四十八年に二・一四でございましたが、四十九年以降だんだん低下をまいりまして、昭和五十五年には一・七四というところに来ております。

○川本委員 いままでの人口推計というのは合計特殊出生率を二・一と押さえて、その数字で大体年金の将来の財政問題とか高齢化社会の問題をやつてきておたわけですけれども、昨年十一月の人口問題研究所の調査でいまお話しのように五十五年には一人の女子が一生かかって産む赤ちゃんの数が一・七四ということになると、人口は減少していくわけですね。一方で老人の平均寿命は延びて、一方で生まれてくる赤ちゃんの数が減るわけですから、急速に高齢化社会がやってくる。負担をする方のパイがだんだん小さくなって、年金の支給を受ける方のパイがだんだん大きくなっていくわけですから、財政がパンクするのはあたりまえ。

そこで、政府は、鈴木内閣は特に活力ある社会ということを感じて言っていますが、将来こんな状態が続いていくとすると、二十一世紀の日本というのは活力ある社会にはならぬですよ。若い人たちがだんだん減つて高齢者ばかりの社会ができ上がつて、日本の国は活力ある社会というものを維持できるかどうか、厚生大臣どう思つておられますか。

(委員長退席、大石委員長代理着席)
○森下国務大臣 おっしゃいますように、いまは大体九・何人一人の御老人を支えておる、それが二十年後には四人であるとか、もつと綿密な計算をする人は、生産年齢を十四歳から見ると、うですが、本当は二十ぐらゐにいたしますともつと比率は下がるわけですね。もう三人でお一人というわけで、これは大変な事態になるわけですね。

これではとうてい若い連中が働くという意欲はなくなりまして、すなわち活力は必ず低下することは事実でございまして、これは将来の社会保障制度、特に年金問題についてはもう大変な問題でございまして、インフレ問題と同じように大変だ。そこで活力をいかにして求めていくか、大変な宿題を抱えておりますし、これはもういまから手をつけていかないとはいけないというふうに実は考えておるわけですね。

そういうことで、これはかつてのように産めよふやせよと急に言い出してもそう簡単に、子供さんを育てるためにはなかなか出費もいたしますし、いまでもなかなかいかにぬわけです。ですから、この点どういふふうにして生産年齢をふやすようにしていくかということが人口問題としても厚生行政の重要な部門を占める、実はこのように思つておるわけでありまして。

○川本委員 二十一世紀のわが国の活力ある社会というのは、鈴木内閣は人間が減つてもロボットがふえるから何とかなるだろうと思つておるのかもわからぬけれども、私はそういうものじゃないと思ひます。世界的に見ますと、これはお隣の中国とかインドとかやはり人口急増で大きな状態になつておることもあるわけですね、世界的には人口を抑制せよといふことにはありますけれども、私は、やはり二十一世紀の日本を活力ある社会にするためには、いま大臣おっしゃいましたけれども、戦争中の産めよふやせよじゃないけれども、少なくとも合計特殊出生率が二・一を割らないような人口政策というものを新たに打ち出す、そういう必要があるんじゃないかと思ひます。大臣どうでしょう、重ねて。

○森下国務大臣 そのために政府が直接出生奨励策を講じていく必要があるんじゃないかということとでございまして、一応見通しとしては、私は非常に心配しておりますが、統計等を見ますと、大体六十年を底に反転して緩やかに回復する、そしていづれ二・〇九という理想的な姿に到達するであろうというふうなデータも出ておるわけなんです。

が、それはあくまでも見込みでございまして、やはりかなり啓蒙、啓発運動をやつてちよつといいんじゃないだろうか、実はこのように思つておるわけでございます。

○川本委員 そこで厚生省年金局に聞きたいのですが、いづれ現在のようないくつかの年金制度というものは財政的に破綻を来す、そうなければやはり発想の転換をしてこれを賦課方式にでもしない限りいづれ未来を展望した年金制度とは言えないんじゃないかと私は思ひますが、そういうことはいま全然考えていない、どうですか。

○山口(新)政府委員 財政方式といたしまして積立方式、賦課方式、よく議論されるわけですが、いづれにしても、成熟した段階に達しますと、いづれにいたしましても毎年の保険料はすべて給付に振り向けられてしまふわけでございます。そういう意味では、成熟するまでの過渡的な段階において積立金をどの程度持つていかうかというその差だと思ひます。特に私どもで所管をしております厚生年金については言いますと、戦後の非常に激しいインフレ時代でありました昭和二十三年に、当時は老齢年金も発生しておりませんので保険料だけいたいたしてもどうかというわけで、三%という非常に低い暫定料率をとつたわけでございます。二十九年度の改正で老齢年金受給者が発生することになりましたので、年金制度としては再建をするというところで大きな改正が行われたわけでございますが、それ以来本来の負担へ向けて料率を少しづつ上げてまいつたという経過がございまして、そういう意味で、二十三年の段階ですでに積立方式としては放棄をしていっているという言い方ができるかと思ひます。

もう一つは、毎年の物価スライドをいたしてありますが、そのための財源がどうしてもいづれの後代負担に頼らざるを得ないわけでございます。そういう意味でも、積立方式という仕組みでは公的年金はなかなか賄ひきれない体質を持つていておると思ひます。そういう意味で、いづれは賦課式という状態に

ならざるを得ないというふうに私どもも判断いたしております。

○川本委員 これは早く決断しなければ、早く踏み切らなければ悔いを千載に残すことになると思ひますので、その辺についてひとつ早急に検討をいたしたいと思います。

そこで、話を一歩進めますが、生活保護費の問題についてちよつとお聞きしたいのですが、昨年度に比べて新しい八二年度、五十七年度のわが国の予算では、生活保護費は何%上がつておるのですか。

○山口(新)政府委員 私が承知しております範囲では、六・二%の基準改定というふうに承知しております。

○川本委員 年金局長でも結構ですが、現在七十歳以上の老人夫婦二人であれば、毎月生活保護費は六・二%上がると幾らになるのでしょうか。

○山口(新)政府委員 手元にあります数字は生活扶助に老齢加算をした数字でございまして、七十歳以上の夫婦二人の場合で一級地で十一万三千二百二十円ということになります。

○川本委員 そういふことで、七十歳以上の夫婦二人で老齢加算をつけますと、生活保護費が月十一万三千二百二十円、そうすると年間百三十五万七千四百四十円になると思ひます。標準世帯の四人世帯の場合で見ますと、月十四万三千三百四十五円、年間百七十二万四千円くらいの数字になるわけですね。これは六・二%上げておるわけですね。

生活保護費が六・二%上がつておるのに、今度の法案で見ますと、老齢福祉年金は二万四千円から二万五千円、そうするとスライドする、引き上げる部分は月千円ですね。率に直しますと大体四・五%くらいですね。七十歳以上の夫婦が二人おつて、一年間にもう年金は六十万二千四百円になるわけですね、一カ月削られておるけれども。

生活保護費は六・二%上がつておるのに年金は四・五%しか上げないというのは、これは物価スライドだからこうなるのですか、その点はどうな

んですか。

○山口(新)政府委員 生活保護基準につきましては、従来から政府経済見通しの中の個人消費支出の伸び率を基準にいたしまして大体改定を行つておるわけでございますが、年金の方は、福祉年金の場合五十七年度は拠出年金に大体相当するといふことを考えまして、物価スライド相当分を引き上げるということで千百円のアップということになったわけでございます。

○川本委員 私はこういう形のことを続けていくと、年金だけを生活の中心にしておる老人夫婦の家庭というものは、ますます生活が苦しくなつていくと思ひます。

老後の生活は何によつて維持しますか、あなたは老後何を中心に生活したいと思ひますかといふ世論調査の質問に対して、五二%以上の人が年金を頼りにしているといふアンケート調査の結果が出ておることは御承知のとおりです。国民の半数以上の人が年金を頼りにして今日社会です。その中で、仮に福祉年金であれば二人で六十万二千四百円しかない。生活保護を受けている方の半分もない。こんなものじゃ、憲法で保障する健康で文化的な生活を維持するといふことはできないですよ。生活保護費が憲法で保障する人間としての健康で文化的な生活をする最低限度とすれば、やはり年金についてもそれと同等額を保障するよう形のもの、何らかの形で保障されなければいけないと思ひます。ちなみに所得税について見ますと、七十歳以上の夫婦二人世帯では所得税の課税最低限は百三十二万円です。それとの乖離も非常に大きい。

そういう面において、いままでの制度の欠陥がこういう形であつてきて、生活保護、老齢福祉年金あるいは五十年年金、十年年金というようなものを含め、障害年金も含めて、だんだんと乖離が大きくなつていくのじゃないかと私は憂える者です。そういう点のことを考えたならば、いままでのような考え方でいくのはいは私は思ひないわけですが、その辺について厚生省はどう思ひ

ますか。

○山口(新)政府委員 現在の段階では年金制度がまだ未成熟でございますので、いまおつしやいましてしたようなものもろの問題が派生していると思ひます。これはおつしやるとおりでございます。

しかしながら、年金の場合には、一定の要件を持つていらつしやる方には一律のものを差し上げるといふ仕組みでございまして、生活保護のようにあらゆる資産調査をいたしまして、なおかつ収入との対比で足りない分を差し上げるといふ仕組みとは、根本的に違つておるわけでございます。そういう意味で、現在の年金の体系のもとではやむを得ない事情もあるといふことではないかと思ひます。

○川本委員 それでは、話をさらに一歩進めたいと思ひます。

いまのあの中国残留孤児の引き揚げ者の問題です。もう三十七年たつておつて、四歳、五歳という方が多かつたわけですから、仮に今後肉親が見つかつて日本人として帰つてきても、大体四十歳を過ぎておる人が多い。数はいままではわずかでありますが、将来まだまだふえていく。ところがこれは、三十五歳以降二十五年間掛けなければ国民年金はもらえないわけですね。厚生年金だつたら二十年間でもいいことになるわけですが、この人たちはほうっておけば無年金者になつてしまふおそれがある。しかし先ほどお話しのように、これは戦争犠牲者ですよ。この戦争犠牲者が、いままで好きで中国におつたわけじゃないわけですね。日本の国や親から捨てられて中国で育つたわけですね。その人たちが帰つてきた場合に、今度は年がいつても年金がもらえない、無年金者になる、これじゃおかしいと思ひます。

さきに沖繩が祖国復帰をした。あのときに、沖繩の人たちにはどのような措置をとりましたか。

○山口(新)政府委員 沖繩につきましては、復帰前の昭和四十二年であつたかと思ひますが、将来いづれは復帰するであろうといふことを予測いたしまして、私どもも参画いたしましたけれども、

厚生年金、国民年金に相当する制度をつくつたわけでございます。そのときにこちらの制度とそこをしないような仕組みでつくつております。したがひまして、四十七年の復帰の際には、それを結びつけば事が済むといふことでございまして、特に特別な措置をしないでもスムーズに吸収できたといふ事情でございます。

○川本委員 そのほかにも先ほど来お話しのような在外邦人ですね。民間人が外国へ行つてお仕事をしておつて、そこで永住して移民したんじゃない、また老後になると日本へ帰つてくる、こういう日本人の方もこれからだんだんふえると思ひます。外国におる間は国民年金も厚生年金も掛けない、そして帰つてきたら今度は老後は年金がもらえない。これは住所要件がそういうことになるわけですが、いろいろな問題があると思ひます。

まず、中国残留孤児が引き揚げて帰つてきた場合に、無年金者にならないためには、特別の戦争犠牲者として扱つて一定期間を免除するといひます。か、そういう形で法定免除をしてでもこの人たちが無年金者にならないような措置を講ずべきではないかと思ひますが、その点はどう思ひますか。

○山口(新)政府委員 戦後処理の問題としてどう考えるかという観点は別にあらうかと思ひますが、年金制度の立場から申し上げますと、やはり社会保障の一般的な制度でございまして、特定の要因があるから特別扱いをするといふことはなかなかむづかしい事情にならうかと思ひます。

ただ、先ほど御議論がございしましたけれども、現在の国民年金をつくりました当時は三十年代の前半でございまして、一応その段階で中年の方に対しては資格期間の短縮をするといふ特例を設けまして措置をしたわけでございますが、中途で中年で入る方につきましては、現在の法律の十条であつたかと思ひますが任意脱退という道をつくりまして、これで対応するといふ整理をしたわけでございます。

しかしながら、その後現在に至りますまでの社会情勢の変化を見ますと、いまいろいろ例に挙げられました事例もありまして、さらに海外交流も活発になっておりますから、そういう意味ではまた新しい情勢を前提にしてこの問題を見直してみることがあるんじゃないかというふうに私も考えております。

○川本委員 そこで、在日外国人、特に韓国の方とか朝鮮出身の方が多いわけです。戦前から国策上日本へ連れてこられて戦後そのまま日本に永住をしておる、こういう方がたくさんおられる。こういう方々に対しても国籍要件をなくして国民年金にも入れるようにした。厚生年金はいままで入れたわけですね。ところが現実には、そういう戦前からおられた方あるいは戦後間もなく生まれられた方、そして今日の日本の発展、繁栄のために今日まで私も日本人と同じように苦勞してこられたそういう在日韓国人や朝鮮の方々、外国の方々がよくよくこしの一月から国民年金の加入も認められたわけけれども、三十五歳以上の人は同じように無年金者になる可能性がある。

先ほど来の中国残留孤児の問題や、あるいは国際交流で外国へ出かけていく日本人、これもサケは三年たてば母川へ帰ってきますけれども、人間もやはり年老いたらまた祖国へ帰ってくるというのが人情だと私は思うのです。その場合、日本人ですからほうり出すわけにはいかないのですから、やはり何とか考えなければいけない。そしていま申し上げた在日外国人の問題があります。

こういう方々に対してそういう無年金者にならないような措置を設けるためには、先ほど局長さんから何とか検討したいというお話がありましたけれども、大臣、これはやはり早急に何とか結論を出していただきたいと私は思うのです。ひとつお願いできますか。

○森下国務大臣 国民皆年金という考え方でやっておりますし、特例的にそういう方々を救い上げると申しますか、皆年金に参加していただくための特例的な措置を考えてみたい、早急に検討した

い、このように思っております。

○川本委員 明快な大臣の御答弁をいただきましたので、ぜひ早急に結論を出していただきたいと思うわけです。

そこで小さな問題になるわけですが、実は通算老齢年金というのがありますね。これは現在年二回払いですね。何月と何月に二回払いですか。

○小林(功)政府委員 御指摘のとおり年二回でございます。六月と十二月に支払いを実施しております。

○川本委員 私は、年金というものだから、年に一回払っても二回払っても年金だと思っておつたら大間違い。そのお金で生活をして国民の立場に立てば、本当から言えば毎月払ってやるのが一番いいわけけれども、それは事務能力でなかなかできない。現在のところでは、ほかの厚生年金や共済年金等見まして、コンピュータも発達してきておるのですから、少なくとも年四回払い、三カ月に一回の払いということはやろうという気になって努力をすればできるのではないかと申すのですが、これも受給者の立場に立つて年四回払いぐらゐを早急に実現することはできませんでしょうか。

○小林(功)政府委員 ただいまの社会保険庁の業務体制でございますけれども、御承知のように受給者が一千万人、毎年百万人ぐらゐずつふえる状況でございます。したがって現在の年金の支払いで手いっぱいというのが正直なところなんですけれども、ただほかの年金が年四回払っておりますし、それから受給者の方の御要望も非常に強いということも考えまして、近い将来年四回払いにするように努力をするつもりでいま準備を始めかけたところでございます。

○川本委員 近い将来というのは時期的には明確でないと思うのです。これはみんなが思っておるのは、近い将来といつたら五十八年度からでもできるか、こう思うと思うのですが、その辺はどうですか。

○小林(功)政府委員 まだ十分詰め切っております。

せんのではつきりは申し上げられませんが、できれば次の年金の改正と一緒に盛り込むことができたというところでいま考えておるところでございます。

○川本委員 それだったらまだ大分先の話ですね。六十年になるのですか。

○山口(新)政府委員 私は六十年よりは前にしたいというふうに考えております。

○川本委員 できるだけ早く実現できるように御努力をいただきたいと思うのであります。

次に、厚生年金の還元融資の問題についてお聞きしたいと思うのですが、四国の徳島に大鵬薬品という会社があるのです。これは大臣の御出身地ですから、御承知のとおりです。

(大石委員長代理退席、委員長着席)

この前、昨年十月に、抗がん剤の薬でダニロンという薬を発売して厚生省の薬務局が認可をした、ところがその中に発がん性のあるもののデータを隠しておつたということが内部から告発され、それでこのダニロンは発売中止をしたという経過のある会社ですが、この大塚グループの大鵬薬品という会社ですが、ここにちよつと写真を持ってきたのです。これは社内報ですが、社内報にこういう写真が出ておるのです。これは大鵬薬品が五十二年の四月十六日に年金福祉事業団の還元融資を受けて、総工費約三十三億円でつくった潮騒荘という福利厚生施設です。これは国立公園鳴門海峡に面した風光明媚なところですが、その写真を見ていただいたらわかりますように、横に社長邸がある。その写真にここは社長邸、ここは潮騒荘というふうになんと書いてある。そしてこれを読みますと、これは会社の従業員が利用したくても利用できない。多くの場合はお医者さんとか大学の先生とか得意先の人たちの接待用の迎賓館として使われておるわけです。

厚生年金の還元融資というのは、旅館やホテルのかわりに使うようなそういう迎賓館的なものにも貸すようになっておるのですか。

○山口(新)政府委員 還元融資が昭和二十七年に

復活しまして最初に融資対象に取り上げられたのが従業員の厚生施設ということでございまして、その中の従業員のための教養文化施設ということでございますので、その利用の主体はあくまでも従業員の福祉のためということでございまして。

○川本委員 こういうのを主客転倒と言つたのです。厚生年金の還元融資だから倒されずに返ってくるような貸した方がいいということではおるのかどうかわかりませんが、先ほど来いわれる厚生年金積立金のいろいろな運用についてもお話がございましたが、やはり少なくとも厚生年金の被保険者の厚生福利を中心にしたものに使ふべきであつて、そういう大企業が、あるいは中小企業であつても、その資金を利用して自分の金もうけのために使うというようなことになってはこれはおかしいんじゃないか。その辺についてひとつ十分お考えをいただきたいと思うわけです。

そこで、先ほど申し上げましたけれども、実はこの大鵬薬品という会社は昨年ダニロンという抗がん剤の薬を発売したのですが、その中にがん発生物質があるというマウス実験のデータを隠して厚生省に認可の申請をして、厚生省はそれがわからずに、薬務局はこれを薬事審議会にかけて製造の許可を与えたわけです。後で内部告発が出てきて初めて会社がこれを認めて、みずからこの発売、製造を中止したといういきさつがあるわけです。

ところで、その後厚生省薬務局は、昨年末かここの初めに大鵬薬品にこのダニロンの製造許可に關して何かの指示をいたしましたか、薬務局長。

○持永政府委員 先生御指摘の大鵬薬品のダニロンについてはお話しのような経過がございまして、私も、薬事審議会に提出されてないデータを専門家に調べてもらい、さらに中央薬事審議会の意見も聞きまして、この大鵬薬品のダニロンについて当該会社側に具体的に指示をいたしております。

それで、これはここの一月十四日でございま

す。

すが、最初は、こういったことで評価の対象になり得るような試料を申請に際して出していないということは大変遺憾であるし、このことよって社会問題を惹起したことはまことに遺憾であるというふうなことから、こういった事態を招いたことについての会社側における責任の所在の明確化、それから今後試験データの管理の適正が図られるよう管理体制の改善を行う、なおこれらについては厚生省の方に報告してもらいたいというのが第一点でございます。

それから第二点は、ダニロン錠の発がん性に関してはいろいろ問題があるわけでございますから、さらに発がん性に関する追加試験を行うことによつて新たな試料を収集して最終的に結論を得ることが必要だということでございます。具体的には追加試験の指示をいたしております。

第三番には、ダニロン錠についてはこういった経過でございますので、このような試料が完備いたしましたして、この件についての最終結論が出されるまでの間は引き続き製造と販売の中止を継続されたいというふうな指示をいたしております。

○川本委員 私は、このダニロンの問題はわれわれ国民に対して一つの警告を与えたわけですし、薬務行政のあり方についても一つの大きな問題点を提起しておると思うわけです。薬事審議会というところは会社が提供したデータを信用して審査をしておるわけですか、それともそのデータは信用できないと思つて審査しておるわけですか。どうですか。

○持永政府委員 薬事審議会におきます医薬品の審査につきましては、世界各国ともそういう形でございまして、メーカー側の出されたデータを中心にしたしまして有効性、安全性についての審査を行っているというのが実態でございます。

○川本委員 今日までのわが国の薬務行政の中で私ども国民の立場から納得のできないことは、発がん性物質とかそういうものが含まれている薬品

の製造、販売の禁止等の措置については常に後手に回つてきておるわけですよ。それを厚生省自身が事前に発見して製造中止を命じたというふうな事例がいままであるのかないのか私は不勉強でわかりませんが、少なくともこの大鵬薬品のダニロンという薬から見ますと、まず薬事審議会をごまかし、厚生省をごまかそうという意図をもつて一部のデータを隠したということは間違いないと思うのですが、どうですか。

○持永政府委員 大鵬薬品の会社側の言い分をいたしましてはいろいろあるかと思いますが、薬事審議会においてこの件について調査をいたしましたところ、はつきりとした発がん性があるとは言いがたいけれども、もう少し追加試験をやつてさらに検討をする必要があるだろうということでございます。そういう趣旨と、それからこの問題について国会などでも御議論がございまして大変大きな社会問題になったというふうなことを踏まえて、私どもとしては追加試験を指示した、こういうふうな経緯でございます。

○川本委員 そこで、先ほどの厚生省の大鵬薬品に対する指示に関連してですが、一月十四日に三點から成る指示をされた。ところが、それを受けて大鵬薬品は一月の二十三日に技術本部あるいは研究管理部ですか、それらの人に対して、厚生省から責任の所在の明確化と管理体制の改善を指示されたということと一斉に全員一級降職という措置が講じられたわけですか。さらにその上に立つて、いままでも研究管理室には二十三人の人が配置されておつたわけですか、それを今度は十五名に減らしたわけですか。研究管理体制の改善を指示して、改善を指示された方が、二十三人の体制でやつてきたのを改善するために二十四人にでもふやしたというのならまだ話はわかりますよ、逆にこれを十五人に減らして、特にその中でダニロンの研究で今日まで中心的な役割りを果たしてきたけれども労働組合の役員をしておるという人は全部ほかへ配転して、降職をいたしましたわけですか。

これは厚生省の指示という美名に隠れて、いま製造中止をしておるけれどもダニロンを何とかして世に出したい、そのためにはもう一度薬事審議会と厚生省をだまさないといけない、だます秘密の研究室をつくり上げるためにはそういうことをあえてしなければならぬ、こういうことが心の奥にあつてこの今度の人事は行われたと私は思うわけです。そんな秘密裏にデータをつくつて、管理体制を弱体化して、指示に反するようなことをして、出てきたデータを信用しますか。これは前科一犯ですよ。前科一犯の会社がもう一度同じことを繰り返した場合に、僕はこんなものはないとたまたま許可できない、認可できないと言つてあたりまえだと思つたのですが、厚生省はそれではないのですか。

○持永政府委員 このダニロンにつきまして、大鵬薬品の側からは私どもの方に、管理体制、試験研究体制の強化について、私どもの方で実は三月三十一日で医薬品の安全性試験の実施に関する基準、いわゆるGLPを実施いたしておりますけれども、このGLPのつとめてこれから試験管理体制を確立していきますというふうな返答をいただいておりますが、そういう意味で、そのGLPのつとめた管理体制のために会社の方でいろいろと機構改革もやつたというように聞いております。

しかし、会社は現在ダニロンの追加試験を行つておりますので、そのデータに基づいて改めての申請があることは先生御指摘のとおり予想されるわけでございますが、このダニロンについては、おっしゃつたように過去にこういった経緯がございまして、そういう経緯を私どもとしては十分踏まえましてこの問題の審査をやつていかなければならぬと思つておりますが、医薬品というのは、御案内のとおり、有効性と安全性という面に着目いたしましてあくまで科学的な立場、専門的な立場から審査をするものでございます。したがって、この会社につきまして十分その安全対策について今後とも指導いたしますとともに、仮にそ

ういった申請が出てきた場合には、そういった専門的、科学的な面からの有効性、安全性について十分慎重なチェックをして安全対策に努力してまいりたいというふうに考えております。

○川本委員 ここに私持つておりますのが大鵬薬品の技術本部の研究体制でございまして、この中で研究部の安全性試験担当研究員が課長待遇でいられて、その下にいままでは二十三人おられた。二十三人の体制でやつてきた。それを今度の新しい体制では、安全性研究室の室長は同じ方がやつておるわけですが、一階級降職されておる。全部降職されておる。そこでわずか十五名にその陣容を少なくしてしまつた。その中で労働組合の組合員とか役員は全部ほかへ移してしまつたわけですか。

これは言いかえれば今度のダニロンの新しい研究にもしがん発生物質がまじつておるような危険なデータがあつても、それを隠そうと思つたら労働組合員は排除しなければいけません、こういう発想であることは私は間違いないと思つた。閉ざされた秘密の部屋でそういう作業をしなければならぬようなそんな薬品は国民はそれを飲まされる方は国民ですからね。厚生省が指示をして安全管理体制を強化せよと言つた。その指示を逆手にとつて、強化せよと言われましたからこのように全員配転をいたします。このような配転を強行してくるということは、一つは労働組合をつぶすという意図を持つておると私は思うわけです。

もう一つは、ダニロンが少々薬事審でひつかかるようなものであつても、一度開発した薬でいままで投資した金がたくさんあるからそれを回収するためには少々無理をしても何とかして製造販売の許可をとりたい、これが本心だと思つておる。しかし、そのようなことを許すような体制であつてはいけなかつたと思つたわけです。少なくとも労働組合というものは合法的なものであり、その方々が国民の健康を守る立場から学者の良心にかけて自分のつくつたデータが薬事審に出された書類の中から除外されておつたということがわかつて、

これは大変なことが起こる、こう思つて内部告発に踏み切つた。この人たちは今度は降格をして配転をした。こんなことを厚生省の事務局が許すようなことがあれば、私は、今後事務局や理事審議会、厚生省の薬事行政を国民が信頼しなくなつてしまふと思つた。何とかして、その指示に基づいてやつたという今度の労働組合つとせとダニロンをもう一度世に出そう、この二つの戦略をあわせ持ったこのようなやり方を厚生省で指導をして、正しいものがあるべき姿に戻してもらわなければ国民としては納得できないと私は思つた。

大臣、地元ですから、最後に一言決意のほどを。

○森下国務大臣 大塚グループのつくりました潮騒荘、年金事業団の融資でつばな施設をつくつておることも存じております。鳴門の淡路に橋のかかる近くでございすが、まだ招待を受けておりませんので残念ながら中に入っておりません。

それと、ダニロンが問題になりまして、その後徳島に帰つたときには実は労働組合の方とお会いをいたしました。ちょうど一月二十一日でございまして、前田委員長、これは自治労の徳島の委員長でございまして。この前田さんほか三名の方とお会いいたしました。もちろん新聞記者の方も入つております。

大体四項目ですね。第一項目は、そういう疑いのある薬は絶対に厚生省で認可しないように。いまおつちやつたようなことで、そのとおりであります。それから二、三の問題はちよつと私も内容を忘れましたが、これは検討課題でありました。最後の問題は、そういうことがあつて、少数の組合員でございすが、組合員を弾圧したり不利益にならぬように御配慮してくれといううなお話も実はございまして。これはもちろん厚生省だけの問題でもございせん、労働省にかかわる問題でもございまして、その点については不利益にならないようにいたしますといううな話でその場は終わつたわけでありまして。用事があればまた私の方へ何でも言うてくださいということ

を私もちよつとつけ加えて申し上げたように、もう大分日にちもたちますし私は定かに覚えておりませんけれども、そういうことを申し上げるような雰囲気話をしたわけでございます。

その後余り話もなかったものですが、私も何とかうまいこといつているのじゃないだろうかという気持ちは持つておつたわけですね。いまいろいろお話を聞きまして、ダニロンの問題について再度研究をし直して申請するかどうかという問題、それと組合員であるがためにかなり不利益を受けておるのかどうかという問題について、実はいま聞いたわけでございます。

そういうことで、大塚というグループの会社は当初は非常に苦勞して人材を集めて、しかも社長みずから薬をつぶ服を着てということでも非常に有望な会社であるし、地元産業としてはもうかなり期待すべきだと思つておつたわけでございますけれども、大きくなるといろいろ問題が出てくるわけでございます。その点非常に残念でございます。そういうことで、地元のことでございますから厚生大臣という立場で余り深く立ち入つてどうこうということではできにくいわけでございますけれども、せっかく国会でこういうふうな御審議をいただいたおるわけでございますから、地元なるがゆえに、またほかの方でできないこともできる立場でもございまして、よく御趣旨を体しまして組合員の方々にもその不利益が起らないようによく会社にもいろいろとお話をしたい、このように思つております。

○川本委員 ちよつと最後に一つ、要望だけ。

大臣から大変御懇篤な御回答をいただきました。ありがとうございます。いまおつちやつたように地元との関係ですから、厚生大臣と製薬会社という立場だけじゃなしに、地元の人間関係もあるうと思ひますから、先ほど来指摘したようなことが原状に、もとの姿に復されないう限り、ダニロンといううな薬、こんなのは不安で許可できないと思つたわけですね。その辺について篤と措置いただきたいようにお願いいたします。私の質問を終わ

りたいと思ひます。

○唐沢委員長 次に、金子みつ君。

○金子みつ委員 年金の問題につきましてはけさほど来大ぜいの委員の方々からいろいろ御質問があつたわけでございますし、それにいま始まつた問題ではなくて、もういままでずいぶんいろいろ意見も出ておりますし、多くの方々が意見を上げておられるところで、いまさら改めて申し上げるまでもないわけですが、急速にしかかも確実に高齢化社会がやってくるということがまづ前提になります。これに伴う高齢者の総合的な生活保障の問題というのは、今日ではもう大変に緊急な社会問題になつていふことも事実だと思ふのです。そこで社会的な扶養制度の有力な一つと考えられていふ社会保障、これを実現する公的年金制度の役割が大変に重視されるようになってきていふのも事実でございます。

その理由としていろいろなことが考えられますが、昭和三十年代の高度経済成長政策の導入、その結果と言へるかどうかはわかりませんが、言つてもいいかと思ひますのは、急激な核家族化の問題がございまして。さらにまた事実上の家族扶養制度がだんだんと崩壊してきていふこともありますし、あるいは親類縁者などによつて扶養してもらつたというそのあり方も大変形がかわつてきていふということもあります。また核家族そのものが高齢者世帯になつていふ問題もございまして、そういうものが原因になつていふだろうと考へられますし、それだけでなく別の角度から見れば、従来日本の労働関係を支えてきた生涯雇用関係、こういう問題あるいは年功序列的な関係、これも少しづつずれて申しますか、変わつてきているというふうに見ることができると思ふのです。それですら、退職後の高齢労働者の老後生活保障として公的年金制度は大変に重要だということを改めてまたここで考えなければならなくなつていふと思ふのです。

このように今日高齢者の生活保障に重要な役割を期待されている公的年金制度です。ところが、けさほど来あるいはそれ以前にも幾つか出ておりますように、たとえば無年金者の問題もございまして。ですからそういった無年金者をなくす、あるいは国民皆年金を完全に実施する、あるいはいろいろな歴史的経緯があるとは申しまして、今日の公的年金制度は八種類に分かれていふうような各種公的年金間の財政調整の問題、その他各般の改革が求められていふことは事実だと思ふわけですね。

そこで、まづお尋ねしたいと思ひますことは、今後の年金体系のあり方についてどういうふうにお考えになつていらつしやるのか、聞かしていただきたい。これは五十四年十月に社会保障制度審議会から答申が出されております。いまここで答申を読み上げるまでもないと思ひますので読みませんけれども、この答申に基づいてどのようにお考えになつておられるか、まづこれは大臣から政策としてお考えを聞かせていただきたいと思ひます。

○森下国務大臣 いま国民が一番心配しておるのは自分の寿命が幾らまで延びるか、また自分の老後の生活はどうなるか、これは未来に対する非常に強い関心事でございまして、まさに年金問題は国民一人一人の幸せにつながる問題でござい

ます。そこで、五十四年十月に制度審の基本年金構想が出されましたが、これにつきましては今後の年金体系のあり方について各制度一元化することが究極的には望ましい方向である、そういうことが骨子として出されておるわけでございます。その中の基本年金構想も検討に値する一つの提言である、そういうふうには思ひます。

いまたくさん年金がばらばらに機能いたしまして、平等であるべく、また給付と負担のバランスがとれてなければいけないのがさうでないということは、今後非常に検討を要するもう迫られた課題でございまして、各公的年金制度はそれぞれ目的とか沿革とか財政状況が異なつておりますけれども、先ほど申しましたように一元化をして

いきたい。しかしそれまでに検討すべき問題点も多い。

そういうことで、先ほどもお答えしたのですが、各省庁に絡んでおる問題でございまして、各省庁とも十分制度間の不均衡の是正を進めまして、制度全般の均衡ある発展を図っていききたい。そういうことでこれはできるだけ早く、先ほども局長が申しましたが六十年よりもっと早く、そういう基本的な問題について検討したい、実は私もそのように考えておる問題でございまして。

○金子(み)委員 私先ほどの局長の御答弁を伺っていたのですけれども、財政再建が成立すると申しますか一応めどにしている五十九年が終わって六十年ですね、その六十年までに検討したいと局長はおっしゃっていましたね。六十年までに検討したいという意味は、それまでに手がけるという意味なんです、それともどういう意味なのか、先ほどの御答弁で私意味がよくわからなかったのです。どういうことだったんでしょうか。

○山口(新)政府委員 私どもの方は財政再建期間と余り関連して考えておりません。御案内のように、二十九年以来、少なくとも五十年ごとに再計算をするというところでやっております。当初は五年ごとをやっておりますけれども、最近四年ないし三年で見直しをやっております。その再計算のときに大改正をやっておりますが、できれば六十年より前に、具体案を御提案を申し上げたいというところでございます。

○金子(み)委員 この問題ばかりに時間をとっておられませんが、具体案を提案したいということ、厚生省の段階で考えられた具体案、こういうふうに理解してよろしゅうございましょうか。

○山口(新)政府委員 私どもで所管しておりますのが厚生年金、国民年金、船員保険でございます。いまのわが国の公的年金の九割を占めております。その九割を担当しております厚生省で何らかの考え方を出さない限りは、この問題の進展はないというふうには私は考えております。私どもが考えました案につきまして、ほかの共済組合を所管

しておられます省庁も直ちに合意されるということであれば、一挙にということも可能かもしれません、それはやはり相手のあることでございまして、私どもの一存では決まらない問題であるうかというふうには思いますが、少なくとも厚生省所管のものにつきましては、次の改正の際に、基本的な問題を含めて改正をいたしたいという腹づもりでございます。

○金子(み)委員 せっかく努力していただきたいと思ひます。よその省庁がそれにならうような勢いで厚生省が先達になつていただければ幸いだと思ひますから、ぜひよろしくお願いしたいと思ひます。

その次に、年金財政の問題でひとつお尋ねしたいことがございます。

厚生省がまとめた資料を拝見していただければ、厚生年金と国民年金の昭和五十五年財政再計算というのがありますね。その再計算によりまして、年金額の水準をいまのままにして、標準報酬の上昇率を中ぐらいの七割とした場合、厚生年金財政が黒字でいられるのは昭和七十三年ごろまで、その後は赤字になつてしまふ。そこで、赤字にしては困るので、赤字にさせないためには、その後は頻りに保険料率を上げていかなければならない。そこでそのように操作していきますと、八十二年には積立金の取り崩しが終わつて、やがて男子で三四%以上になつてはならないことになる、こういうふうには言っておられますね。三四%の保険料率に、さらに医療保険だとか租税があると思ひますが、そういうものの負担が加わつていきますから、大変なことになるだろうという感じが察しられるわけです。どこまでみんなが耐えられるのかというのは大きな問題だと思ひます。

国民年金の場合も同様で、この計算に基づきますと、昭和九十年に保険料は月額一万五千七百円というふうには推定される。しかし、この数字は五十五年の価格ですから、それにスライド分を入れましたら、もつともっと大きなものになるのではないかと思ひます。

ないかと思ひます。そこで、お尋ねしたいと思ひますのは、そんなことになると予想されているわけなので、重要な問題だと思ひますが、年金財政の将来、それから給付水準あるいは支給開始年齢と保険料の負担の限度ということについては、どのような方針をこれからお持ちになつていらっしゃるか、それをぜひ聞かせていただきたい。大変心配な問題ですから、ぜひお願いしたいと思ひます。

○山口(新)政府委員 ただいま先生から御指摘のありました問題は、いずれもこれからの年金制度の改革をする場合にポイントになる問題でございまして。厚生年金保険部会でも、現在各項目ごとに検討していただいておりますけれども、要は、給付水準と負担とのバランスをどうするか、つまり、現役の方の賃金による生活水準と、OBの方の年金による生活水準とのバランスをどうするかというのがまず一つございまして。そのところがまずまずの常識的な線におさまれば、負担の方もおのずから常識的なラインになるのではないかと申しますのは、日本にとりましては、二十年後の鏡が現在西欧にあるわけでございまして。すでに成熟段階に達しております西欧では、それなりの公的な年金が機能いたしておるわけでございまして、その姿が一つの判断材料にはなるわけでございまして。そういうものと比較等も考えまして、いまの給付と負担のバランスというものは当然考えられると思ひます。

それからまた、現在の仕組みの中には一面で十分な点がありますけれども、一面では給付が重複して行われるというような要素もあるわけでございまして。こういうものも合理化をいたしますれば、負担の面ではある程度の緩和が図れるという要素もございまして。

それから支給開始年齢の問題でございまして、これは先ほどもお答えを申し上げたのでございまして、けれども、基本的には、現役は賃金で生活をする、それがだめになった段階で年金で生活の中心を支えるということであらうかと思ひます。そう

いう意味で、あくまでも高齢者の雇用の問題を先に対策を考えていただきまして、それとのつながりでの開始年齢も検討していく。単純に何歳にするかということだけではありません、年金の出し方によりましては、またそれなりの効果を得られる面もあるかと思ひます。この問題は、そういうようないろいろな手法も加味して考えてみる必要があるということ、いまいろいろ工夫している最中でございます。

○金子(み)委員 非常に複雑です、検討されておられることもよくわかるわけですが、いまのお考えと、先ほどお話のありました年金の抜本的な見直しの考えと、どういうふうなマツチさせていったらいいでしょうか。

○山口(新)政府委員 一つの考え方としては制度審の構想などもあるわけでございまして、私どもが現実には考える場合には、現行制度とのつながりをどう考えるか、つまり、新しいことを考えるにいたしましたが、現行制度からどういうふうな円滑に移行できるかという問題が一つございまして。

それからもう一つ重要な問題といたしまして、財源の問題がございまして。制度審の基本構想の場合には、新税を導入するというようなことで片づけておられるのですが、私どもが考える場合には、その負担の問題につきましても、つまり財源の問題につきましても、具体的な手法がありまさんと給にかいたものになつてしまふわけでございまして。そういう意味で、現在の制度と段差ができて新しいものが考えられるということではございませぬので、現在の制度がそれぞれ円滑に移行できるという要素を考えざるを得ませんから、そういう意味では、給付の問題にいたしましても負担の問題にいたしましても、結果は、現在の制度を考へているのと同じ問題に帰着するということに考えております。

○金子(み)委員 それはわかつたんですけれども、もう一つ関連で聞かせてください。そのことと、先ほど六十年までの間に新しい考

きますと、いま過去五年間を見たわけですが、過去五年間はいまのお考えと逆になっていますね。そうすると、逆になっているのはまずいから、やはり無拠出の方は拠出制の分よりも高くなるのはよくないということから下がっているくじやないかというふうに関心したわけですが、五十六年のときには下がっているんです、確かに。七%と六・七%ですから、わずかですけれども低いですね。このスタイルがいい、だからこれからやはりどれくらい差がでるか、差がつくのかは別として、とにかく拠出制の分よりも無拠出制の福祉年金の方は低く抑えるべきだ、こういう方針だというふうに理解していいんじゃないか。

○山口(新)政府委員 低くということではございませんで、物価スライド相当ということでございまして、五十六年度の場合にはたまたま予算を組みました段階でほぼ七%組んだわけでございますけれども、拠出の方は実績が七・八%になっております。五十七年度を見ますと予算はそれぞれ四・五%相当で組んでおりますけれども、実績が拠出の方が四・五%を下回りますと、福祉年金の方がやや高くなるというふうな結果として若干の誤差は出るかと思えますけれども、物の考え方としては、物価スライドに相応する程度の引き上げということではないかということでございます。

○金子(み)委員 物価スライドと相当する分をという考えですね。その考え方は、私はわからないわけではございません。

ただ、そうすると、その年によって動きがありますから、相当するものとして予算を用意しても、ひよつとするとそれが逆になるかもしれないわね。もし高くなった場合にどうするのか、低くなった場合にどうするのかという手直しの問題は非常にむずかしいことだとは思いますが、それでも、そういう場合にはそのままにしておくわけですか。

私は考え方として、無拠出制の年金を受給する

人たちは拠出制に比べてたくさんもらわなくてもいいんだというその考え方は非常に残念だと思うのですね、そういう考え方が根拠にあるとすれば、私はやはり厚生行政としてはそうあつてはならないというふうに関心しているものから、どうしてもそれが持ち上がってくるのです、その考え、気持ちが。だからそういう考えではなくていらつしやるのか、その辺をはっきりさせてもらいたいと思うことが一つ。

それから大体バランスをとって相当額というふうに踏んでいても、違つてきた場合には、それは結果だからそのままでやむを得ないということであつて、よほど大きな開きが出ない限りは手直しをしないというふうに進められるんじゃないか。

○山口(新)政府委員 やはり福祉年金の方は金額で法定化されますので、若干のずれはいたし方ないというふうなことでございまして、

それから、基本的な問題でございしますが、やはり現在の社会保険方式の年金制度を前提にいたしますと、拠出した場合に比べて無拠出の場合がやや年金額としては下目になるということも、これはいたし方ないではないか。

たとえば一つの例で申し上げますと、国民年金の拠出制が発足した当時、五十歳から五十五歳の方は任意加入ができたわけでございます。任意加入した方は、十年拠出をされたとして、現在十年年金をもらつていらつしやいますが、任意加入しない方はそのままで七十歳から福祉年金を受給できたわけでございます。その場合に十年掛金をかけた方と何もなかった方で差があつてはいけなかつたかということにつきましては、私どもとしてはやはり拠出された方を優先的に考えるということと整理をせざるを得ない、そういうことでございまして。

○金子(み)委員 厚生省のお気持ち、わかりました。大変事務的ですね。まあやむを得ないのかも知れませんが、事務当局としてはそうお考えになるかも知れませんが、御答弁を要りませんが、大臣、政策としてはやはりもう少し温かくしてい

ただきたいというふうに思います。

それから、その次は生活保護家庭です。生活保護家庭と福祉年金の関係で、先ほど同僚の川本委員の方でもそれに関連する御質問がありまして、そして御答弁もあつたわけで、この関係は先ほどのやりとりでわかりました。

私はそれとは少し違う形なんですけれども、福祉年金を受給することができると生活保護世帯というのがあるんですね。ところが、その生活保護世帯の所得がありますね。生活保護世帯といえども所得を持っています。ところが、その所得がやはり非常に影響するらしいですね、福祉年金を受けると。生活保護世帯が持っている所得というのは大したものではないと一般的には考えられるわけですね。それでもやはり収入認定をするということは、私はちよつと酷いじゃないかなという気がするので、その収入認定をした上で福祉年金をどうするかというところが決まったり、あるいは年齢加算をするとかしないかというようなことがあつたりするということが現在行われているわけですね、私は、生活保護世帯に対しては収入認定をしないで行うことはできないんだらうか。

ということとは、もともと生活保護世帯というのは、どういう目的でどういう理由でしているかというところは明らかですから、その世帯が得ている所得というのは何も一々細々と計算しないでも、この人たちの得ている所得というのはやはり収入認定をしないといつてもいいんじゃないか、あるいはいけなくはないかというふうには私は考えるわけですね。それはいかがなんでしょうか。

○金田政府委員 生活保護制度につきましては、先生御承知のとおり、被保護者がその資産、収入等を最低限度の生活の維持のために活用すること等を要件として行われるわけでございます。要するに、預金とかそういうものがございました場合には、そういうものはすべて使ひ果たしましてなおかつ足りない場合に生活保護を適用するという制度でございますので、年金等の収入が別途ござ

います場合は、原則として収入認定を行うということにこれはせざるを得ないわけでございます。

しかしながら、高齢者とか障害者、母子家庭等、こういった方々につきましては、その生活上特別の需要がいろいろ考えられます。そこで、これに対応するため生活保護制度におきましては、独自に生活扶助の一般基準の一定割合の額を加算することといたしております。福祉年金の額とは直接の関連は持たせてはおりません。この加算額につきましては毎年度所要の引き上げを図つてまいつたところでございますが、今後とも国民の最低限度の生活を保障する立場から、必要な水準はぜひ確保してまいりたいと考えております。

○金子(み)委員 それじゃ同じような問題ですけれども、生活保護家庭が得ている所得の問題でいまそういうふうな措置をとつておられるというところはわかりました。

もう一つの考え方として、その所得の額です。収入認定をなさる場合にどういうふうな基準でなさるかということ、というのは、なぜかと申しましたら、課税対象になるような所得を得るといふことはまずあり得ないと言えないかも知れませんが、せめてそこまでの収入が得られるようになるまでは収入認定しないという方針は出せないでしやうか。

○金田政府委員 この年金につきましても、福祉年金といえども、一つの定期的に支給され、かつ生活費に充てられるべき性格のものでございまして、これを、控除とかそういうことと同じような扱いをすることは、やはり税制とは違ひますので、そのかわりたいたいま私が申し上げましたようなところの加算ということとございまして、現在、たとえば老齢福祉年金をもらつていらっしゃる方々は皆さん七十歳以上でございまして、実際は生活保護の基準をいたしましては、六十五歳以上の方については、男女若干の差はございますが、生活にかかるといふ、飲食物費等については一定の基

準がございます。この基準の男女の平均額の大体半分を従来から加算額として考慮いたしております。

これにつきましては、老人は飲食物にいたしましても特殊性がございます。たとえばやわらかいものを食べなければいけないとか、そういう老人の特殊な生活形態がございます。近隣とのつき合いか、老人につきましましては特に若い人とも違ひますので、そういったこと等いろいろ積み上げ、考慮いたしまして、私ども、中央社会福祉審議会の生活保護専門分科会の御意見も承りながらこの額を決めてまいったわけでございまして、ただいまのところはこういったやり方が妥当であろうかと思つてゐるわけでございまして。

○金子(み)委員 それでは、いまの問題について、どれぐらいの金額が、一般的に言つて生活保護世帯で、そして老齢福祉加算が行われてゐることを計算していただいて、いま御答弁いただかなくて結構ですが、後で教えていただければと思ひます。どの程度になるかということが知りたいわけでは、次に参ります。

次の問題は、私もどうしてこういうことになつたのかなというふうに疑問を持つ問題なんですけれども、それは国民年金の死亡一時金の問題なんです。実はこの死亡一時金というのは、見せていただきましたところが、国民年金制度の制定の昭和三十四年以來そのまゝになつてゐるんですね。一度ちよつと手直ししておられますが、基本的な手直しではなくて、大した問題ではないわけですが、三十五年間保険料を納付した人に対して交付される死亡一時金というのが五万二千円しかないわけですね。国民年金の保険料というのは五十六年四月から四千五百円になつたわけですから、それで計算しますと、一年間納めると保険料だけで五万四千円になるわけですね。そういう人たちが受け取る死亡一時金が五万二千円、納めた保険料よりも少ない死亡一時金をもらつてゐるということなので、これが私はどうもよくわからないの

です。何か釈然としないと思ひますか、この制度そのものがこれでは余り意味がないんじゃないかという気がするのです。

そして、どういふ理由でこういうものがつくられたのかということがわかりたいのが一つと、今日の余り意味がないから、この制度については見直しをする必要があるんじゃないかというふうな気がするのです。

それで、もし厚生省でも見直しをする必要があるとお考えになるのだしたら、今回の法律改正のとき、あるいは昨年度の法律改正のときにどうしてお出しにならなかつたのか。いま毎年毎年改正してゐますね。だけど、この問題は一度も出てこないんですね。それでこういうものが何となく残つてゐるんですけれども、これはむだと言つてはいけなかつたかもしれません、こういう目的でつくられたものか、今日でも五万二千円ぐらいの死亡一時金を受け取つてどういふ意味があるのかというところがどうしても理解できないのですけれども、そこら辺をひとつ御説明いただけませんか。

○山口(新)政府委員 元来、公的年金制度におきましてはこの種の給付はむしろ異例だと思ひます。厚生年金におきまして、当初は脱退手当金というものがあつたわけでございまして、制度の成熟とともに、主として労働側の御理解を得ましてやつと廃止したわけでございまして。国民年金の場合の死亡一時金も似たような性格があるかと思ひます。当初は年金制度にまだなじみが薄いという段階に対しての適用でございましてから、掛け捨てを嫌う感情をある程度配慮したということだと思ひます。

基本的にはいま御意見ございましたように、見直すべき問題だと思つております。これも次の大改正のときの一つの題材であるというふうに認識しております。

○金子(み)委員 それでは見直すわけですね、なくしてしまふか、なくさないかということも検討するんでしようね。それだったら、来年度また法律改正があると思ひますけれども、そのときにお

出しになりますか。

○山口(新)政府委員 やはり制度の全体の構成に絡みがありますので、全体の見直しのときに一緒に整理をしたい、あるいは形を変えて存続することもあるかもしれません。そういう意味での検討をさせていただきたいということでございます。来年度大改正をすれば一緒にということになるかもしれないが、そうでない場合は来年度はお出しはできないと思ひます。(後ろ向きの見直しはやだめなんだよ)と呼ぶ者あり)

○金子(み)委員 いろいろと声が出ていますけれども、やはり同じことを毎年繰り返すなどというのはおろかなことだと思ひます。ですから、こういうものは気がついたら手直しをなさつていじりやないでしようか。全体の抜本改正をするときにやります、あれもそのときやります、これもやります、先ほどのお話ですと、いろいろございましてね。そういうものをみんな一まとめにまとめて一括してやりたいというお気持ち、わからなくてもないですけれども、こういうものは私はそんなにむずかしいはずだと思ひますから、一つずつ片づけていつたらどうかと思ひます。しかし、厚生省はそう考えていらつしやらないようですから、できるだけ早く抜本改正をやつていただかなければならぬということにむしるな

りますね、それはぜひ考えていただきたい。時間もだんだんなくなりましたが、女性の年金の問題、もうこの問題は何度も出てゐる問題でございますから、私はあえてここでいろいろと並べてやうと思つておられません。思つておりませんけれども、考えていただきたいことは、女性は男性よりも長生きするんですよ、統計上少なくとも五年は長生きするようになってゐるんですね。長く生きることはいかにもありませんけれども、言葉をかえれば、日本の老人問題というの、端的に言つて、婦人の問題だと考えてもいいぐらいだと思ひます。

ところが、その婦人が大変冷遇されてゐて、年金に關してはまことに情けないかつこうになつて

いるわけですね。しかし、これからは寡婦がふえるかもしれません。それから、高齢女性が一人暮らしをする人もふえるでしょうし、独身の女性もふえてくるだろうというふうに考えますと、老後の生活のことを考えると、この年金制度の問題は非常に重要な問題になつてくると言えると思ひます。

いまの年金制度では、女性の、独自の年金権がないというところに問題があるわけですね。これは日本の長い封建的な歴史の中から生まれた年金制度で、男社会の中でつくられた年金制度で、いふうに考えられると思ひますけれども、女性は常に男性の扶養家族として、独立してゐないんですね、そういう思想の中でつくられた年金制度ですから、今日に至つてもなおかつ自立した年金権というものを持つことができないようにつくられてしまつてゐるというのが現状でござい

なはだしいのは、独自の年金を持ちませんから、離婚したら無年金になるという、これは本當に開発途上国にも見られないような後進性がある、まことに経済大国日本、先進国日本としては恥ずかしい問題だと思ひます。それに、すでに女性の差別撤廃条約に日本もサインをして、批准する方向へ向かつてゐますから、そのことも踏まえて考えてみたら、これは何としてでも直してやらなければならぬというふうに思ひます。これはそうすると、年金の抜本改正のときに一緒に直します、こういう返事が返つてくるのじゃないかなという気がするのですけれども。

そこで、また同じ答弁が戻つてくるだろうと思ひますけれども、ひとつお尋ねしたいのは、国民年金は個人年金ですね。個人年金なんです、被用者の妻の国年の加入というのは任意加入になつておりますね。これをなぜ強制加入にしなかつたのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○山口(新)政府委員 なぜしなかつたのかという

お尋ねですが、これは非常にむずかしいために、先ほども申し上げましたけれども、本則の中に將來考へるという規定を当初置いたようでございます。それから二十一年たつてしまつてゐるわけでございますから、それを何とか今度決着をいたしたいということでございます。そういう意味で、まあ厚生年金の中には一部加給年金という仕組みもございますので、恐らくそれとの制度的な整理が決着し切れないためにあまいな形で仕組まれたのじゃないかというふうな推測をいたしておりますけれども、一つの制度として本則の中で特定の問題について改めて法律で検討するということを書くのは非常に珍しい例でございます。それだけのむずかしい問題が内蔵をしていたのじゃないかというふうに見ております。

○金子(み)委員 推定されますとか、ではないかと思ひますという御答弁をいたされて、ちよつとびっくりしたのですけれども、その当時、確かに年金局長は厚生省にいらつしやうなかつたのだから、それはお聞きになつたに違ひないと思ひますけれども、そういうことは行政の上できちつと確定になつていないものなんでしょうかね。その点、私は大変不思議だと思つたのです。そういうことは後の人たちが引き継ぎの中できちつとしないから、そうだと思ひますとか、推定されますとかというふうなお返事になつてしまふので、これは非常に不確定でよくないことだと思つたのです。いまここでその御答弁は要りませんけれども、同じ人がいつまでも同じところにいるとは思ひませんから、代々引き継いで仕事をしてくことになると思ひますが、その場合にはきちつと事務的に、それは得意なんじゃないでしょうか、事務的に処理するということは、だから、そこら辺はきちつとやつていただきたいと私は要請しておきます。

最後に一つだけ、児童手当の問題です。もう言い尽くされておりますし、時間がございませぬからごてごてとは申しませぬけれども、現在の子供というのを考へてみていただきたいのです。現在

の子供というのは、今後四十年間継続するであろう高齢化社会に中核的生産労働力として、あるいはまた高齢者と今度は自分の子供、自分の次代を担う子供の両方の扶養、わかりやすく言えば親と子供を扶養していかなければならない、そして人生の大半をそれに注いでいかなければならないような人の子供がなるのです。それで、そのことを考へますと、財政再建、財政再建と言つて所得を制限してみたり、あるいは子供の手当を三人のきょうだいの第三子だけにしつてみたり、そういう出し方をしないで、やはりこういうことを考へればいまの子供は本当に大事な子供ですから、社会の子供として社会的に責任を持つて育て上げていかなかつたら四十年先日本はどうなるかというのを考へたときに、やはりいまだ大事だと思つたのです。ですから、財政再建は結構ですけれども、私は児童の扶養に対する限り余り財政再建を振り回してもらいたくない、そして子供の扶養についてはきちつとできるようにしていただきたいと思つたのです。

そこで、いろいろ言ひたいことはございすけれどもやめませんが、お尋ねしたいと思ひますことは、所得制限の問題と、それから第三子だけの児童手当を第一子から、これは世界の国々がすでに行つてゐることですけれども、これと、三年後には、いわゆる財政再建成立後はきちつとまたもとへ戻す。もとへ戻すというのは、所得制限の方は撤廃して戻すということですね。それから第一子から手当を支給するということは、新しくすることになるかもしれませんけれども、これは三年、五十九年までがまんしますが、六十年からはそれをするということを私は確認させていただきたいと思ひますが、これは大蔵省の關係もあるようですので大蔵省からの御答弁と、それから厚生省の方の御答弁とがいただきたい。一言で結構です。

○幸田政府委員 所得制限の問題でございすけれども、先般の行革特例法は御案内のとおり三年間の臨時應急的なものでございす。したがいまして、考へ方といたしましては、その期間が経過

をいたしますれば当然もとへ戻るといふ考へ方に相なるわけでございす。

ただ、二番目の問題に關連をいたしますけれども、児童手当制度につきましては、この行革特例法におきまして「その全般に關して速やかに検討が加えられた上、」必要な措置が講ぜられるべきものとする。」という規定もあるわけでございまして、私も関係審議会の意見等も聞きながら、児童手当制度全般について幅広く検討を行つてまいりたい、その上で結論を出したいと思ひます。

○篠沢説明員 いま児童家庭局長からお話がありましたことと同じでございすけれども、児童手当制度につきましては行革関連特例法によりまして所得制限というものを強化したわけでございす。また、あつた特例措置の適用期間中に制度全般に關して検討が行われるということになつておりますから、私もそれといたしまして各方面の議論をよく伺ひ、またそれを参考としながら、幅広い角度からいろいろ検討していかなければならぬというふうな考へておるわけでございす。

ただ、財政当局といたしましては、財政事情とか高齢化社会が非常に厳しい姿で進展をしていくというところをいろいろ考へますと、児童手当も含めまして、いろいろな社会保障給付というものの重点化と申しますか、あるいは効率化と申しますか、いろいろ考へていかなければならない点が多々あるというふうな考へておるわけでございす。したが、いづれにいたしましても、ただいま申しましたように、各方面の議論をよく伺ひまして考へてまいりたいというふうな思つております。

○金子(み)委員 それでは時間も参りましたので、最後に大臣にお願いしたいと思ひます。年金制度につきましては、きょうの審議、あるいはこの次も行われますけれども、この委員会でも審議される問題だけどもかなりたくさん問題点が出てきてゐるというふうな思ひます。それらの問題点を改善することのために、大臣は先ほどどなたかのときの御答弁で勇氣を持つてやります

とおつしやつていらつしやいましたけれども、そのことをぜひお忘れにならないで、年金の問題は、三年たつたらやるんだということとは關係がな。それとは無關係だと思ひますから、できるだけいろいろな問題を一日も早く解決をしていただきたいと思ひます。いまやることとがすでに過ぎに過ぎると思うわけなんです、いままでなぞもつと早くやんなかつたかと私はむしろ言ひたいぐらいでございす。しかし、済んだこととありますから、これからどうするかということにぜひひつかりと考へて、そして進めていただきたいというふうに思ひますので、御決意を伺つて質問を終わりたいと思ひます。

○森下國務大臣 年金問題は、社会保障制度の中でも健康保険と同時に非常に重要な問題でございす。特に高齢化時代に備へましてこの制度をきちつとすることについては民生安定のためにも大変重要である。ちよつと高度経済成長が終わつて、オイルショックの後、福祉関連ということで昭和四十八年から福祉予算は急速にテンポを速めてきたことは事実でございす。それが現在は足踏み状況になつておるということで、非常に急成長とまた足踏み状態という一つの転換期に際しまして、どういふ方向で行けばいいか、また非常に多岐にわたつておる年金制度をいかにして一本化していくか、これは平等の原則でございすから、それと公的給付がどの程度まで行けばいいの、どういふような問題も含めまして、幸い臨調の方でも方針が示されておりますし、各党でも年金構想はいかにあるべきかというふうな大変ありがたい構想も出されておりますし、これは六十年がどういふ問題でございす、本日はたまたまからでもこの問題に真剣に取り組んでも私は遅くはない、このように実は思つております。

それから、御婦人の年金が非常に差別があるというふうなお話もございしました。これも私もそのとおりだと実は思つております。もう大抵の厚生年金にかかつておる方の奥さん方は国民年金に入つて自分の不安を解消しようというお気持ちがあ

るし、またそうでない方も企業年金とか個人年金まで入っておられる。何か将来に対する御婦人の不安がそういうふうな気持ちに駆り立てておるし、また個人年金なんかでもそれをちようどうまく利用して、御婦人は非常に差別されておるんだ、だからこういう年金に入っておかないと大変ですと、いまいろいろお話がございましたようなそういうことをわれわれも具体例として聞かされるわけでございますし、そういういろいろな矛盾点もございまして、多少過去において試行錯誤的な面も確かに私はあったと思います。

先ほど川本先生から大変なときに厚生大臣になったな、しかしこれをりっぱにやったらりっぱな大臣になるぞと激励を受けたものですから、私もちよつと褒められると調子に乗る方でございますが、これは調子ではございませんので、本当にそのためにわれわれは政治家になつたという川本議員と同じような世代でございますので、年金の問題でも全力を挙げることをお誓い申し上げて、答弁を終わります。

○金子(み)委員 これで終わります。ありがとうございます。

○唐沢委員長 次回は、来る十三日火曜日午前十時から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時四十二分散会

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する修正案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一号中「昭和五十七年五月一日」を「公布の日」に改め、附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 次の各号に掲げる規定は、昭和五十七年四月一日から適用する。

一 第一条の規定による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条第一項から第三項まで

及び第七項、第八条の二第二項及び第三項、第二十六条第一項並びに第二十七条第一項及び第三項の規定

二 第三条の規定による改正後の未帰還者留守家族等援護法第八条の規定

三 第五条の規定による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百八十一号)附則第十八項の規定

本修正の結果必要とする経費

本修正の結果必要とする経費は、昭和五十七年度において、約六億円の見込みである。

昭和五十七年四月二十一日印刷

昭和五十七年四月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W